

平成 26 年度

包括外部監査の結果報告書

京都市における観光振興政策及び文化・芸術の
発信並びに伝統産業の育成に係る事業について
(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)

平成 27 年 3 月

京都市包括外部監査人
高 橋 一 浩

平成 26 年度京都市包括外部監査

監査テーマ

京都市における観光振興政策及び文化・芸術の
発信並びに伝統産業の育成に係る事業について
(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 外部監査のテーマ（地方自治法第 252 条の 37 第 1 項にいう特定の事件）	1
2.1 選定したテーマ	1
2.2 テーマの選定理由	1
3 外部監査の実施期間	1
4 外部監査の方法	1
4.1 監査の要点（監査の着眼点）	1
4.2 主な監査手続	2
4.3 往査の実施状況	2
5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
5.1 包括外部監査人	3
5.2 包括外部監査人補助者	3
6 利害関係	3
第 2 観光施策について	4
1 京都市における観光施策の概要	4
1.1 京都観光振興計画	4
1.2 観光を取り巻く情勢	9
1.3 京都観光の現状	14
1.4 京都市 M I C E 戦略 2 0 2 0	17
1.5 観光振興対策の主要施策の概要	21
2 観光施策の監査の結果	33
2.1 「おもてなし」について	33
2.2 「人づくり、まちづくり～おもてなし・やすらぎ・しつらい～」について	37
2.3 部局連携について（意見）	39
2.4 「M I C E 戦略 ～つどい～」について(意見)	40
2.5 京都観光総合調査について	41

2.6	観光関係 3 団体のあり方について(意見)	55
2.7	ホームページについて(指摘)	56
3	契約事務について	58
3.1	委託契約の概要	58
3.2	委託契約の締結方式	58
3.3	委託契約事務の流れ	60
3.4	個別検討を実施した委託契約	60
3.5	結果及び意見	61
4	補助金等について	62
4.1	補助金等の概要	62
4.2	京都市における補助金等に関する規定	62
4.3	補助金等の事務の流れ	63
4.4	個別検討を実施した補助金等	63
4.5	結果及び意見	64
5	宇多野ユースホステルについて	65
5.1	宇多野ユースホステルの概要	65
5.2	宇多野ユースホステルの管理運営	65
5.3	利用実績	65
5.4	一般財団法人京都ユースホステル協会の状況	66
5.5	京都市からの貸与物品の管理について(指摘)	66
第3	伝統産業振興施策について	68
1	京都市の伝統産業の概要	68
1.1	京都市の伝統産業とは	68
1.2	京都市の伝統産業の現状	69
1.3	京都市伝統産業活性化推進条例	72
1.4	京都市伝統産業活性化推進計画(第2期)	73
1.5	伝統産業振興事業の主要施策の概要	81
2	伝統産業振興施策の監査の結果	85

2.1 アンケート調査について	85
2.2 振興施策の今後の方向性について	88
2.3 振興施策の今後の方向性に対する意見	90
3 契約事務について	92
3.1 委託契約の概要	92
3.2 委託契約事務の流れ	92
3.3 個別検討を実施した委託契約	92
3.4 契約事務に関する結果及び意見	92
4 補助金等について	96
4.1 補助金等の概要	96
4.2 補助金等の事務の流れ	96
4.3 個別検討を実施した補助金等	96
4.4 補助金等に対する結果及び意見	96
5 京都伝統産業ふれあい館について	97
5.1 京都伝統産業ふれあい館の概要	97
5.2 ふれあい館に対する意見	98
第4 文化施策について	101
1 文化振興施策の概要	101
1.1 文化市民局文化芸術企画課	101
1.2 京都文化芸術都市創生条例	101
1.3 京都文化芸術都市創生計画（改訂版）	101
1.4 文化振興対策の主要施策の概要	114
2 契約事務について	119
2.1 委託契約の概要	119
2.2 委託契約事務の流れ	119
2.3 個別検討を実施した委託契約	119
2.4 契約事務についての結果及び意見	119
3 補助金等について	123

3.1	補助金等の概要	123
3.2	補助金等の事務の流れ	123
3.3	個別検討を実施した補助金等	123
3.4	補助金等に対する結果及び意見	123
4	京都市美術館について	124
4.1	京都市美術館の概要	124
4.2	実施事業	124
4.3	運営実績	125
4.4	管理者主体	126
4.5	将来構想検討委員会における美術館のあり方検討	126
4.6	追加が望まれる事項について	129
5	元離宮二条城について	134
5.1	二条城の概要	134
5.2	実施事業	134
5.3	運営実績	135
5.4	管理運営主体	136
5.5	集客力の向上について（意見）	136
5.6	イベント等の誘致について（意見）	136
6	京都コンサートホールについて	137
6.1	京都コンサートホールの概要	137
6.2	管理運営主体	138
6.3	施設（貸館）の利用実績	138
6.4	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団の状況	138
6.5	コンサートホールに関する結果及び意見	139
第5	文化財保護について	141
1	文化市民局文化財保護課	141
1.1	活動内容	141
1.2	文化財の保護施策の概要	141

1.3 主要施策の概要	142
2 文化財保護の監査の結果及び意見	146
2.1 修理助成金について（意見）	146
2.2 京町家等文化的価値の高い建物の保存について（意見）	147
3 契約事務について	148
3.1 委託契約の概要	148
3.2 委託契約事務の流れ	148
3.3 個別検討を実施した委託契約	148
4 補助金等について	149
4.1 補助金等の概要	149
4.2 補助金等の事務の流れ	149
4.3 個別検討を実施した補助金等	149
4.4 補助金等の監査結果及び意見	149
5 京都市考古資料館について	153
5.1 京都市考古資料館の概要	153
5.2 実施事業	154
5.3 運営実績	155
5.4 管理運営主体	156
5.5 埋蔵文化財研究所の状況	156
5.6 考古資料館に対する結果及び意見	156
第6 まとめ	159
1 京都市の観光政策について	159
2 M I C E戦略の取組について	161
3 京都市伝統産業活性化事業について	163
4 文化市民局による文化芸術施策について	165

「指摘」は、法律や条例への適合性・合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から法律や条例で強制されていない事項でもすぐに改善を求める事項を述べている。

また、「意見」は、将来的に改善・検討することが望ましい事項を述べている。

なお、報告書文中で用いている表中の数値については、四捨五入等の関係で合計が一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に規定する包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

2.1 選定したテーマ

京都市における観光振興政策及び文化・芸術の発信並びに伝統産業の育成に係る事業について（関連施設・外郭団体の運営管理を含む）

2.2 テーマの選定理由

国策である外国人観光客2,000万人の実現ならびにMICEの誘致・推進に向けて、日本を代表する国際文化観光都市である京都市の担う役割は非常に大きい。また京都観光の目玉でもある文化についても、単に古い伝統的日本文化を守っているという面だけではなく、文化を起爆剤として新たな価値を生み出す能力を京都は有している。これら観光・文化を新たな産業の創造にも繋げることも出来る。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、京都の魅力ある文化・芸術を世界に発信することにより、京都の観光産業・伝統産業の育成にも繋げることが出来る。

京都市は、これらの事業を行政の立場でリードし振興する役割を担っており、その役割機能を十分に発揮できているのかを監査することが有用であると判断し特定の事件（テーマ）として選定した。

3 外部監査の実施期間

平成26年7月1日 ~ 平成27年3月9日

なお、監査対象期間は、原則として平成25年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及し、また、平成26年度についても対象とした。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（監査の着眼点）

各種関連予算について、効率的・効果的な執行がなされているか。

施設の管理・運営について、コスト意識を持ち効果的・効率的になされているか。

契約事務、助成金・補助金等の交付に関しては、所定の手続にしたがって適正に行われているか。

施設、物品の管理等は法令等に準拠して適正に行われているか。

これらの事務が、市民にとって有効で効率的なものになっているか。

4.2 主な監査手続

関係書類の閲覧

各主要施策を所管する担当課より各種関係書類や資料の提供をうけ、これらの通査・閲覧を通して各主要施策の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署の各担当課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

現場視察

監査の要諦は「現場確認」にあるといわれるように、監査対象となっている現場の視察は何より重要な監査手続であると理解している。代表的な施設に往査して、その概要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況把握に努め、問題点の検出に注力した。

上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的な機能である。しかし、監査の役割はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善するべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。それは監査の指導的機能とも言われているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言に繋がられるよう努力した。

4.3 往査の実施状況

往査実施対象施設	往査実施日	往査担当者
京都市考古資料館	平成 26 年 10 月 23 日	包括外部監査人及び外部 監査人補助者 3 名
京都コンサートホール		
京都伝統産業ふれあい館	平成 26 年 10 月 24 日	
京都市美術館		
宇多野ユースホテル		

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

公認会計士	高橋 一浩
-------	-------

5.2 包括外部監査人補助者

公認会計士・税理士	吉井 英雄
公認会計士	岩淵 貴史
公認会計士	梅本 顕宏
公認会計士	北浦 泰崇
公認会計士	堀田 喜代司
公認会計士	牧野 康幸
公認会計士	渡邊 陽子
公認会計士試験合格者	今井 裕了
公認会計士試験合格者	山根 健史

6 利害関係

京都市と包括外部監査人並びに補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 観光施策について

1 京都市における観光施策の概要

1.1 京都観光振興計画

1.1.1 序文

京都市においては、平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」を策定し、観光振興施策を進めているところであるが、次の取組や目標等を掲げた「京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」を平成26年10月に策定している。

「京都観光振興計画2020」の冒頭に、「世界があこがれる観光都市へ」と題して、京都市長門川大作氏による序文が記述されている。

「5000万人観光都市」達成後の次なるステップとして、訪れる全ての人々に感動がある「5000万人感動都市」を目指してきた京都。今回は更に歩みを進めて、「感動」の先にある「世界があこがれる観光都市」へ！そんな強い決意を込めて、この度「京都観光振興計画2020」を策定しました。

近年、歴史、伝統、食、芸術、ものづくりや精神性など、多様な面で日本の文化に対する世界の関心が高まっています。こうした中、平成32年(2020年)のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決まり、これから我が国は一層注目を浴びるものと存じます。そしてこれは、京都に伝わる日本文化を広く発信し、京都が「観光立国・日本」を力強くけん引する絶好の機会でもあります。

今回の大きなチャンスをしっかりと捉えて、京都、ひいては我が国の発展の礎としていくためには、6年後に何をするのかではなく、この6年のうちに何をするのが極めて重要です。本計画は、スピード感を持って取組を進めていくため、従来の「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」の次の計画として半年前倒しで策定したものです。

オリンピック・パラリンピック招致プレゼンテーションを機に、「おもてなし」という言葉が一躍世界中に広まりました。「おもてなし」の核となるものは、周囲の人や物に対する思いやりの心です。その心を大切に多彩な文化を磨き上げ、千年を超えて我が国の都として多くのお客様をお迎えしてきた京都こそ、「おもてなし」の本場であると私は思います。そして、このような京都ならではの強みをいかしていくことが、多くの人々に「あこがれ」を持っていただけるまちづくりにつながっていくと確信しています。

観光政策は、あらゆる分野を横断する総合政策です。また、観光客の方々の心を惹き付け、快適にお過ごしいただけるまちは、市民の皆様にも「住んでいてよかった」と実感いただけるまちでもあります。役所内の縦割りを排し、同時に多くの市民、関係者の皆

様と力を合わせて、訪れる人にも住む人にも高い満足をお届ける、魅力あふれるまちの実現に全力を尽くしてまいります。

結びに、「京都市観光振興審議会」の皆様をはじめ計画策定に携わっていただきました関係者の皆様、パブリック・コメントに貴重なご意見やご提案をお寄せくださいました市民の皆様、事業者・団体の皆様に、心から御礼申し上げます。

また、「京都観光振興計画2020」の前文「計画策定に当たって」において、以下の記述がなされている。

平成26年(2014年)7月、世界で最も影響力を持つ旅行雑誌のひとつ「トラベル・アンド・レジャー」誌が行った読者投票「ワールドベストアワード2014」において、世界の人気都市を決める「ワールドベストシティ」ランキングで、京都市が1位に選ばれました。また、平成25年(2013年)の観光客数、外国人宿泊客数、観光消費額はこれまでの最高の数値を記録しています。

京都市では平成12年(2000年)に、「京都市観光客5000万人構想」を発表し、平成22年(2010年)に策定した「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」では、観光の「質の向上」を徹底し、市民、社寺関係者、文化関係者、観光関連業界、地元企業、大学・学生、観光客の皆様とともに、一丸となって取組を進めてきました。

先人たちが脈々と継承してきた、景観・伝統文化・伝統産業等を守り、育て、創造的な活用を進めてきたこと、市民ぐるみであたたかい「おもてなし」の心で皆様をお迎えしてきたこと、観光客の皆様のお声をきちんとお聴きし、不満を一つずつ丁寧に解消し、満足いただいた強みを徹底的に伸ばす、これらの着実な積み重ねがあったからこそ、上記の結果につなげることができました。

観光の取組は、観光客の皆様だけではなく市民の皆様にとっても、住んでいてよかったと実感できるまちづくりに直結するものです。観光政策は、産業、文化、環境、交通、都市整備、福祉、教育等あらゆる政策を横断する総合政策であり、都市の総合力が問われます。

平成32年(2020年)には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。さらに、平成31年(2019年)には、「ラグビーワールドカップ2019」、平成33年(2021年)には、「関西ワールドマスタースゲームズ2021」等の世界的なスポーツ大会の開催が予定されています。開催までの期間は、多くの広報媒体を通じて日本が紹介される機会が増えるとともに、日本への関心が高まる絶好の機会です。

日本の精神性を体現した上質な文化、奥深さなどを持つ京都の魅力をもっと磨き、世界に向けて観せる、そして、市民ぐるみの取組をはじめとする徹底した安心・安全の確保、ユニバーサルツーリズムの推進、外国人観光客に対応する環境整備を重点的に進めるなど、京都ならではの地域力、人間力をいかして「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮ら

し、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくりを進め、50年後、100年後も世界の京都として輝き続けるよう力強く取組を進めていきます。

(注：下線は監査人が追記。)

冒頭の市長の序文と前文で、今後の観光振興について重要なことを述べている。すなわち、京都市は世界があこがれる観光都市を目指すべく、観光立国日本をリードしていくと表明している。また、そのために役所内の縦割り行政を排して、京都市民・関係者の総力を結集すると述べられている。

また、どのような観光都市であるべきかの一つのキーワードとして、「おもてなし」が使われている。

1.1.2 計画期間

平成 26 年（2014 年）10 月から平成 32 年度末（2020 年度末）まで

1.1.3 基本理念

- (1) 世界中の人に京都に行きたいという「あこがれ」をもっていただき尊敬される京都を目指します
- (2) 丹精込めた「おもてなし」により、京都を訪れた方々に、多くの感動を届けます
- (3) 市民、社寺関係者、文化関係者、観光関連業界、地元企業、大学・学生、観光客など、京都を愛する皆様とこの計画を共有し、心を一つにして実現に取り組みます

1.1.4 計画目標

・京都を再び訪れたいという「再来訪意向」、親しい友人に京都観光を勧めたいと思う「紹介意向」について、毎年着実に評価を向上させ、より 100% に近づける。とりわけ、「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも 80% 以上を目指す。

(現状)

再来訪意向	大変そう思う～ややそう思う	日本人 95.4%	外国人 91.1%
	(内数) 大変そう思う	日本人 57.8%	外国人 42.3%
紹介意向	大変そう思う～ややそう思う	日本人 88.2%	外国人 96.1%
	(内数) 大変そう思う	日本人 39.0%	外国人 50.7%

・「京都のおもてなし度」について、新たに日本人・外国人にお聞きし、毎年着実に評価を向上させ、より 100% に近づける。とりわけ、「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも 80% 以上を目指す。

(現状)

「京都のおもてなしを感じたか」

<p>大変そう思う～ややそう思う 日本人 54.1% (外国人未調査) (内数) 大変そう思う 日本人 12.2% (外国人未調査)</p>
<p>・外国人宿泊客数年間 300 万人を目指す。</p>
<p>(現状) 外国人宿泊客数 113 万人</p>
<p>・観光に関連する京都の観光消費額年間 1 兆円を目指す。</p>
<p>(現状) 観光消費額 7002 億円</p>

(出典：京都観光振興計画 2020)

1.1.5 計画の 4 つの柱と施策

(計画の 4 つの柱)

人づくり、まちづくり ～おもてなし・やすらぎ・しつらい～

魅力の向上、誘致手法 ～きらめき・いざない～

魅力の発信、コミュニケーション ～ひびき・ひろがり～

MICE 戦略 ～つどい～

なお、MICE 戦略については京都市は別途「京都市 MICE 戦略 2020」を策定している(詳細は 1.4 参照)。

(施策)

<p>人づくり、まちづくり ～おもてなし・やすらぎ・しつらい～</p>
<p>市民が京都への誇りを高める機運を醸成し、市民ぐるみで旅行者をあたたくお迎えするために、子どもから大人まで京都の魅力を再認識できるよう、伝統文化や伝統産業等に触れる機会を創出する。</p>
<p>観光経営を学ぶ高等教育機関等の創設・誘致など、京都ならではの「おもてなし」を研究し、広め、京都らしい、おもてなしの名人を育み支える。</p>
<p>地域の安心・安全の確保や、帰宅困難者対策や外国人観光客対応の充実など緊急時の対応の強化、食の安心・安全の確保など、全ての方が京都観光をお楽しみいただけるよう「安心・安全」を徹底的に高める。</p>
<p>外国人観光客が京都ならではの伝統産業製品や人の魅力に触れることができる「買物」を通じて、楽しさを提供できるまちづくりを進める。</p>
<p>車いすレンタル制度創設をはじめとする、ユニバーサルツーリズムの推進や、観光地のトイレの環境整備、外国人観光客に対応する Wi-Fi 環境や案内標識をはじめとする言語環境整備など、「やさしさ」あふれるまちづくりを進める。</p>
<p>歩く楽しさを更に引き出す歩いて楽しいまちづくりの推進や、自転車観光の推進、観光客向け公共交通案内の充実、観光地をつなぐ公共交通機関の利便性向上に取り組む。</p>
<p>ホテルや旅館をはじめ、安心・安全で多様な形態の宿泊施設(宿坊・特区制度の活用・</p>

空き家等)の整備を支援する。

魅力の向上、誘致手法 ~きらめき・いざない~

京都文化芸術プログラム 2020(仮称)との融合など京都の文化・芸術をいかした観光資源化を推進する(琳派 400 年・伊藤若冲 300 年・伝統芸能等)

「朝観光」、「夜観光」(音楽鑑賞、観劇、伝統芸能、文化施設の夜間開館等)、「地域観光」(温泉等)の充実により滞在の長期化を推進する。

市民と観光客の交流を推進する体験型プログラムの充実やスポーツイベントなどを観光にいかす(スポーツツーリズム)など、様々な要望に応じた観光商品の開発を進め産業振興等を推進する。

優れた京都の伝統産業・景観・文化財を「守り」、「育て」これらを「いかす」ことにより、京都の都市格と魅力を高める。

和装、京の食文化、日本酒、京野菜等の京都が培ったあらゆる価値の蓄積をいかした新たな観光資源を創出する。

地域と連携した新たな観光資源の掘り起こしや既存観光地の再構築、祭り・伝統行事などの地域の魅力の発信による地域の活性化を図る。

国内修学旅行や大学生等との誘致強化など、京都のよき理解者となりうる青少年層の誘致を推進するとともに、海外からの教育旅行誘致や大学等の連携強化により留学生誘致を推進し、国際交流による相互理解を促進する。

成熟した訪日旅行者(目利き層)・ムスリム層(イスラーム教徒)市場等の深耕など、国の政策をけん引する外国人観光客の誘致策を強化する。

国内観光状況の変化や国内重点市場の設定による国内観光客誘致策の充実を図る。

外国人観光客の要望に合わせて、「自然(海・山・雪)と京都」、「テーマパークと京都」など、他の地域との連携を強化し、京都とは異なる魅力的な観光資源を組み合わせた効果的な誘致を行う。

魅力の発信、コミュニケーション ~ひびき・ひろがり~

東京オリンピック・パラリンピック等の大規模スポーツイベントに合わせた京都の魅力発信を強化する。

京都をまだ知らない方、興味を持った方、来ようとしている方、お越しいただいた方、それぞれの希望や求めるものを把握し、京都の魅力に対する理解の促進と、京都へのあこがれを醸成するための情報の受発信を強化する。

観光客に向けたリアルタイムの情報発信、情報の公開・共有等の情報流通の自由化(オープン化)など、双方向の案内・情報発信体制を強化し、京都に来られた方と京都に住む方とのコミュニケーションの充実を図る。

伝統文化・伝統産業の維持・継承、京都経済への波及効果など、京都の観光の意義や効果等を市民に広くお知らせし、市民が観光に対する理解を深めていただける取組を推進する。

M I C E 戦略 ~つどい~
開催支援のメニューの充実、産学公連携の強化、宿泊・飲食・会場施設等をコーディネートする組織やワンストップ窓口を開設するなど、主催者が京都を選択しやすい環境を整える。
京都にふさわしいM I C E 誘致の強化を図る。とりわけ、ミーティング・報奨旅行対策の強化などM I C E による経済効果を最大限にする。
環境・科学・文化・歴史など世界の平和や人類の未来に貢献する国際会議の誘致を図る。
M I C E の開催を通じて都市の活力を向上させる。

1.2 観光を取り巻く情勢

1.2.1 国の動向

国においては、観光資源等の潜在力を活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会を目指すことを掲げており、査証発行要件の緩和や外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充などが進められてきている。取組の結果、平成 25 年（2013 年）の訪日外国人旅行者数は約 1,036 万人と、平成 24 年（2012 年）の 835 万人から大きく伸びている。

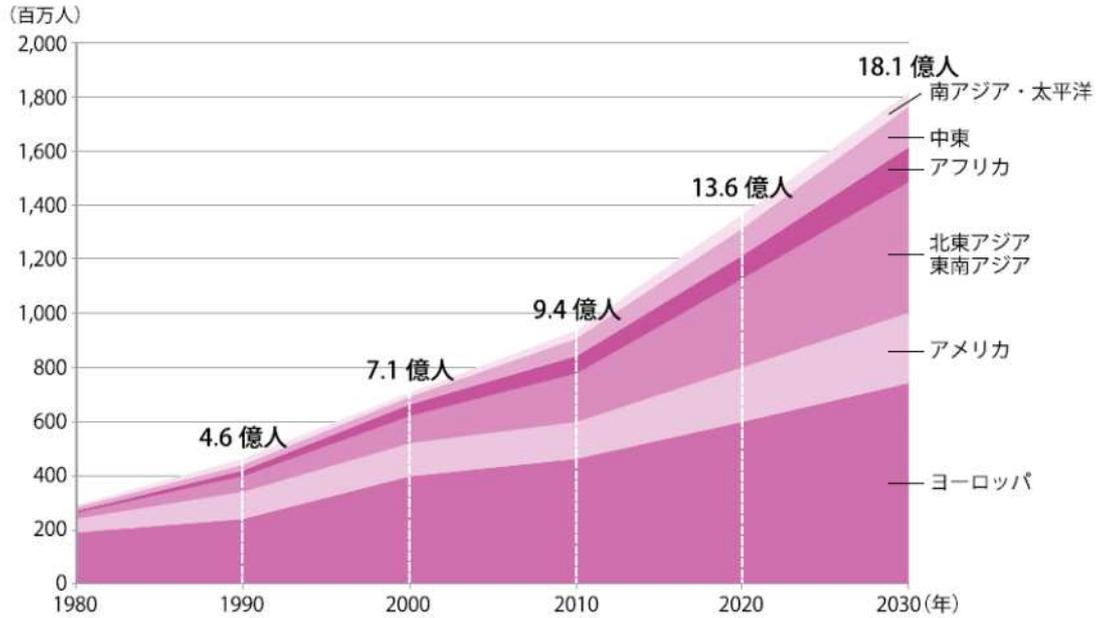
平成 15 年（2003 年）にビジット・ジャパン事業を開始し取り組んできた結果、訪日外国人旅行者数は年間 1,000 万人を達成している。平成 26 年（2014 年）6 月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」を観光立国推進閣僚会議において決定し、政府一丸、官民一体となった取組を強力に進めることとしている。

1.2.2 世界の観光の動向

世界全体の旅行市場は拡大傾向にあり、今後もその傾向は続くと予想されている。

国際観光客数は、昭和 55 年（1980 年）に年間 3 億人だったのに対して、平成 24 年（2012 年）に初めて年間 10 億人を突破した。平成 32 年（2020 年）には年間 13.6 億人、平成 42 年（2030 年）には年間 18.1 億人に達すると推計されている。

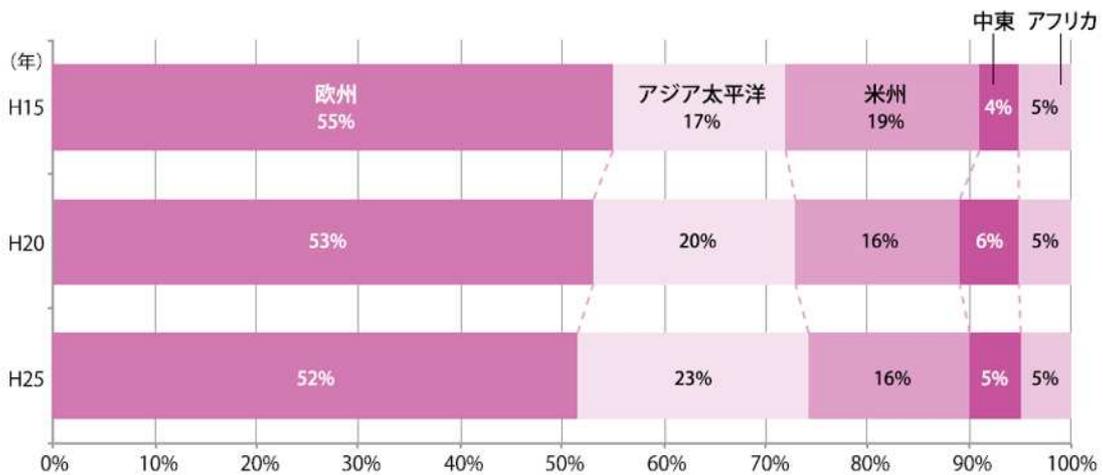
【図 1.2.2 の 1 国際観光客数の推移及び推計】



(出典 : 京都観光振興計画 2 0 2 0)

国際観光客受入数のアジア太平洋地域のシェアは、平成 15 年 (2003 年) には 17% だったが、平成 25 年 (2013 年) に 23% に拡大しており、特に著しい成長を見せている。平成 25 年 (2013 年) にアジア太平洋地域を訪れた国際観光客数は 2 億 4,800 万人となっている。

【図 1.2.2 の 2 国際観光客受入数の地域別シェア】



(出典 : 京都観光振興計画 2 0 2 0)

1.2.3 訪日旅行の動向

平成 25 年（2013 年）現在、日本への外国人訪問客数は 1,036 万人で 27 位となっており、1 位であるフランスの約 8,301 万人と比べて約 12%、同じアジアである中国の 5,569 万人と比べても約 19%となっている。

平成 15 年（2003 年）の訪日外国人数は 521 万人であり、世界的な景気の低迷や東日本大震災の影響もあったが、平成 25 年（2013 年）の訪日外国人旅行者数は平成 15 年（2003 年）の約 2 倍の 1,036 万人となっている。

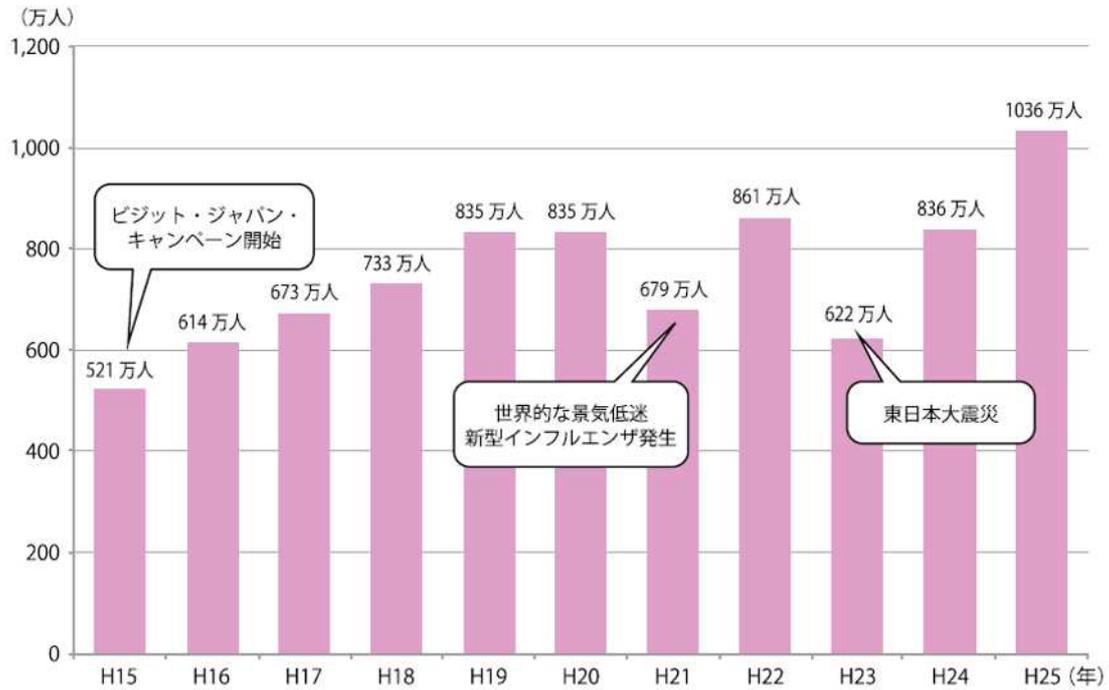
平成 25 年（2013 年）9 月には、平成 32 年（2020 年）のオリンピック・パラリンピックが東京において開催されることが決まり、日本への注目度が高まり、訪日客の増加が期待されている。国においては、平成 32 年（2020 年）に向けて、訪日外国人観光客数 2,000 万人を目指すこととしている。

【図 1.2.3 の 1 世界各国・地域への外国人訪問客数（2013 年上位 40 位）】



(出典 : 京都観光振興計画 2 0 2 0)

【図 1.2.3 の 2 訪日外国人旅行者数の推移】

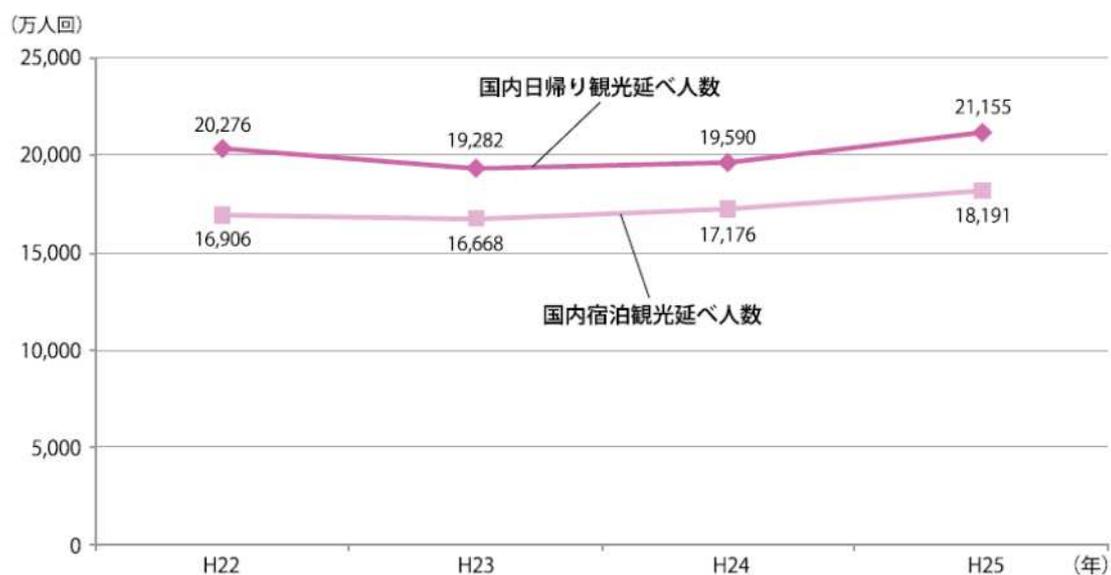


(出典：京都観光振興計画 2 0 2 0)

1.2.4 国内旅行の動向

平成 25 年 (2013 年) の国民一人当たりの国内宿泊旅行回数は 1.43 回、国民一人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊数は 2.35 泊であった。ともに、平成 23 年 (2011 年) までは減少していたが、それ以降は増加している。これは、日中・日韓関係の影響、円安傾向による海外旅行から国内旅行への転移が主な要因として考えられる。平成 25 年 (2013 年) の国内日帰り旅行は延べ 2 億 1,155 万人/回、宿泊旅行は延べ 1 億 8,191 万人/回となっており、平成 23 年 (2011 年) 以降増加している。

【図 1.2.4 国内日帰り観光旅行・国内宿泊観光旅行延べ人数の推移】



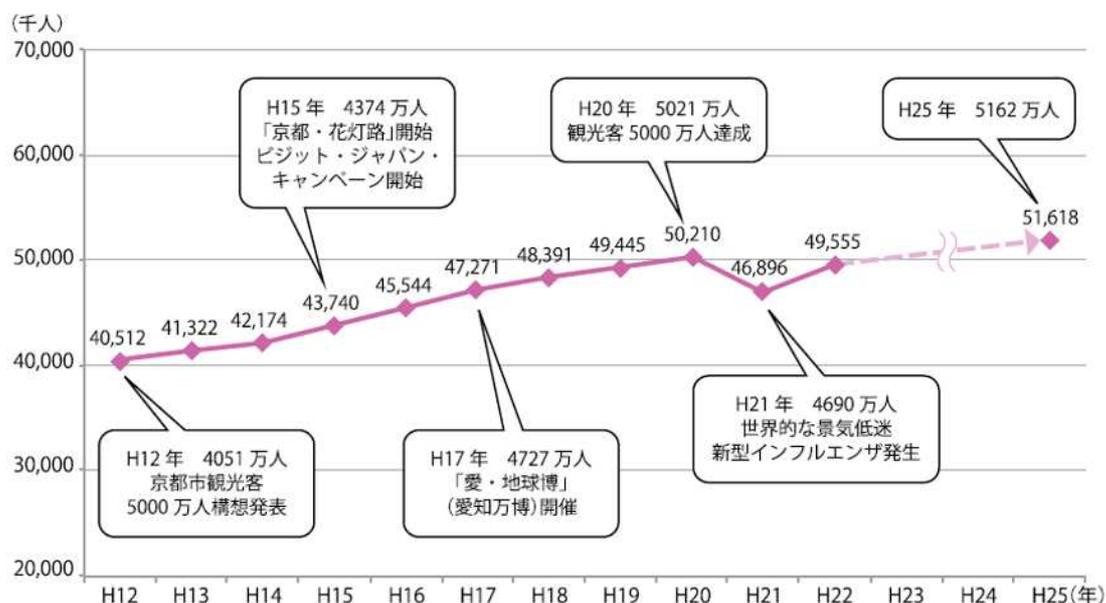
(出典：京都観光振興計画 2 0 2 0)

1.3 京都観光の現状

1.3.1 京都市を訪れる観光客数

平成 12 年 (2000 年) に京都市は観光客 5,000 万人構想を発表し、平成 20 年 (2008 年) に観光客 5,000 万人を達成した。「未来・京都観光振興計画 2 0 1 0⁺⁵」では「観光スタイルの質」、「観光都市としての質」の向上への取組を進め、平成 25 年 (2013 年) には史上最高の 5,162 万人を達成した。

【図 1.3.1 観光客数の推移】



資料：京都市「京都観光総合調査」平成 25 年を基に作成
 ※H23 及び H24 は調査手法の変更により観光客数を推計していない

(出典：京都観光振興計画 2 0 2 0)

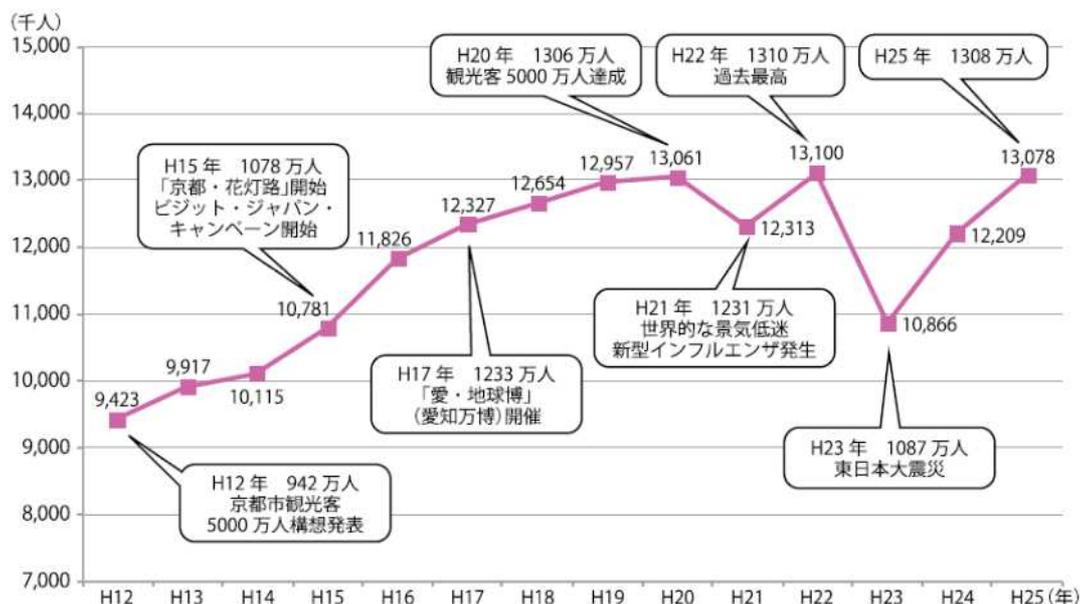
1.3.2 京都市を訪れる観光客の特徴

京都を訪れる観光客の特徴は、「女性が約 6 割」、「50 代以上の方が約 6 割」、「訪問回数 5 回以上の方が約 8 割」、「2 人連れで来訪される方が約半数」、「日帰りが約 4 分の 3、宿泊が約 4 分の 1」、「宿泊客のうち 1 泊の方が約半数・平均宿泊数 1.89 泊」、「出発地別割合は近畿から約 4 割、関東から約 2 割」となっている。

1.3.3 京都市への宿泊客

京都市に宿泊される観光客は、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災により一時的に落ち込んだが、その後堅調な回復をみせ、平成 25 年(2013 年)には年間 1,308 万人の方が宿泊した。

【図 1.3.3 の 1 宿泊客数の推移】

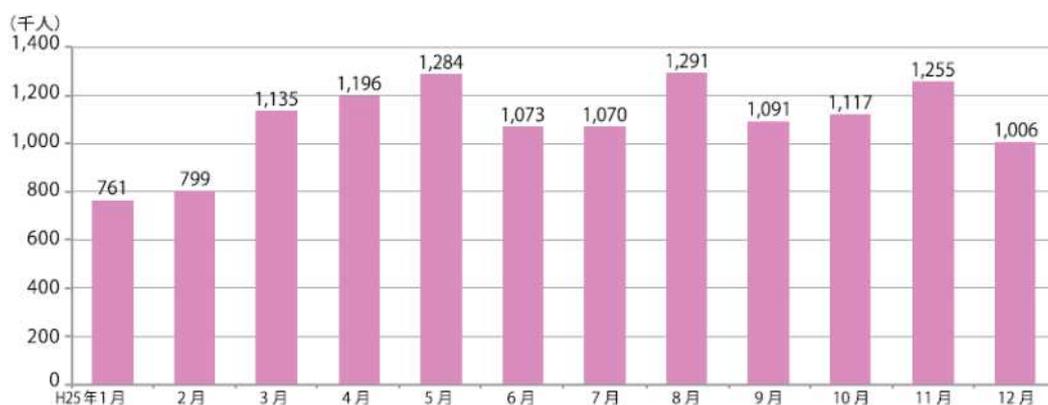


(出典：京都観光振興計画 2020)

月別宿泊客数では、8月が最も多く、次いで5月、11月となっている。一方、1月及び2月の宿泊客数が少なくなっている。

宿泊客のうち、修学旅行生数は110万人で約8.4%、外国人宿泊客数は113万人で約8.6%となっており、国内宿泊客数が約8割を占めている。

【図 1.3.3 の 2 月別宿泊客数】



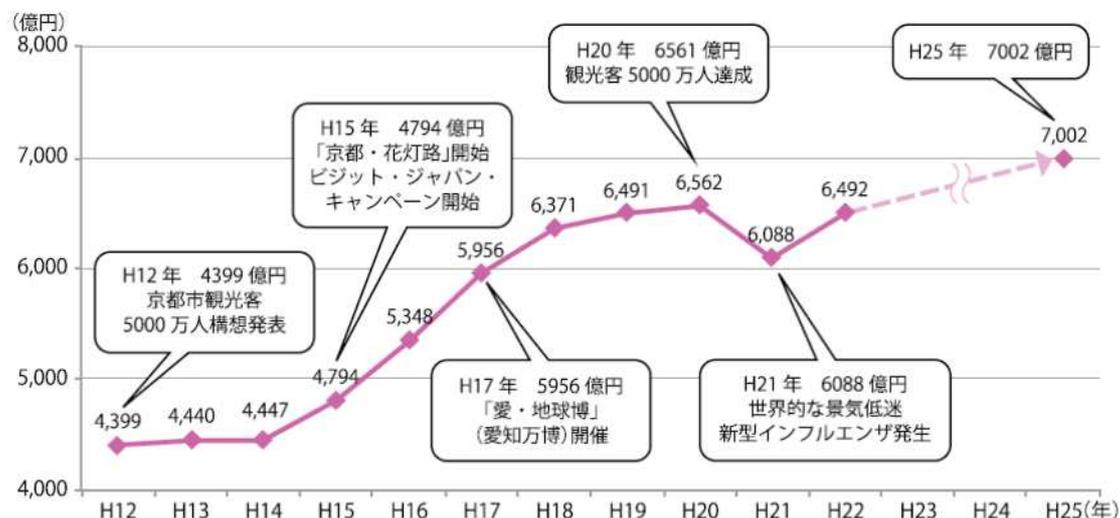
(出典：京都観光振興計画 2020)

1.3.4 観光消費額

観光客が旅行中に京都市内で支出した、交通費、宿泊代、土産代などの合計金額である観光消費額は、観光客数の増加に伴い着実に増加し、平成25年(2013年)には7,002

億円となった。

【図 1.3.4 観光消費額の推移】



資料：京都市「京都観光総合調査」平成 25 年を基に作成※ H23 及び H24 は調査手法の変更により観光消費額を推計していない

(出典：京都観光振興計画 2020)

1.4 京都市 M I C E 戦略 2020

京都市は、M I C E (M(Meeting ミーティング)、I(Incentive tour インセンティブツアー)、C(Convention コンベンション)、E(Event/Exhibition イベント/エキシビション)の4つの頭文字を取った造語)についても「京都市 M I C E 戦略 2020」を策定している。

前文「はじめに」において、以下の記述がなされている。

京都市は、国内自治体では初めて、「京都市 M I C E (マイス)戦略」を平成 22 年(2010 年)に策定しました。まだ日本では「M I C E」という言葉があまり浸透していない時期から、いち早く M I C E の可能性を見出し、「京都の都市特性を生かした、世界に冠たる『国際 M I C E 都市』への飛躍」を戦略ビジョンに掲げ、積極的に取り組んできました。

M I C E の振興は、京都ブランドイメージ・都市格の向上、市民生活の活性化、高い経済波及効果など、社会及び経済の両面において京都の都市活力を支え、向上させることが期待できます。同時に、京都観光の「質の向上」にもつながることから、「世界があこがれる観光都市」実現のために、引き続き取り組む必要があります。

世界各国・各都市とも M I C E 誘致に積極的に取り組んでいる中で、最近の M I C E の傾向として、「その街らしさ」とも言えるユニークベニュー(注)に対し注目が集まっています。「その土地、施設、文化ならではの会場」での M I C E 開催が、主催者側からも参加者側からも求められています。日本も国を挙げて M I C E 誘致活動に

取り組み始めた今、世界に誇る歴史や文化を持つ京都が果たすべき役割は極めて大きいと言えます。

平成 25 年(2013 年)に国が定める「グローバル M I C E 戦略都市」として選定されたこともあり、京都市の取組の重要性は、これまでも増して大きなものとなっています。このような背景を踏まえ、「京都市 M I C E 戦略 2 0 2 0」を策定し、M I C E の現状と課題、今後の施策を取りまとめ、M I C E 誘致を積極的に推進していきます。

(出典：京都市 M I C E 戦略 2 0 2 0)

(注) ユニークベニューとは、本来の用途とは異なる利用を可能とすることで M I C E のイベント・レセプション会場として機能する施設のことである。例として、平成 25 年 11 月から「世界遺産・二条城 M I C E プラン」事業が実施されている二条城が挙げられる(京都市 M I C E 戦略 2 0 2 0 より抜粋。)

1.4.1 M I C E の位置づけ

京都市 M I C E 戦略 2 0 2 0 では、M I C E を以下のとおり位置づけている。

類型別	内容	例	特徴
M Meeting ミーティング	企業の会議 (ミーティング等)	海外投資家向け金融セミナー, グループ企業の役員会議, 新商品発表会等	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態を把握しにくい ● 数十～数百名規模で多数開催されている
I Incentive tour インセンティブ ツアー	企業が従業員の 表彰や研修など の目的で実施す る旅行(企業報 奨・研修旅行)	営業成績優秀者に対する本社役 員によるレセプション, 表彰式や, 自社社員のやる気向上や取引先 顧客への販売促進を目的とした 旅行 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態を把握しにくい ● 参加者が千名単位のもの も多い ● 旅行者一人当たりの消費 額が高い ● ツアーは一週間程度が多い
C Convention コンベンション	国際団体, 学会, 協 会が主催する総会, 学術会議等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性条約第 10 回締約 国会議(COP 10)/ 平成 22 年(2010 年) ○ 第 23 回国際血栓止血学会学術 集会/ 平成 23 年(2011 年) ○ 国際通貨基金・世界銀行年次総 会 2012/ 平成 24 年(2012 年) ○ 第 5 回アフリカ開発会議/ 平成 25 年(2013 年) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人参加者は全訪日外 客数の 1.8% (平成 24 年 (2012 年)) ● 平均開催日数は 2.6 日 ● 平均参加者数は 630 人 (外国人約 67 人) ● 外国人参加者千人以上の ものも存在
E Event/ Exhibition イベント/ エキシビション	文化・ スポーツイベント 展示会・見本市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京モーターショー/昭和 29 年 (1954 年)以降ほぼ毎年実施 ○ 第 11 回世界陸上競技選手権大 会/平成 19 年(2007 年) ○ ラグビーワールドカップ 2019/ 平成 31 年(2019 年) ○ 東京オリンピック・パラリンピッ ク/平成 32 年(2020 年) ○ 関西ワールドマスターズゲーム ズ 2021/ 平成 33 年(2021 年) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的なイベント・展示会 等の件数・外国人参加者 数のデータはない ● 外国人来場者千人以上の ものも存在

(出典：京都市 M I C E 戦略 2020)

1.4.2 京都市が M I C E に取り組む意義

京都市が M I C E に取り組む意義として、以下の 4 つを挙げている。

京都のブランドイメージの向上・都市格の向上

市民生活への還元

観光の質の向上

観光立国の実現

すなわち、国際的な会議を開催することによって、ブランドイメージ等の向上を図るほか、会議によって最先端の技術・情報に接する機会が増え、市民生活の活性化・向上にもつながる。

また、国際的な会議には企業幹部などが多く集まり、レベルの高い観光資源や接遇の提供が求められるため、観光の質の向上につながるほか、消費額の増加にもつながる。

る。

このようにして、京都の魅力を高め、市民も潤うことにより、観光立国・日本の実現を京都がリードすることを目指している。

1.4.3 国際会議の開催実績

京都市域で開催された国際会議の実績は、以下のとおりである。

【表 1.4.3 の 1 年別開催実績】

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
開催件数	170	137	154	183	171	164	155	137	196	177
総参加者数	86,680	58,175	78,038	68,723	65,200	107,347	107,643	84,391	114,257	100,821
海外参加者	15,791	10,475	15,497	16,145	11,966	12,941	16,363	16,093	19,583	15,132

(出典：「2013 京都で開催の国際会議」(公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー))

2008 年から件数は漸減傾向にあり、更に 2011 年は震災により大きく減少したが、2012 年に過去最高を記録し、引き続き 2013 年も回復基調にある。

また、会場別の開催件数は、以下のとおりである。

【表 1.4.3 の 2 会場別 開催件数】

施設名	開催件数	前年	海外参加者数	国内参加者数	総参加者数	平均参加国数
京都大学内 (百周年時計台記念館、 数理解析研究所、基礎物理学研究所等を含む)	58	62	2,126	6,340	8,466	9.1
国立京都国際会館	38	44	7,718	64,318	72,036	19.3
芝罘会館	14	10	338	1,537	1,875	7.1
京都リサーチパーク	11	8	961	1,014	1,975	16.1
京都テルサ	9	11	1,050	2,110	3,160	13.3
ウェスティン都ホテル京都	9	5	1,019	1,885	2,904	12.1
同志社大学	7	4	168	1,366	1,534	7.1
立命館大学	5	2	181	503	684	10.6
京都市国際交流会館	3	6	49	206	255	4.3
コープ・イン・京都	3	4	63	196	259	4.7
京都ホテルオークラ	3	1	420	306	726	20.7

(出典：「2013 京都で開催の国際会議」(公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー))

開催件数シェアでは、京都大学内開催が 33%、国立京都国際会館 21%となり、この

2 会場で全体の半数以上を占めている。

1.5 観光振興対策の主要施策の概要

1.5.1 京都観光オフィシャルサイト「京都観光 Navi」の運営

京都の観光情報をインターネット及び携帯端末向けに発信し、内外からの更なる観光客誘致を図っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
共済費	234 千円	270 千円	235 千円
賃金	1,682 千円	1,628 千円	1,635 千円
旅費	506 千円	651 千円	707 千円
需用費	678 千円	452 千円	576 千円
役務費	1,873 千円	948 千円	1,416 千円
委託料	19,520 千円	19,100 千円	22,100 千円
使用料及び賃借料	- 千円	50 千円	63 千円
備品購入費	68 千円	97 千円	50 千円

過去 3 年間の「京都観光 Navi」アクセス数は、以下のとおりである。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
11,541,415 件	21,243,474 件	28,698,630 件

1.5.2 京都どこでもインターネット

国内外の観光客が京都の奥深い魅力を堪能できるよう、又、市民の皆様がインターネットを快適に利用できるよう、市内の公的施設や商業施設などに一定時間まで無料で使え、通信速度が速い無線 LAN スポットを設置している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	- 千円	2,060 千円	975 千円

1.5.3 メディア向けコンシェルジュ機能の創設

京都についてのメディアからの取材オファーに的確に対応するとともに、情報提供等を積極的にサポートするコンシェルジュ機能を京都市に創設し、メディアによって形成される京都の都市イメージを効果的に誘導することにより、一層の京都ブランドの醸成を図っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	- 千円	- 千円	6,000 千円
負担金補助及び交付金	- 千円	- 千円	17,100 千円

1.5.4 京都・花灯路事業

宿泊型・通年型観光のシンボル事業として、京都ならではの寺院・神社をはじめとする歴史的な文化遺産やまち並みなどに京都情緒豊かな陰影のある路地行灯の「灯り」やいけばな作品の「花」を配し、思わず歩きたくなる路、華やぎのある路を演出する。平成 14 年度から東山地域で、平成 17 年度からは、嵯峨・嵐山地域においても実施している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	47,940 千円	47,000 千円	48,500 千円

過去 3 年間の開催期間は、下記のとおりである。

嵐山花灯路

平成 23 年度：平成 23 年 12 月 9 日～12 月 18 日

平成 24 年度：平成 24 年 12 月 8 日～12 月 17 日

平成 25 年度：平成 25 年 12 月 14 日～12 月 23 日

東山花灯路

平成 23 年度：平成 24 年 3 月 10 日～3 月 20 日

平成 24 年度：平成 25 年 3 月 8 日～3 月 17 日

平成 25 年度：平成 26 年 3 月 14 日～3 月 23 日

過去 3 年間の来場者数の推移は、以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
嵐山花灯路	1,279 千人	1,143 千人	1,102 千人
東山花灯路	634 千人	1,215 千人	1,139 千人

なお、平成 23 年度の東山花灯路は、東日本大震災の影響により、3 日目で終了し、残りの 7 日間は「京都・東山祈りの灯り」として実施している。

1.5.5 京の七夕事業

「一年に一度願いごとをする」という七夕行事にちなんで、「願い」をテーマに「京の七夕」を開催している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	5,985 千円	- 千円	- 千円
負担金補助及び交付金	71,869 千円	55,000 千円	50,000 千円

過去 3 年間の開催期間は、下記のとおりである。

平成 23 年度：平成 23 年 8 月 6 日～15 日

平成 24 年度：平成 24 年 8 月 4 日～13 日

平成 25 年度：平成 25 年 8 月 3 日～12 日

過去 3 年間の来場者数の推移は、以下のとおりである。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
786 千人	734 千人	742 千人

1.5.6 体験型観光の推進『京都「千年の心得」(Wisdom of Kyoto)』

京都の貴重な財産である「伝統」や「人材」を最大限に活用し、千年を超える歴史に培われ、今も日常に根付いた京都の奥深い魅力を体験型コンテンツとして発信している。

「京の極み」(奥深い京都の魅力を堪能したい方、リピーター、長期滞在者向け)では、観光関係の民間企業と連携し、上質の「ほんまもん」の京都の魅力を堪能していただけるような旅行商品を生み出している。

「京のたしなみ」(一般観光客向け)では、いつでも気軽に文化体験ができるよう、京都の「文化体験プログラム」をまとめ、「京のたしなみ帖」として発信している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	489 千円	499 千円	221 千円
需用費	469 千円	284 千円	242 千円
負担金補助及び交付金	4,700 千円	4,700 千円	3,700 千円

1.5.7 大河ドラマ「八重の桜」観光 PR 事業

平成 25 年の NHK 大河ドラマ「八重の桜」に登場する京都ゆかりの地を紹介するホームページや、「歩くまち・京都」の視点を盛り込んだパンフレットの製作等を行い、これまで取り上げられることが少なかった「近代の京都」にスポットを当てた新たな京都の魅力を発信する。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	- 千円	- 千円	305 千円
需用費	945 千円	- 千円	55 千円
委託料	11,919 千円	3,000 千円	3,695 千円
負担金補助及び交付金	- 千円	2,000 千円	500 千円

(平成 23 年度は「平清盛」雇用対策特別会計、平成 24 年度は「平清盛」一般会計)

1.5.8 内容誘致宣伝

【修学旅行新規校誘致に向けた取組】

京都への修学旅行は、小中高校生に京都の魅力を知ってもらい、将来の京都ファン、リピーターを生む京都観光の原点である。毎年、全国から約 100 万人の修学旅行生が訪れているが、少子化による対象生徒数の減少や誘致競争の激化、航空機利用解禁等の交通手段の変化などにより、今後、京都を訪れる小中高校生の数は減少するおそれがある。

このため、新規校への積極的な誘致のための動向調査や、旅館等で学習機会を提供する講師の派遣により、継続して修学旅行に来ていただくための取組を推進している。

【観光京都展開催】

京都展は、京都物産出品協会が京都市、京都市観光協会、京都商工会議所との共催により全国各都市(約 30 箇所)で物産展を開催している。また同時に京都展観光コーナーを設けて観光客の誘致を図っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	163 千円	173 千円	182 千円
役務費	487 千円	495 千円	500 千円
備品購入費	55 千円	100 千円	- 千円
負担金補助及び交付金	11,012 千円	12,670 千円	15,770 千円

1.5.9 広域観光対策

【京都・大阪・神戸観光推進協議会】

京都・大阪・神戸の観光開発と情報交換、京都・大阪・神戸への観光客誘致のための広告宣伝、3 都市観光客受入施策の推進等を目的として設立され、現地説明会の実施、マスコミ取材誘致、三都観光情報パンフレットの配布、ホームページでの情報発信などを行っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	300 千円	550 千円	550 千円
需用費	593 千円	498 千円	444 千円
役務費	187 千円	237 千円	184 千円
委託料	35 千円	- 千円	10 千円
負担金補助及び交付金	3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円

1.5.10 京都よくばり自転車観光

近接する地点間を短時間で移動できることから観光地をたっぷり堪能できるとともに、環境共生型都市・京都にふさわしく、CO₂ を排出せず、健康にも良い「自転車観光」を促進している。

また、自転車観光に便利な、駐輪場情報や、レンタル事業者の紹介、走行マナー等を掲載したホームページの管理運営を行っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	- 千円	1,496 千円	1,000 千円

1.5.11 ユニバーサルツーリズムの推進

障がい者、高齢者とその家族の多様なニーズに応えるため、ノウハウを有する既存の民間事業者に、バリアフリー観光について電話等により気軽に相談できるコンシェルジュを担っていただくとともに、ホームページ「京都ユニバーサル観光ナビ」に相談内容を反映させることで更なるバリアフリー情報提供の充実を図る。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	6,600 千円	4,962 千円	1,800 千円

(平成 23 年度は「京都ユニバーサル観光ナビの充実」雇用特別会計)

1.5.12 「映画のまち・京都」にふさわしいロケ支援の充実・フィルムツーリズム

映画のまち・京都の魅力を、映画・映像を通じて発信することにより、映画文化・産業の活性化と観光振興を図るため、ロケ支援の総合窓口「京都市フィルム・オフィス」において、ロケ地に関する情報の提供などを行っている。

さらに、「映画のまち・京都」の PR 策のひとつとして、京都の映画文化や歴史の紹介、これまでに京都で撮影された映画やドラマのロケ地情報をホームページで発信するなど、フィルムツーリズムを展開、推進している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旅費	- 千円	- 千円	510 千円
需用費	- 千円	- 千円	283 千円
委託料	2,990 千円	2,496 千円	984 千円

過去 3 年間のホームページアクセス数の推移は、以下のとおりである。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
109,249 件	144,281 件	193,509 件

過去 3 年間のロケ支援相談件数の推移は、以下のとおりである。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
235 件	214 件	197 件

1.5.13 京都一周トレイルの運営

自然や歴史、文化に触れながら京都の山々を散策する「京都一周トレイル」を運営している。

東山コース、北山東部コース、北山西部コース、西山コース、京北コースの全 5 コースとダイジェストコース（英語版マップ）に関する地図の製作・販売や道標等の維持管理を行うとともに、国内外の方々に広く利用いただけるよう、魅力の向上や広報の充実に努めている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	3,100 千円	2,600 千円	2,600 千円

過去 3 年間のトレイルマップ販売実績の推移は、以下のとおりである。

年度	販 売 部 数						
	合計	内 訳					
		東山	北山東部	北山西部	西山	京北	英語版
平成 23 年度	20,492	5,825	4,355	3,789	3,773	2,750	-
平成 24 年度	17,014	4,981	3,666	3,190	3,100	1,920	157
平成 25 年度	17,319	5,026	3,669	3,329	3,203	1,727	365

1.5.14 観光立国・日本 観光庁京都拠点プロジェクト（ILTM Japan 開催支援）

平成 25 年 3 月に新たに開始された、ラグジュアリー層向け旅行商品の商談会 I L T

M (International Luxury Travel Market) の日本特化イベント「ILTM Japan」の開催を支援することにより、周囲への発信力や影響力が強だけでなく、購買力のあるラグジュアリー層に対し、「上質で特別な旅行先」としての京都及び日本の認知度を高めるとともに、京都の観光産業の活性化と雇用創出、伝統文化、伝統産業の継承・発展につなげている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
旅費	- 千円	486 千円	500 千円
委託料	6,990 千円	9,195 千円	9,500 千円
負担金補助及び交付金	3,000 千円	700 千円	800 千円

1.5.15 外客誘致宣伝

訪日外国人観光客の主要地域であるアジアや欧米諸国等から京都への一層の誘客を図るため、アジア・欧米諸国等で大きな影響力を持つ現地有力プレス関係者等を招請し、京都の魅力を取材する機会を提供することにより、雑誌等への記事掲載やテレビ等での放送を通じて、京都の魅力をPRしている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金補助及び交付金	1,625 千円	1,625 千円	1,625 千円

過去3年間の実績の推移は、以下のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
招請国・地域数	14 力国・地域	15 力国・地域	11 力国・地域
招請件数	39 件	53 件	25 件
招請社数	71 社	76 社	51 社

1.5.16 海外観光宣伝事業

文化芸術の普及向上に努めるとともに、国内外のコンベンション誘致及び賓客等の入洛、国際観光客の誘客を一体的に推進することにより、国内外に「京都」の魅力を発信し、国際的な交流拠点としての京都の魅力を一層高めるため、「公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」と協働で、京都の文化・芸術等のための事業推進と府内外への情報発信、コンベンション等の誘致、賓客等の招聘のための事業推進、国際観光客の誘致推進及び海外に向けた広報宣伝に関する事業を行っている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金補助及び交付金	10,000 千円	19,048 千円	19,000 千円

1.5.17 海外情報発信・収集拠点の運営

海外に情報拠点を設置し、京都観光のPR活動等を継続的に行うとともに、現地の旅行動向等の情報収集をすることにより、入洛外国人観光客数の増大を図る(アメリカ、台湾、韓国、中国、オーストラリア、フランス、ドイツ、イギリス)。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	18,600千円	24,800千円	24,800千円

1.5.18 観光案内標識アップグレード推進事業

平成23年9月に取りまとめた「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	11,987千円	99,807千円	46,497千円

過去3年間の場所別コストは、以下のとおりである。

年度	エリア	費用
平成 23 年度	モデル地域（三条通、高倉通、四条烏丸）	9,999 千円
	モデル地域（南禅寺、永観堂エリア）	1,988 千円
平成 24 年度	梅小路エリア	15,813 千円
	東山エリア	14,993 千円
	北野エリア	9,123 千円
	木屋町エリア	1,715 千円
	東福寺エリア	7,397 千円
	四条新町エリア	617 千円
	嵯峨嵐山エリア	9,248 千円
	岡崎エリア	12,894 千円
	銀閣寺エリア	2,684 千円
	東寺エリア	5,278 千円
	田の字型エリア	9,283 千円
平成 25 年度	河原町通りエリア	2,691 千円
	金閣寺エリア	15,067 千円
	太秦エリア	5,809 千円
	伏見エリア	6,633 千円
	伏見稻荷エリア	605 千円
	烏丸エリア	3,228 千円
	百万遍エリア	4,414 千円
	城南宮エリア	3,031 千円

1.5.19 市民による京都の魅力再発見事業

観光客のおもてなし意識を高めるため、市民が京都を知り、京都の魅力に気付き、理解を深めるため、市民による京都の魅力体験の仕組みづくりとして、平成 22 年度から、京都市内の小学校に通う 6 年生を対象に、冬休み期間中、市内の世界文化遺産を見学できる子どもたちの「京都再発見事業」を実施している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
需用費	942 千円	528 千円	500 千円
委託料	3,497 千円	3,498 千円	2,494 千円

1.5.20 京都観光総合調査の実施

観光庁が定めた全国統一基準に基づく観光入込客統計・観光消費額統計及び質の向

上を目指す京都観光の現在の「質」をはかる満足度調査、並びに外国人観光客の動向調査を併せて行う「京都観光総合調査」を引き続き実施している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
需用費	- 千円	249 千円	386 千円
役務費	- 千円	- 千円	380 千円
委託料	10,400 千円	8,749 千円	14,076 千円

1.5.21 京都観光を支える未来の担い手育成

「5,000 万人感動都市」を実現し、京都が未永く観光都市としての魅力を維持し続けるため、京都観光に携わる人材の育成に取り組んでいる。

平成25年度は、平成24年度に試行実施した「京都観光経営トップセミナー」の検証結果に基づき、本格的にセミナーを実施し、「京都観光経営学講座」として平成26年1月20日～3月18日において、基礎編20コマ、応用編10コマを実施し、60名の参加者があった。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	- 千円	3,930 千円	4,883 千円

1.5.22 地域と事業者とのマッチングによる地域連携観光の推進

魅力を秘めている地域の観光資源にスポットを当て、これをテーマとした観光に意欲的な民間事業者とのマッチングを行い、新たな観光商品開発と効果的なPRを実施することにより、観光を通じた地域の活性化を図っている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
需用費	- 千円	- 千円	166 千円
役務費	- 千円	- 千円	150 千円
備品購入費	- 千円	- 千円	104 千円
負担金補助及び交付金	- 千円	- 千円	5,000 千円

1.5.23 コンベンション推進事業・コンベンション開催支援事業

「京都市MICE戦略2020」に基づき、「公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」を中心として、コンベンションの誘致、賓客の招へい等を推進するため、広報・宣伝活動や情報の収集・提供などを行う。

大規模国際会議の誘致に関する都市競争力を向上させるため、会議開催に係る助成金制度を運用し、戦略的な誘致活動に取り組むとともに、レセプションの開催やオブ

ショナルツアーの実施等に対する支援を行う。また、中小規模のコンベンション等についても、「京都らしさ」を演出する芸舞妓等の派遣に対する支援を行う。

【京都文化交流コンベンションビューロー運営】

「公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー」を中心として、コンベンションの誘致、賓客の招へい等を促進し、広報・宣伝活動や情報の収集・提供などを行う。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金補助及び交付金	29,896千円	48,997千円	50,212千円
貸付金	30,000千円	-千円	-千円

【大規模国際コンベンション誘致支援助成金・開催支援助成金交付事業】

国際会議の開催に係る助成金制度を運用し、戦略的な誘致活動を行う。

【京都らしいMICE開催支援】

京都で開催される中小規模のコンベンション、一定規模以上のミーティング、インセンティブツアーを対象に、「ほんまもんの京都」の一端に触れる機会を提供し、「京都らしさ」を演出するため、芸舞妓や文化体験の実演者の会議場所などへの派遣とともに平成25年度からは記念品としての伝統産業製品の製作や購入等を支援している。

【コンベンション開催支援事業】

レセプションの開催やオプションツアーの実施等を支援することにより、京都の魅力の世界に発信する。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金補助及び交付金	14,659千円	15,498千円	15,121千円

1.5.24 京都らしいMICE開催誘致のためのマーケティング戦略の策定

京都市におけるMICEの実態調査を行うとともに、その結果を基に、MICE分野における国際競争力の強化を目指す観光庁と連携し、海外を含む他都市とのMICE開催誘致競争に打ち勝つための本市マーケティング戦略を策定している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	-千円	-千円	9,607千円

1.5.25 京都観光案内所の運営

我が国を代表する観光都市・京都のおもてなし環境を一層向上させるため、平成 22 年 3 月に府市協調で開設した京都総合観光案内所（愛称：京なび）を運営している。

ワンストップで京都市を含む府内全域の観光案内、情報発信を行うとともに、英語はもちろん、中国語、韓国・朝鮮語等の多言語に対応している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	65,734 千円	65,074 千円	64,483 千円

1.5.26 京都市宇多野ユースホステルの運営

平成 20 年 7 月に全面リニューアルした宇多野ユースホステルは、木のぬくもりを感じる、明るく開放的な和風建築として、「世界で最も居心地のよいユースホステル 2012」に選ばれた（同賞を 2009 年、2011 年も受賞）。温かいおもてなしはもとより、京都ならではの体験・学習・交流事業の実施を通じて、京都の魅力を世界に発信するとともに、国内外からの利用者の更なる満足度の向上を目指している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	- 千円	976 千円	1,759 千円
委託料	107,568 千円	107,568 千円	107,568 千円

2 観光施策の監査の結果

2.1 「おもてなし」について

最初に「おもてなし」について検討したい。

「おもてなし」は心を込めた対応をしないと、相手にその心が伝わらないものであるが、自分が心を込めて対応したと思っても、必ずしも相手に伝わるものではなく、残念な思いをしたことは誰しも経験しているところであろう。

実際、「京都のおもてなしを感じたか」の調査結果は、「大変そう思う:日本人 12.2%」と芳しくない。

ただ、それだけに、相手に「おもてなし」を感じてもらえれば、京都市民自身への大きな喜びや励みにもつながるものであり、観光都市としての更なる発展にもつながるであろう。

以上のような考えから、最初に「おもてなし」について検討する。

2.1.1 京都市の思い

京都市長門川大作氏は、「京都観光振興計画2020」に「おもてなし」について特別な思いを述べている。

オリンピック・パラリンピック招致プレゼンテーションを機に、「おもてなし」という言葉が一躍世界中に広まりました。「おもてなし」の核となるものは、周囲の人や物に対する思いやりの心です。その心を大切に多彩な文化を磨き上げ、千年を超えて我が国の都として多くのお客様をお迎えしてきた京都こそ、「おもてなし」の本場であると私は思います。そして、このような京都ならではの強みをいかしていくことが、多くの人々に「あこがれ」を持っていただけるまちづくりにつながっていくと確信しています。

また、京都市に「おもてなし」を目標設定に加えた経緯について質問した結果、以下の回答を得た。

「おもてなし」の核となるものは、周囲の人や物に対する思いやりの心であり、思いやりの心がこもった多彩な文化を磨き上げ、千年を超えて我が国の文化の中心として多くのお客様をお迎えしてきた京都こそが、「おもてなし」の本場であると認識しています。

このような思いから、「京都のおもてなし度」を計る目標を設定し、このような目標を設定することで、「観光立国・日本」を京都がけん引していくという決意を込めているものです。

これらを見ると、「おもてなし」が「京都観光振興計画2020」の根幹を示すものであり、また、「観光立国・日本」を京都がけん引していくという決意を表しているものと言える。

2.1.2 おもてなしの現状

現状は「おもてなし」を感じた日本人観光客の割合は低く、「大変そう思う」が 12.2%、「大変そう思う～ややそう思う」の合計が 54.1%にとどまっている。

項目		大変そう 思う	そう 思う	やや そう 思う	どちらとも いえない	やや そう 思わない	そう 思わ ない	まったく そう 思わない	平均	経験して いない
		7	6	5	4	3	2	1		
市民のおもて なしを感じた (日本人)	平成25年	12.2%	20.6%	21.3%	34.3%	5.5%	3.5%	2.6%	4.8	21.5%
	平成24年	8.1%	17.4%	25.9%	33.2%	9.0%	3.8%	2.6%	4.6	14.9%
	平成23年	10.4%	18.5%	25.6%	29.8%	10.0%	4.0%	1.7%	4.7	17.2%

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

また、外国人については本項目は未調査であるが、個別満足度でホスピタリティについて質問しており、大変満足：48.1%、満足：31.7%と高い評価となっている。

この結果を見ると、おもてなし度向上のためには、日本人観光客に「おもてなし」を感じてもらうことが重要である。「おもてなし」について日本人の感動した事項及び残念があった事項は以下のとおりだが、特に残念の項目を見ると、京都市民と観光客との文化の違いや、京都市民に日常生活がある中で、どこまで「おもてなし」ができるのか、など難しい課題も存在すると思われる。

満足	平成23年	<ul style="list-style-type: none"> 市民がやさしく、道を聞いても気軽に応じてくれた。 言葉使いが素敵です。
	平成24年	<ul style="list-style-type: none"> 道を尋ねると親切にしてくれた。 お店の店員の対応が親切だった。
	平成25年	<ul style="list-style-type: none"> バス停で迷っていると地元の人が声をかけてくれた。 海外からの観光客に拝観案内で丁寧な対応をされていた。 言葉がすごく綺麗で感動した。
残念	平成23年	<ul style="list-style-type: none"> バスや電車で老人に席を譲る人がいない。 京都人はいけず。
	平成24年	<ul style="list-style-type: none"> お店での店員さんの対応が素っ気なかった。 道を尋ねたが、京都の方でもわからない場所があった。
	平成25年	<ul style="list-style-type: none"> 京都弁を聞いたかったが機会が無く残念だった。 店員の対応が悪かった。

(出典：京都観光総合調査)

なお、「おもてなし」については、京都市観光振興審議会でも様々な意見が出ているが、どうすれば「おもてなし」を感じてもらえるか、明確な答えは出ていない。

・「おもてなし」は「思いやり」であり、思いやりを持つと感謝が生まれる。感謝の言葉として京都には「おおきに」という言葉があるため、「おおきに」を広めることが

「おもてなし」につながるようにならないか

- ・京都を訪れて頂く方も勿論「おおきに」なのだが、京都を訪れる方も「京都に来させて頂いておおきに」という気持ちになれば、ぎくしゃくせず、良い雰囲気になると思う
- ・「おもてなし」の研究はやはり重要なことであり、「おもてなし」を学術的に研究しようと準備している。皆様の御協力をお願いしたい
- ・おもてなしの精神性について計るような、新たな指標を京都が作り発信してもよい
- ・旅行者をあたたかくお迎えする「おもてなし」の心が詰まった「京都市市民憲章」があるが、学校で教わったり、市民みんなが共有する必要がある
- ・市民がおもてなしに参加するということになると、外国人観光客が理解していること、理解していないことを知ったうえで、どう対応すべきかを学んでいくという積み重ねが必要である
- ・おもてなしを体現している京都の旅館等の宿泊施設の魅力を更に発信していく必要がある。

(出典：京都市観光審議会 摘録(第2回～第4回))

2.1.3 おもてなし度向上のための施策

上記の状況を踏まえて、「おもてなし」に関して、「1.1.5 計画の4つの柱と施策」に記述のとおり、「京都観光振興計画2020」で以下の7つの施策を掲げている。

施策	市民が京都への誇りを高める機運を醸成し、市民ぐるみで旅行者をあたたかくお迎えするために、子どもから大人まで京都の魅力を再認識できるよう、伝統文化や伝統産業に触れる機会を創出する。
施策	観光経営を学ぶ高等教育機関等の創設・誘致など、京都ならではの「おもてなし」を研究し、広め、京都らしい、おもてなしの名人を育み支える。
施策	地域の安心・安全の確保や、帰宅困難者対策や外国人観光客対応の充実など緊急時の対応の強化、食の安心・安全の確保など、全ての方が京都観光をお楽しみいただけるよう「安心・安全」を徹底的に高める。
施策	外国人観光客が京都ならではの伝統産業製品や人の魅力に触れることができる「買物」を通じて、楽しさを提供できるまちづくりを進める。
施策	車いすレンタル制度創設をはじめとする、ユニバーサルツーリズムの推進や、観光地のトイレの環境整備、外国人観光客に対応するWi-Fi環境や案内標識をはじめとする言語環

境整備など、「やさしさ」あふれるまちづくりを進める。

施策

歩く楽しさを更に引き出す歩いて楽しいまちづくりの推進や、自転車観光の推進、観光客向け公共交通案内の充実、観光地をつなぐ公共交通機関の利便性向上に取り組む。

施策

ホテルや旅館をはじめ、安心・安全で多様な形態の宿泊施設（宿坊・特区制度の活用・空き家等）の整備を支援する。

また、平成 26 年 11 月から、京都観光おもてなし大使(注)を、民間事業者が実施する「おもてなし」に関する研修会、講演会等に対して派遣する制度を開始するなど、「おもてなし」を広める取組を行っている。

(注) 京都観光おもてなし大使について（京都おもてなし情報館ホームページより）

京都観光おもてなし大使とは、日々の活動の中でおもてなしの道を究め、京都の観光の質を高めるとともに、おもてなしの精神を伝承している幅広い分野の人材を結集したものである。現在 81 名(平成 27 年 1 月末時点)の方が就任しており、その活動を発信している。

2.1.4 結果及び意見

2.1.4.1 研究及びその成果の発信の必要性（意見）

「おもてなし」を感じてもらうためには、京都の「おもてなし」の研究・確立、京都市及び市民の「おもてなし」提供能力の向上、観光客への「京都のおもてなし」の理解の三つが大きなポイントであるが、京都市の施策はこれらのポイントをカバーしていると思われる。

しかしながら、「おもてなし」(注)が英語等で単純な表現が無く、日本語でもしっくりする「おもてなし」の定義が無いため、京都市及び市民が考える「おもてなし」と観光客が考える「おもてなし」との間で差が生じるおそれがある。

理解の差をなくすためには、京都の「おもてなし」を京都市民・観光客双方に理解してもらう必要があり、審議会でも意見が出ているとおり、京都の「おもてなし」を研究・確立し、その成果を発信していくことが望まれる。

(注)おもてなしの定義について

広辞苑では「おもてなし」ではなく、「もてなし」として、以下のとおり説明している。

「もて-なし【持て成し】」

とりなし。とりつくり。たしなみ。

ふるまい。挙動。態度。

取扱い。あしらい。待遇。

馳走。饗応。「何のおもてなしもできず、失礼致しました。」

(参考:「ち-そう【馳走】」)

かけはしること。奔走。

あれこれ走り回って世話をすること。

(その用意に奔走する意から)ふるまい。もてなし。饗応。

立派な料理。おいしい食物。

(出典: 広辞苑第六版)

この定義を見ても、思いやりに近いような表現はあるが、明確に思いやりと定義していない。すなわち、「おもてなし」は古くて新しい言葉であり、これから研究を深めていくべき言葉であると思われる。

2.1.4.2 観光客によるおもてなし(意見)

おもてなし度向上のためには、観光客が観光客を「おもてなし」する心を持ってもらう必要がある。例えば、京都市民以外の人が外国人観光客から道を聞かれたりすることがあるが、このときの対応が悪ければ、京都の印象が悪くなるおそれがある。

「京都観光振興計画2020」でも以下のような文章があることから、この点については少なからず意識しているものと思われるが、今後、より明確に観光客に対して発信することが望まれる。

京都には「おおきに」という良い言葉があります。「おおきに」という言葉を発することによって、京都にお越しいただいたという感謝の心、京都に寄せていただいたという感謝の心、おもてなしをする方も、される方も思いやりの心で「おおきに」という気持ちでつながることができます。世界的に通用する「Thank You」と同じくらいに「おおきに」を普及させ、京都の言葉として世界中に伝えていきましょう。

(出典: 京都観光振興計画2020)

2.2 「人づくり、まちづくり～おもてなし・やすらぎ・しつらい～」について

ここでは、「人づくり、まちづくり～おもてなし・やすらぎ・しつらい～」の施策・事業に関して提言したい。

2.2.1 観光案内標識アップグレード推進事業について(意見)

この施策で案内標識の整備等が掲げられており、現在京都市では「京都市観光案内標識アップグレード指針」を策定し、観光案内標識アップグレード推進事業を実施している。個々の観光客が手もとに地図(電子地図を含む)を持つ時代、案内標識にもそれと連動したある程度の正確性が求められる。またこのような正確な案内標識は、地図を持たずに観光する人にとって、文字通り重要な道標となるべきものである。

しかしながら、未だ全ての案内標識が更新されてはならず、古い標識が残っている

ところも散見される。市は今後とも案内標識のアップグレードを進めるとのことであり、観光客の利便性向上のためにも同事業を推進していくことが望まれる。

2.2.2 京都よくばり自転車観光について（意見）

現在、「京都よくばり自転車観光ナビ」（京都市産業観光局観光MICE推進室製作のホームページ）において、京都市内の観光スポット地区別にレンタルサイクル店を紹介している。

「京都よくばり自転車観光ナビ」では自転車で巡るおススメ観光スポットの紹介や自転車修理店紹介一覧等、コンテンツも充実し大変よく工夫されたホームページとなっている。例えば、レンタサイクル店の紹介だけではなく、自転車の選び方や服装、安全確保の方策に至るまで親切に紹介されている。

しかしながら、一部の業者を除いて店舗間での相互の自転車の乗り捨て利用はできない。海外や他の一部自治体で行っているように、自由に乗り捨て利用が出来れば、非常に便利であり利用者ももっと増加し、門川市長の掲げる環境への配慮である「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしてますか?）（注）の理念に通じると思われる。そのためには業者の努力だけに頼ることは限界がある。適当な土地や施設の確保には時間を要することは理解できるが、すこし遠い将来の理想を描いて、京都市がレンタサイクルのための場所や施設の提供を検討していただきたい。

また、一部の海外都市でシステム化されているように、移動しながら市内の随所のレンタルスポットにスマートフォン等でインターネット予約し、自在にレンタルおよび返却が可能なシステムを構築することも期待したい。

（注）「DO YOU KYOTO?」とは、京都議定書にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしてますか?」という意味の合言葉である。

京都よくばり自転車観光ナビ



（ホームページより）

2.3 部局連携について（意見）

「魅力の向上、誘致手法 ～きらめき・いざない～」の各施策を見ると、観光資源と文化・芸術の融合、スポーツとの融合、他の地域との連携など、縦割り行政を廃した取組を打ち出している。

京都市長門川大作氏も、このように部局・部署を超えた観光施策を行うことについての決意表明をしている。

観光政策はあらゆる分野を横断する総合政策です。（中略）役所内の縦割りを排し、同時に多くの市民、関係者の皆様と力を合わせて、（中略）魅力あふれるまちの実現に全力を尽くしてまいります。

（出典：「京都観光振興計画2020」序文「世界があこがれる観光都市へ」）

京都の観光振興のためには、京都の有する重要な観光資源である有形・無形の文化や文化施設さらには伝統産業（伝統産業製品）を活かした観光施策が不可欠であり、当計画の基本方針においてもその重要性が繰り返し述べられており（注）この方針に沿って、文化や伝統産業を活かした観光施策が数多く策定されている。

（注）例えば、「京都観光振興計画2020」の前文(2ページ)「計画策定に当たって」の中で、「先人たちが脈々と継承してきた、景観、伝統文化、伝統産業等を守り、育て、創造的な活用を進めてきたこと」が、京都市が観光都市として支持されてきたことの一因とされている。

また、「京都観光振興計画2020」第1章「京都にとっての観光とは」の中では、「伝統文化（中略）文化遺産や伝統産業など京都の精神性を具現化した「文化」の奥深い魅力を求めて、多くの観光客が何度も京都に足を運んできました。」「山紫水明の自然に調和した個性ある京都の文化と観光は分かち難い強い一体性を持っています。」というように、観光と文化や伝統産業との不可分性に言及されている。

「京都観光振興計画2020」の推進については、観光MICE推進室が中心的役割を果たすことになるわけであるが、冒頭に示した門川市長の決意を受けて、観光MICE推進室は有形・無形の文化や文化施設を管理する文化市民局や、同じ産業観光局内にあっても伝統産業課との、縦割りを超えた協働が不可欠となる。

以下においては、京都市において既に検討している項目もあると思われるが、具体的な提言を記載する。

【京都市美術館との協働】

美術館自体のみならず、美術館を含む岡崎地域の再整備には、観光・MICE戦略の核となる大きな期待がかかっている。

まず、「4 京都市美術館について」でも記述するが、美術館自体をMICEのユニークベニューとして利用しうる可能性が大きいいため、美術館の整備にあたっては、かかるユニークベニューとしての機能を十分に考慮すべきである。

また、美術館と京都伝統産業の生産者がコラボレーションすることによって、新たな文化的価値のある伝統産業製品を提案できる可能性が創出されることとなり、このような新しい製品は目利き層の誘引の強力な推進力となりうる。

【京都伝統産業ふれあい館との協働】

京都伝統産業ふれあい館については、上記のように美術館とコラボレーションすることによって、新たな観光機会の創出が期待されるだけでなく、京都伝統産業ふれあい館自体の再整備により、情報発信機能の向上が期待できる。詳細は「第3 伝統産業振興施策について」の「5 京都伝統産業ふれあい館について」に記載する。

「文化」を観光資源とする京都の魅力発信にあたっては、今回監査の対象とはならなかったが、上記のほか総合企画局（京都創生プロジェクト）、都市計画局（京都らしい町並みなど景観保全）等の他部局、さらには京都市立芸術大学などの教育機関との密接な連携による協働も、大きな力となりうるものであり、「京都観光振興計画2020」の推進にあたっては、このような行政の縦割りを超えた協働が非常に重要であると言える。

2.4 「MICE戦略 ~つどい~」について(意見)

京都市は日本をけん引するMICE都市の育成を図る国の「グローバルMICE戦略都市」に選定され、更なる取組が求められているところである。その中で国立京都国際会館の拡充整備に意見を述べたい。

国立京都国際会館の拡充整備に向けて、国の平成26年度予算において、新たに2,500人規模の多目的ホールの整備に向けたスタートが切られ、平成30年度には竣工する予定である。しかしながら、京都市の「平成27年度国の予算・施策に関する提案・要望」の「日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人規模の多目的ホールへの早期拡充整備」にもあるとおり、海外の会議場では、大規模の会議場が多く、収容人数が少ないために、過去に開催が見送られた会議がある。

そこで、本格的な大規模国際会議を誘致するために、5,000人が一堂に収容できる多目的ホールになるよう、国に対して引き続き拡充整備を働きかけていくことが望まれる。

2.5 京都観光総合調査について

京都市では、昭和 33 年から独自の観光調査を実施しており、調査結果は京都市のホームページにも掲載されている。

この調査結果に基づいて計画達成度を測るため、非常に重要な調査である。

2.5.1 調査方法について

平成 25 年の調査方法のあらましは以下のとおりである。

調査方法のあらまし

1 観光客の定義

観光客とは、市外在住で通勤、通学以外の目的で入洛した人を指し、仕事、買物の目的で入洛した人を含みます。

2 観光客数調査(注 1)

観光客数については、「観光入込客統計に関する共通基準(平成 21 年 12 月観光庁策定)」に基づく手法により調査し、各月及び総数を推計しています。

3 宿泊客数調査

宿泊客数については、「観光入込客統計に関する共通基準(平成 21 年 12 月観光庁策定)」に基づき、観光庁から提供される宿泊客数から推計し、外国人観光客数及び修学旅行生数については、京都市内の全宿泊施設へ依頼する宿泊客に関するアンケートを基に数値を推計しています。

4 観光客動向調査及び日本人観光客満足度調査(注 2)

京都市内の主要な鉄道駅、観光駐車場等、全 13 箇所において、調査時期(年 4 回)、曜日、時間を概ね合わせたうえで無作為に調査対象者を抽出し、郵送回答の方法により調査を行っています。

(1) 調査時期

調査時期	冬期(平成 25 年 2 月 14 日(木)、2 月 17 日(日)、2 月 24 日(日)) 春期(平成 25 年 6 月 6 日(木)、6 月 9 日(日)、6 月 16 日(日)) 夏期(平成 25 年 8 月 22 日(木)、9 月 5 日(木)、9 月 8 日(日)) 秋期(平成 25 年 11 月 21 日(木)、12 月 1 日(日)、12 月 5 日(木))
------	---

(2) 調査項目

調査項目	住所地、利用交通機関、目的、日数、性別、年齢、動機、旅行案内、市内訪問地、観光消費額、感想、満足度など
回答数	4,079

5 外国人観光客実態調査

京都市内の主な観光施設等、全6箇所において、調査時期(年4回)曜日、時間を概ね合わせたうえで無作為に調査対象者を抽出し、面接聴取等の方法により調査を行っています。

調査時期	冬期(2月)、春期(6月、7月)、夏期(8月)、秋期(11月)。 調査日数は、施設により異なる。
調査項目	居住地、利用交通機関、日数、性別、年齢、旅行手配、市内訪問地、観光消費額、満足度など
回答数	1,680

(出典：京都観光総合調査(平成25年)。(注)は監査人追記。)

(注1) 観光客数調査については、「観光入込客統計に関する共通基準」(以下、「共通基準」という。)が国土交通省観光庁で策定されたことを契機に、平成23年の調査から観光客の概念と観光客数の把握方法を変更している。

・観光客の概念の変更

調査期間	調査方法
平成22年まで	<u>仕事・買物による入浴は観光客としてカウントしていない。</u> ただし、仕事・買物後に観光している場合は、観光客に含む。
平成23年以降	<u>仕事・買物による入浴も観光客としてカウントしている。</u>
(参考) 共通基準	日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者とし、共通基準では、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者を観光入込客としている。

・観光客数の把握方法

調査期間	調査方法
平成22年まで	市内の <u>主な</u> 鉄道駅での降車人数 全国のバス会社による京都への輸送人数 高速道路の利用者数 京都着の高速バスの乗車数
平成23年以降	市内の <u>全ての</u> 鉄道駅での降車人数 京都市内の駐車場利用者のうち、市外からの利用者数 京都着の高速バスの乗車数
(参考) 共通基準	都道府県の観光地点を訪れた観光入込客をカウントした値で、例えば、1人の観光入込客が当該都道府県内の複数の観光地点を訪れたとしても、1人回と数えることとなる。

観光客数の把握方法は、共通基準で示された方法とは異なるが、京都市は、祭りや寺社参拝など入込客数を確実に把握できない観光資源が多いことから、観光庁と協議を行って、上記の調査方法とした。

上記の変更により、観光客数については平成 22 年までの調査結果との時系列による単純比較はできず、また、平成 23 年及び平成 24 年の調査では、観光庁と調査方法にかかる協議を行っていたため、数値の推計ができていない。

(注 2)

回答方法	郵送回答のみ。
配布方法	委託先事業者の調査員がアンケート用紙を配布。
回収割合	14.0%
信憑性の確認方法	1 件ずつ精査して明らかな異常値は排除している。
回収率向上のための方策	回答者に対して抽選によるプレゼントを提供している。

回答方法について、平成 24 年までは、観光途中の面接聴取と郵送回答を併用していたが、平成 25 年からは郵送回答のみに変更した。これは、面接聴取では観光途中であることから、観光客に十分な時間を取って回答してもらえず、有効な回答を得られないケースがあったためである。そのため、郵送回答のみとするとともに郵送回答の回答件数を増加させて、アンケート回答の精度を高めることを図っている。

(回答数(日本人観光客))

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
面接聴取	4,565	4,304	-
郵送回答	1,768	1,932	4,079

(出典：各年度の京都観光総合調査)

2.5.2 日本人観光客満足度の調査結果

調査結果は、調査結果の概要、観光客統計、観光客満足度調査の 3 部構成となっている。この中で、「京都観光振興計画 2020」達成のためには、観光客満足度調査結果の分析が重要と考えられるため、以下では、これについて記載する。

2.5.2.1 京都観光の総合満足度(日本人)

京都観光についての日本人の総合満足度は、以下のとおりである。

項目		大変満足	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	大変不満	平均
		7	6	5	4	3	2	1	
総合満足度 (日本人)	平成25年	22.7%	52.4%	17.5%	5.1%	1.2%	0.7%	0.4%	5.9
	平成24年	17.6%	50.7%	23.6%	6.3%	1.2%	0.4%	0.2%	5.8
	平成23年	18.1%	51.7%	21.2%	7.2%	1.3%	0.4%	0.1%	5.8

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

総合満足度は、大変満足・満足を合計すると7割を超えており、多くの観光客が満足している状況にある。

2.5.2.2 個別満足度(日本人)

京都観光についての日本人の個別項目の満足度は、以下のとおりである。

個別満足度	← 大変満足 ← 7 ← 6 ← 5 ← 4 ← 3 ← 2 ← 1 → 大変不満 →										平均	経験して いない	
	7		6		5		4	3	2	1			
	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年	平成24年							
寺院・神社、名所・旧跡	47.4%	38.0%	36.0%	36.5%	10.9%	18.3%	4.2%	0.9%	0.4%	0.2%	6.2	11.0%	
自然風景	44.3%	37.2%	36.0%	35.9%	13.3%	18.8%	5.1%	0.7%	0.4%	0.2%	6.2	5.5%	
伝統文化	37.4%	37.6%	36.7%	35.8%	15.9%	19.0%	8.9%	0.5%	0.5%	0.1%	6.0	17.7%	
いやし・安らぎなど精神的 充足	31.9%	23.6%	34.4%	34.6%	18.1%	25.2%	11.9%	2.1%	1.0%	0.6%	5.8	7.6%	
街並み(街の景観)	27.5%	-	36.3%	-	20.0%	-	13.0%	2.1%	0.8%	0.3%	5.7	3.4%	
美術館・博物館	29.8%	24.6%	32.8%	33.1%	19.8%	25.2%	15.3%	1.5%	0.5%	0.3%	5.7	59.9%	
宿泊	部屋の質	24.0%	18.2%	33.9%	29.3%	20.0%	27.7%	16.1%	3.1%	1.8%	1.1%	5.5	43.4%
	食事の質	22.2%	17.8%	33.4%	29.8%	19.8%	27.1%	20.0%	2.6%	1.5%	0.5%	5.5	52.1%
住民や店員等の心遣い	21.2%	-	31.7%	-	23.8%	-	18.4%	2.3%	1.6%	1.0%	5.4	4.8%	
ショッピング(お土産など)	18.7%	-	31.6%	-	26.5%	-	20.0%	2.1%	0.8%	0.3%	5.4	9.6%	
食事	21.3%	15.7%	30.2%	31.4%	24.1%	28.1%	18.0%	3.8%	1.6%	1.0%	5.4	8.8%	
街の清潔さ	16.0%	-	30.4%	-	26.5%	-	21.0%	3.8%	1.8%	0.5%	5.3	1.6%	
観光案内所での情報提供 や街なかでの案内	19.7%	16.4%	29.5%	30.0%	25.0%	27.3%	17.5%	4.0%	3.1%	1.2%	5.3	25.2%	
公共交通機関の利用のし やすさ	16.5%	12.2%	28.4%	26.5%	24.1%	27.6%	19.2%	6.0%	3.9%	1.9%	5.1	9.1%	
Wi-Fi接続環境	11.7%	-	23.1%	-	21.9%	-	31.6%	4.8%	4.0%	2.9%	4.8	62.1%	
交通状況(道路の渋滞等)	6.9%	9.7%	16.9%	23.6%	18.6%	27.0%	26.2%	12.9%	10.9%	7.6%	4.2	8.5%	

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

個別満足度も各項目とも高い点数となっており、観光都市としての京都のレベルの高さの現われとなっている。

2.5.2.3 京都観光の残念度（日本人）

京都観光についての日本人の残念度は、以下のとおりである。

項目		残念があった		残念がなかった	無回答	合計
		内容の記入あり	内容の記入なし			
残念度 (日本人)	平成25年	41.6%	0.0%	2.2%	56.2%	100.0%
	平成24年	42.4%	0.7%	56.2%	0.7%	100.0%
	平成23年	45.4%	1.0%	50.8%	2.8%	100.0%

（出典：京都観光総合調査（平成25年））

2.5.2.4 個別残念度（日本人）

京都観光についての日本人の個別項目の残念度は、以下のとおりである。

分類	割合		例
	平成25年	平成24年	
電車、バスなどの公共交通機関	13.2%	14.7%	<ul style="list-style-type: none"> バスや鉄道の乗場、方向等が分かりにくかった。 バスやタクシーの運転が荒かった。
人が多い、混雑	12.9%	10.5%	<ul style="list-style-type: none"> 人が多くて風情を楽しめなかった。 人が多くて歩きにくい。
寺院・神社、名所・旧跡	7.2%	3.3%	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事中のところが多かった。 受付終了時間が早く、行ったら閉まっていた。
交通状況(道路の渋滞等)	6.5%	8.9%	<ul style="list-style-type: none"> 渋滞でバスが遅れ、予定の新幹線に乗れなかった。 路上駐車が多かった。
料金が高い	5.8%	4.2%	<ul style="list-style-type: none"> 駐車料金が高い。 入場料、拝観料等が高い。
目当てのものが見れなかった	5.5%	3.4%	<ul style="list-style-type: none"> 紅葉の時期が過ぎていた。 目的のお店が休みだった。
観光案内所や観光標識などの情報提供や案内	5.3%	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> 案内標識が少なく困った。 交通機関の表示が分かりにくい。
気候	5.0%	6.1%	<ul style="list-style-type: none"> 雨が降ってしまい、まち歩きがあまりできなかった。 暑くて子どもが辛そうだった。
京都人のおもてなし	4.9%	5.1%	<ul style="list-style-type: none"> 京都弁を聞きたかったが機会がなく残念だった。 店員の対応が悪かった。
時間が足りなかった	4.6%	5.5%	<ul style="list-style-type: none"> 見どころが多くて回り切れなかった。 日帰りのため時間が少なかった。
マナー	4.5%	6.0%	<ul style="list-style-type: none"> 観光客のマナーが悪かった。 車の運転マナーが悪かった。
食事	4.4%	2.9%	<ul style="list-style-type: none"> 値段が高かったが量が少なかった。 入りにくいお店が多い。
観光施設	4.1%	1.1%	<ul style="list-style-type: none"> 施設の閉店時間が早い。 休憩場所やベンチが少ない。
トイレ	3.4%	2.4%	<ul style="list-style-type: none"> 公衆トイレが少ない。 トイレトイレットペーパーが備え付けられていない。
京都のまちの雰囲気	3.3%	4.4%	<ul style="list-style-type: none"> 繁華街のキャッチセールスが目立った。 風情のある街並みが少なくなった。
自然・風景	2.1%	2.8%	<ul style="list-style-type: none"> 川が汚れていた。 紅葉が思ったほどではなかった。
ごみ	1.9%	1.2%	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店のごみが散乱していた。 川に缶、ペットボトル等が散乱していた。
宿泊施設	1.8%	0.7%	<ul style="list-style-type: none"> 旅館の部屋が汚かった。 紅葉の時期に予約がとれなかった。
土産品	1.2%	1.3%	<ul style="list-style-type: none"> 欲しいお土産を売っている場所が分からなかった。 お土産物屋が早く閉まっていた。
荷物	0.9%	0.7%	<ul style="list-style-type: none"> 駅にコインロッカーがなかった。 キャリーサービスが高かった。
自転車のマナー	0.6%	0.7%	<ul style="list-style-type: none"> 歩道を走る自転車が多かった。 スピードを出している自転車が多かった。
タバコ	0.6%	-	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店で禁煙・喫煙の区別がなかった。
博物館・美術館	0.2%	0.7%	<ul style="list-style-type: none"> 改装中等で休館していた。
伝統文化	0.1%	-	<ul style="list-style-type: none"> 花街文化の発信が不足している。

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

2.5.2.5 京都観光の感動度(日本人)

京都観光についての日本人の感動度は、以下のとおりである。

項目	感動があった		感動がなかった	無回答	合計	
	内容の記入あり	内容の記入なし				
感動度 (日本人)	平成25年	55.0%	0.0%	0.9%	44.1%	100.0%
	平成24年	71.9%	11.4%	16.1%	0.6%	100.0%
	平成23年	72.4%	12.2%	13.8%	1.6%	100.0%

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

2.5.2.6 個別感動度(日本人)

京都観光についての日本人の個別項目の感動度は、以下のとおりである。

分類	割合		例
	平成25年	平成24年	
寺院・神社、名所・旧跡	30.1%	37.2%	<ul style="list-style-type: none"> 古い時代のものを保存し、後世に伝えている努力に感動した。 寺社の荘厳さに感動した。 非公開文化財等の特別公開を見ることができた。
自然・風景	26.0%	34.2%	<ul style="list-style-type: none"> 嵐山の台風被害からの素晴らしい復興と甦った風景に感動した。 大原の自然の美しさに驚かされた。 新緑が綺麗だった。
京都のまちの雰囲気	12.4%	14.2%	<ul style="list-style-type: none"> 町家が残っていて風情があった。 街全体で景観を大切にしていることが伝わってきた。 街の独特の雰囲気はいつ来ても心に染みて感動する。
京都人のおもてなし	6.1%	8.1%	<ul style="list-style-type: none"> バス停で迷っていると地元の人が声を掛けて教えてくれた。 海外からの観光客に拝観受付で丁寧な対応をされていた。 言葉がすごく綺麗で感動した。
観光施設	5.7%	7.8%	<ul style="list-style-type: none"> 動物園がとても綺麗で見学しやすくなっていた。 南座の建物が歴史が感じられて素晴らしかった。
電車、バスなどの公共交通機関	4.7%	0.5%	<ul style="list-style-type: none"> 市バス1日乗車券が便利だった。 公共交通が便利で、どの観光地へも行くことができる。
食事	3.5%	7.6%	<ul style="list-style-type: none"> 京料理に感激した。 鴨川納涼床での食事が京都らしくて良かった。
伝統文化	2.7%	4.4%	<ul style="list-style-type: none"> 舞妓さんの舞を見ることができた。 着物を着ての京都観光は日本の文化を肌で感じる事ができた。
いやし・安らぎなど精神的充足	2.0%	6.1%	<ul style="list-style-type: none"> 歴史ある古都は心に響くものがたくさんある。 大原で喧騒から離れてリフレッシュできた。
タクシー	1.9%	0.7%	<ul style="list-style-type: none"> 運転手さんが地元ならではの見どころを教えてくれた。 運転手さんがよく勉強していることにとってもおもてなしの心を感じた。
博物館・美術館	1.4%	4.8%	<ul style="list-style-type: none"> 竹内栖鳳展でとても素晴らしい絵画をたくさん観れて感動した。 龍谷ミュージアムの特別展が観れてうれしかった。
土産品	1.2%	1.7%	<ul style="list-style-type: none"> スーパーにも地元の食材が並んでいて感動した。 京都の和菓子はとてもおいしい。
宿泊施設	1.2%	0.8%	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の対応が素晴らしかった。 アメニティが細やかな部分まで気遣いされていた。
観光案内所や観光標識などの情報提供や案内	0.7%	0.2%	<ul style="list-style-type: none"> 案内標識が分岐ごとにあり助かった。 山中の道標に満足した。
交通状況(道路の渋滞等)	0.4%	-	<ul style="list-style-type: none"> 昔に比べて渋滞が少なくなった。

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

2.5.2.7 京都市民のおもてなし度（日本人）

おもてなし度については、「2.1.2 おもてなしの現状」に詳細を記載しているため、ここでは記載を省略する。

2.5.2.8 京都観光の感想（日本人）

京都観光についての日本人の感想は、以下のとおりである。

項目		大変そう 思う	そう思う	ややそう 思う	どちらとも いえない	ややそう 思わない	そう思わ ない	まったくそ う思わない	平均	経験して いない
		7	6	5	4	3	2	1		
歴史や伝統文化などの奥深さを感じることができた（日本人）	平成25年	37.1%	31.1%	19.9%	9.3%	1.5%	0.7%	0.4%	5.9	3.4%
	平成24年	24.1%	34.2%	24.5%	13.3%	2.4%	1.0%	0.5%	5.6	22.6%
	平成23年	29.6%	33.9%	21.6%	11.6%	2.2%	1.0%	0.1%	5.7	8.1%
京都のまちを歩いて楽しめた（日本人）	平成25年	26.5%	35.0%	24.3%	10.6%	1.8%	1.1%	0.7%	5.7	11.0%
	平成24年	14.3%	29.8%	29.2%	20.8%	4.3%	1.1%	0.5%	5.2	29.3%
	平成23年	24.9%	33.5%	23.6%	13.1%	3.5%	1.1%	0.3%	5.6	6.6%
京都人の暮らしにふれることができた（日本人）	平成25年	10.0%	16.8%	22.8%	37.4%	7.4%	3.4%	2.2%	4.7	33.2%
	平成24年	6.1%	14.8%	22.1%	28.9%	14.8%	8.5%	4.8%	4.2	11.3%
	平成23年	7.9%	16.2%	28.0%	32.7%	9.5%	4.4%	1.3%	4.6	23.7%

（出典：京都観光総合調査（平成25年））

2.5.2.9 京都への想い（日本人）

京都観光での日本人観光客の京都への想いは、以下のとおりである。

項目		大変そう 思う	そう思う	ややそう 思う	どちらとも いえない	ややそう 思わない	そう思わ ない	まったくそ う思わない	平均
		7	6	5	4	3	2	1	
京都を再び訪れたいと思う（日本人）	平成25年	57.8%	27.2%	10.4%	3.0%	0.4%	0.7%	0.5%	6.3
	平成24年	46.4%	32.9%	13.9%	5.3%	0.9%	0.3%	0.3%	6.2
	平成23年	57.3%	29.2%	9.3%	3.1%	0.5%	0.2%	0.4%	6.4
親しい友人に京都観光を勧めたいと思う（日本人）	平成25年	39.0%	32.2%	17.0%	9.6%	0.9%	0.7%	0.6%	5.9
	平成24年	32.3%	32.6%	21.2%	11.2%	1.6%	0.6%	0.5%	5.8
	平成23年	42.8%	34.7%	14.1%	6.8%	0.6%	0.5%	0.5%	6.1
京都に住みたいと思う（日本人）	平成25年	14.2%	10.0%	11.0%	34.8%	6.7%	9.5%	13.8%	4.1
	平成24年	50.4%	23.6%	11.8%	8.4%	2.4%	1.5%	1.9%	6.0
	平成23年	15.6%	15.7%	19.1%	26.5%	8.4%	6.0%	8.7%	4.5

（出典：京都観光総合調査（平成25年））

「京都観光の感想」、「京都への思い」も高評価となっており、観光都市としてのレベルの高さの現われとなっている。

2.5.3 外国人観光客満足度の調査結果

2.5.3.1 京都観光の総合満足度（外国人）

京都観光についての外国人観光客の総合満足度は、以下のとおりである。

項目		大変満足	満足	やや満足	ちらでもな	やや不満	不満	大変不満	平均
		7	6	5	4	3	2	1	
総合満足度 (外国人)	平成25年	36.7%	48.6%	9.7%	4.2%	0.4%	0.1%	0.3%	6.2
	平成24年	34.9%	50.6%	10.1%	3.9%	0.4%	0.0%	0.1%	6.1
	平成23年	35.5%	51.1%	10.5%	2.4%	0.3%	0.2%	0.0%	6.2

<市場別総合満足度(平均)>

項目		北米	オセアニア	欧州	中国	台湾	韓国	東南アジア	その他
市場別総合満足度平均 (外国人)	平成25年	6.5	6.3	6.2	6.1	6.1	5.8	6.1	6.2
	平成24年	6.4	6.4	6.3	6.0	6.0	5.8	6.1	6.2
	平成23年	6.4	6.4	6.3	6.1	6.1	5.8	6.3	6.2

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

8割以上の回答が「大変満足」、「満足」となっており、世界各国から高い評価を得ている。

2.5.3.2 個別満足度（外国人）

京都観光についての外国人観光客の個別項目の満足度は、以下のとおりである。

残念があったことが非常に少ないことは特筆すべき事項であり、海外から見ても京都は観光都市として非常にレベルが高いと言える。

2.5.3.4 個別残念度（外国人）

京都観光についての外国人観光客の個別項目の残念度は、以下のとおりである。

分類	割合		例
	平成25年	平成24年	
言語、案内、標識	13.7%	24.9%	英語が通じないのでコミュニケーションがとれない 観光地に中国語、英語の案内がない
物価	11.2%	13.6%	寺、神社の拝観料が高い 交通費が高い
寺院・神社、名所・旧跡	10.7%	4.3%	観光地が閉まるのが早い 観光地にゴミが落ちている
電車・バスなどの公共交通	7.1%	10.1%	バスと地下鉄の地図がとても理解しづらい 公共交通の乗換が難しい
宿泊施設	6.6%	4.3%	ホテルを見つけるのに苦労する ホテルからの景色がよくない
気候・天候	6.1%	3.5%	とても暑かった とても寒かった
おもてなし	4.1%	1.6%	サービスの態度がよくない 交通機関での対応が悪い
ショッピング	4.1%	3.9%	店の閉店時間が早すぎる ATMの使い方がとても難しい。クレジットカードが使えないところが 土産物の質と価格が合っていない
食事	3.0%	2.7%	カフェやレストランでの喫煙 食べ物の選択肢を増やしてほしい
人が多い・混雑	2.5%	1.6%	公共交通機関が混雑している 人（観光客）がとても多い
通信・インターネット	2.5%	-	WiFiがつながりにくい 観光客向けの携帯電話がない

（出典：京都観光総合調査（平成25年））

総合的な残念度が低い中ではあるが、「言語・案内・標識」については、なお不満に感じている観光客の割合が比較的高い。

2.5.3.5 京都観光の感動度（外国人）

京都観光についての外国人観光客の感動度は、以下のとおりである。

項目		あった	なかった	無回答	合計
感動度 (外国人)	平成25年	63.7%	32.3%	4.0%	100.0%
	平成24年	76.4%	22.6%	1.0%	100.0%
	平成23年	75.1%	20.4%	4.5%	100.0%

<市場別感動度(平均)>

項目		北米	オセアニア	欧州	中国	台湾	韓国	東南アジア	その他
あった	平成25年	67.1%	65.0%	64.8%	53.8%	68.6%	71.6%	64.8%	58.2%
	平成24年	86.5%	86.8%	78.4%	58.8%	80.4%	64.4%	84.3%	78.8%
	平成23年	84.4%	86.4%	84.4%	44.7%	76.8%	82.1%	85.7%	68.3%
なかった	平成25年	30.4%	30.9%	29.2%	39.6%	28.2%	28.4%	33.8%	38.8%
	平成24年	10.7%	10.4%	20.6%	40.1%	19.6%	35.2%	15.0%	20.6%
	平成23年	10.6%	6.8%	11.4%	49.8%	18.5%	14.5%	14.3%	28.8%
無回答	平成25年	2.5%	4.1%	6.0%	6.6%	3.2%	0.0%	1.4%	3.0%
	平成24年	2.8%	2.8%	1.0%	1.1%	0.0%	0.4%	0.7%	0.6%
	平成23年	5.0%	6.8%	4.2%	5.5%	4.7%	3.4%	0.0%	2.9%

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

2.5.3.6 個別感動度(外国人)

京都観光についての外国人観光客の個別項目の感動度は、以下のとおりである。

分類	割合		例
	平成25年	平成24年	
京都人のおもてなし	17.9%	10.5%	地元の人が旅行者にやさしい とても礼儀正しい、親切、友好的
寺院・神社、名所・旧跡	13.7%	12.0%	寺社に感銘を受けた 庭園が美しい
歴史、伝統文化	7.5%	4.7%	京都の伝統文化を体験できて素晴らしい 歴史文化遺産の保存がよい
自然・風景	7.4%	4.4%	自然、風景が美しい 秋の紅葉が美しい
きれい・美しい	6.6%	3.2%	とても美しい きれい
京都のまちの雰囲気	5.6%	4.8%	静かで落ち着いた雰囲気がある 伝統的なものと近代的なものがよく調和されている
まちの清潔さ	4.5%	2.4%	ゴミ箱がないのに美しい 清潔で衛生的 掃除が行き届いている
すべて	1.8%	1.2%	全てが素晴らしい また訪れたい
食事	1.1%	1.2%	食べ物がおいしかった 食事がおいしくてサービスも良い
治安	0.7%	-	治安がよい 安全である
移動	0.5%	-	交通機関が発達していて便利 交通の便が良い
言語、案内、標識	0.3%	1.4%	英語の表示が多い 交通案内がわかりやすい

(出典：京都観光総合調査(平成25年))

2.5.3.7 観光客の京都への想い（外国人）

京都観光での外国人観光客の京都への想いは、以下のとおりである。

項目		大変 そう思う	そう思う	ややそう 思う	どちらとも いえない	ややそう 思わない	そう思 わない	まったくそ う思わない	平均
		7	6	5	4	3	2	1	
ブランド力 (外国人)	平成25年	28.8%	46.0%	13.3%	9.5%	1.5%	0.5%	0.4%	5.9
	平成24年	24.2%	46.2%	16.3%	11.1%	1.6%	0.5%	0.1%	5.8
	平成23年	28.6%	44.7%	16.0%	8.3%	1.9%	0.3%	0.2%	5.9
紹介意向 (外国人)	平成25年	50.7%	37.1%	8.3%	3.1%	0.4%	0.2%	0.2%	6.3
	平成24年	44.4%	40.8%	10.0%	3.8%	0.8%	0.1%	0.1%	6.2
	平成23年	45.5%	41.4%	9.8%	2.5%	0.5%	0.2%	0.1%	6.3
再来訪意向 (外国人)	平成25年	42.3%	37.2%	11.6%	5.7%	2.1%	0.6%	0.5%	6.1
	平成24年	31.7%	37.5%	16.7%	9.3%	2.7%	2.0%	0.1%	5.8
	平成23年	35.3%	39.5%	14.1%	6.3%	3.3%	1.0%	0.5%	5.9

<市場別京都への想い>

項目		北米	オセアニア	欧州	中国	台湾	韓国	東南アジア	その他
ブランド力 (外国人)	平成25年	5.9	6.0	5.9	5.9	6.0	5.4	6.0	5.9
	平成24年	6.0	5.8	5.8	5.7	6.1	5.4	5.7	5.8
	平成23年	6.0	5.8	5.9	5.8	6.2	5.5	5.8	6.0
紹介意向 (外国人)	平成25年	6.6	6.5	6.4	6.1	6.3	5.9	6.5	6.4
	平成24年	6.5	6.4	6.4	6.0	6.3	5.7	6.2	6.4
	平成23年	6.6	6.5	6.5	5.9	6.3	5.9	6.5	6.3
再来訪意向 (外国人)	平成25年	6.2	6.1	5.9	6.1	6.3	5.8	6.2	6.2
	平成24年	5.8	5.6	5.5	5.9	6.3	5.7	6.0	5.9
	平成23年	5.9	5.9	5.6	6.0	6.4	5.8	6.3	5.9

（出典：京都観光総合調査（平成25年））

「京都観光の感動度」、「個別感動度」、「観光客の京都への想い」も高評価となっている。なお、「個別感動度」の各項目を集計しても100%にならないため、京都市にその理由を確認したところ、「少数意見については、回答割合が低く分類困難なため、記載を省略した。」とのことである。

2.5.4 結果及び意見

2.5.4.1 残念度について(意見)

「京都観光の残念度(日本人)」において、残念があったと答えた観光客は約4割となっている。具体的な内容は上記「2.5.2.4 個別残念度(日本人)」のとおりであるが、約4割もの観光客に残念があったということは、それだけ京都に対して高い期待を抱いており、かつ、より魅力のある都市であってほしいとの思いが込められているとも言える。

今後、「世界があこがれる観光都市」を目指すに際しては、観光客の期待・思いはますます高くなり、対応が難しい事項も増えると考えられるが、これからも観光客の期待・信頼を裏切らないよう、部局連携を進めながら京都市全体で継続して改善に務めていただきたい。

2.5.4.2 京都観光の感動度(日本人)について(その1) (意見)

「京都観光の感動度(日本人)」について、感動度が、平成25年が平成24年に比べて大きく減少しているため、その理由を市に確認したところ、「調査票の記述欄を以下のとおり変更し、自由記述欄を設けたことが要因と考えられる。」との回答があった。なお、今後は記述欄を平成24年の様式に戻す予定とのことである。

感動があったことの記述欄	
平成24年	Q10 今回の京都観光で「感動」がありましたか。 <input type="checkbox"/> あった [] <input type="checkbox"/> なかった
平成25年	Q10 今回の京都観光でお感じになった「感動」があればお知らせください。 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">×.感動はなかった</p>

(出典：京都観光総合調査 調査票(平成25年は正式名称が「観光入洛客実態調査ご協力のお願い」となっている。))

確かに平成25年の調査票を見ると、右下に「×.感動はなかった」とあるなど、回答者にわかりにくい記述欄となっている。また、平成25年は「感動」があればお知らせください。」となっており、回答をはっきりと求めるような表現になっていない。

このような様式変更は、観光施策の継続的なPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)を活用した進ちょく管理を阻害する可能性が高いので、今後は慎重な対応が必要である。

2.5.4.3 京都観光の感動度（日本人）について(その2)（意見）

監査人が個別感動度を集計したところ、平成 25 年は合計で 100%となっているのに対して、平成 24 年は 128.3%となっており、集計方法が年によって異なっていると思われる。もし、「寺院・神社、名所・旧跡」及び「自然・風景」の感動度の増減が、単に集計方法の違いだけによるものであれば、京都観光総合調査の読み手に大きな誤解を与える可能性がある。適切な分析を行うためには、集計方法を継続することが望ましく、集計方法を変更する場合は、比較可能性に十分留意する必要がある。

2.6 観光関係 3 団体のあり方について(意見)

京都市には、主な観光関係の団体として「公益財団法人 京都市観光協会」、「公益財団法人 京都府観光連盟」、「公益財団法人 京都文化観光コンベンションビューロー」が存在する。

団体名	目的
京都市観光協会	この法人は、広く国内外の人々が観光を通じて、京都の歴史や文化、風土にふれることにより、心豊かな生活を享受することを願い、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すとともに、文化及び芸術の興隆に資し、併せて国際文化の交流、国際親善の増進に寄与することを目的とする。 (出典：定款第 3 条)
京都府観光連盟	この法人は、京都府内における観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的とする。 (出典：定款第 3 条)
京都文化観光コンベンションビューロー	この法人は、京都が平安宣言に謳われた「世界の京都」、「建都 1300 年」への歩みを進めていくため、京都の美しい自然、景観及び歴史的・文化的な資源を活用し、文化・芸術の普及向上に努めるとともに、日本を代表する国際会議開催地としての京都の地位を更なる向上に向け、国内外のコンベンション誘致及び賓客等の入洛を促すことにより、京都文化を広く世界に発信し、国際的な交流拠点としての京都の魅力をより一層高め、活力あふれる新たな京都の創造に寄与することを目的とする。 (出典：定款第 3 条)

これらの団体の目的は異なっているものの、京都の観光振興を目的としている点で

は共通している。このように目的が共通している団体は密接に連携することにより、効率的な観光振興につながる。

直ちに統合を提言するものではないが、例えば、福岡では上記のような団体が一つの組織になったかのような、「公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー」という組織が存在し、効率的な活動を行っているようである。

団体名	目的
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー	この法人は、福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに、観光客の誘致、コンベンション（国際・国内の各種会議、展示会等をいう。）の誘致等を行うことにより、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際、国内観光の振興による人的交流の促進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（出典：定款第3条）

実際、観光事業者の間では福岡の観光行政の評価が高く「福岡に学べ」ということで、関西からも多くの観光事業者が福岡に勉強に行くと言き及んでいる。

過去の経緯や京都市、京都府のそれぞれの立場でいろいろと事情はあるものと推察できるため必ずしも統合すべきとまでは言わないが、「世界があこがれる観光都市」へ向け、京都市がイニシアティブを取って、3団体のノウハウの共有を推進し、本来事業の進展のために役立てていくことが望まれる。

2.7 ホームページについて（指摘）

監査の過程で、状況把握を行うために京都市の各種ホームページを閲覧したが、平成26年12月15日現在、以下の誤記載等が発見された。

なお、一部、伝統産業に関するホームページもあるが、まとめて本項目で記載する。

【京都市：「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画(政策編)進捗状況 No.51300】

共汗指標	
指標名	現況値 (23年度)
年間の延べ宿泊数(宿泊者数×平均宿泊日数)	1,414万泊 (推計値)

（出典：京都市ホームページ）

(注)共汗とは、市民と行政が夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して協働するという趣旨の造語である。)

京都市担当者に確認したところ、正しい現況値は 1,414 万泊ではなく、2,214 万泊である。

【京都市：京都観光総合調査及び入洛観光客実態調査に関する質疑に対する回答】

現在位置が [トップページ](#) [観光・文化・産業](#) [観光](#) [観光調査](#) 平成 23 年 京都観光総合調査及び入洛観光客実態調査に関する質疑に対する回答、の箇所に添付されているが、質疑に関する回答(PDF ファイル)をダウンロードした場合は問題ないが、直接アクセスすると、文字化けしており、質疑状況が読めない。

【京都市：伝統産業の日 2014】



(出典：伝統産業の日 2014 ホームページ)

(誤)

乗車無料 - 元離宮二条城等の文化施設に無料でご入場いただけます。

入場無料 - 京都市営地下鉄、京都市バスに無料でご乗車いただけます。

(正)

入場無料 - 元離宮二条城等の文化施設に無料でご入場いただけます。

乗車無料 - 京都市営地下鉄、京都市バスに無料でご乗車いただけます。

ホームページは重要な情報提供手段であり、正しく情報を載せる必要がある。当然ながら、監査人は監査に必要な情報のみ閲覧しているが、その中でもこれだけの誤記載等が発見されたことを考慮すると、単なるケアレスミスではなく、ホームページ作成過程でのチェック機能が不十分であると言わざるを得ない。従って、上記の誤記載等については訂正すると共に、ホームページの作成過程・チェック機能についても見直す必要がある。

3 契約事務について

3.1 委託契約の概要

委託は、地方公共団体が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保しつつ、その事務事業を民間企業や NPO 法人などの住民団体又は個人等(以下、事業者という)に実施を委ねるものである。「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」の報告書によれば、地方公共団体の業務を民間の事業者に対して委託を推進することの基本的な考え方として以下のとおりとしている。

民間の事業者への業務委託の必要性及び有益性
少子高齢化の進展や厳しい財政状況の下で、地方公共団体が中心となって、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が進められている。このような中、地域において NPO や住民団体、民間企業等の多様な主体が公共サービスの提供を担っていく必要があり、民間委託等の推進は、このための重要な手法として位置付けられる。
民間委託等の推進は、地方公共団体が公共部門の生産性向上を実現するとともに、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現する手法としても有用である。
民間委託等は、民間の能力やノウハウを積極的に活用するとともに、公共サービスの分野に競争環境を導入することによって、より効率的、効果的に公共サービスを提供することや、効率化及び公共サービスの質向上に向けた公務員の意識啓発にもつながりうるものである。

(出典：地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書
平成 19 年 3 月)

3.2 委託契約の締結方式

地方自治法第 234 条第 1 項において、地方公共団体が行う売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結すると定められている。そこで、主な契約の締結方式である 一般競争入札、指名競争入札、 随意契約についての概要は以下のとおりである。

一般競争入札

一般競争入札は、契約に関する公告をし、不特定多数の希望者を競争に参加させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方法である。地方自治法上、契約締結方法の原則的な方式であるとされており、これ以外の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める要件に該当する場合に限り認められている(地方自治法第 234 条第 2 項)。そのため、原則的な方法ではあるが、契約

の履行や、相手方を選定する上で一般競争入札の下記表の長所及び短所を勘案し、委託契約の締結方法が決定される。

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・参加機会が均等で、参加者の選定が公正であること。 ・競争により、経済性が確保できること。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者に公開して行うため、不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げるおそれや、契約の履行の確保ができないおそれがあること。 ・公示手続を取る必要があるため、他の契約方法に比べて一定期間を要し、また、公告に要する費用その他について経費を要するとともに、不特定多数の参加者に対する説明等の事務の手間が掛かること。

指名競争入札

指名競争入札は、契約の履行について、必要な資力、信用その他について適当であると認められた者を選んで競争させ、地方公共団体に最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する方式である。地方自治法施行令第167条各号において、指名競争入札によることができる場合は次のとおり定められている。

<ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 ・その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 ・一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

また指名競争入札の長所及び短所は下記表のとおりである。なお、京都市では物品等の調達契約については、地域経済の活性化を図るため、原則として、京都市内の中小事業者のみが参加できる条件で参加希望型の指名競争入札を実施している。

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札に比べ、不誠実な者を排除することが容易である。 ・一般競争入札に比べ、入札手続きが容易であり経費と時間も節約が可能となる。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者の選定方法が適切でないと競争入札が一部の者に片寄りがちになり、その結果真の競争ができないこととなるおそれがある。

随意契約

随意契約は、地方公共団体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることな

く、任意に特定の者を選んで契約を締結する方式である。具体的には、京都市が選定した複数の事業者から見積書を入手し、その中から最も条件に適合する事業者を選定する「見積り合わせ」、複数の事業者から提出された企画提案書を審査し、最も評価点の高い事業者を契約の相手先として選定する「プロポーザル」等の方法がある。

随意契約の長所及び短所は下記表のとおりである。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号において地方公共団体が随意契約を締結できる場合が定められているが、その各号に定める具体的な判断基準として、京都市は「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」(以下、ガイドラインという。)を策定している。随意契約は、下記表の短所に留意して契約を締結する必要性が高いため、京都市はガイドラインを策定し、基準に適合するか判断した上で随意契約を締結している。

長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格以外の要素を比較して契約の相手方を決めることができること。 ・ 価格その他の契約条件について交渉することが可能なこと。 ・ 必要な事務手続の量が少なく済む場合が多いこと。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続や契約の条件が恣意的になり、公正を欠くおそれがあること。 ・ 事業者間の競争が働かないため、不利な条件で契約がなされる危険があること。

3.3 委託契約事務の流れ

市における契約事務の執行に係る基本的な事務の流れは以下のとおりである。



3.4 個別検討を実施した委託契約

観光施策における平成 25 年度委託契約支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して下記表のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	京都観光オフィシャルサイト「京都観光Navi」運営	平成25年度分「京都観光Navi」の管理運営に関する委託業務	公益社団法人京都市観光協会	4,100
2	メディア向けコンシェルジュ機能の創設	海外メディア招請支援事業委託業務	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	6,000
3	京都らしいMICE開催誘致のためのマーケティング戦略の策定	京都市におけるMICE実態調査委託業務	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	4,480
4	防災情報と連携した魅力的な観光情報(スマートフォン向け)の発信	地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業における「京都観光・防災アプリ(仮称)」等開発実証に係る「観光情報データベース構築」委託業務	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	19,990
5	京都観光オフィシャルサイト「京都観光Navi」運営	「おこしやす京都 京歩きマップ」の作成	株式会社ビードリーム	3,000
6	観光立国・日本 京都拠点 観光庁共同プロジェクト	ILTM Japan開催支援事業委託業務	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	9,500
7	海外情報発信・収集拠点の運営	京都市海外情報拠点委託業務	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	24,800
8	観光案内標識アップグレード推進事業	観光案内標識アップグレード推進事業に関する委託業務	株式会社空間創研	4,200
9	観光案内標識アップグレード推進事業	観光案内標識アップグレード指針に基づく観光案内標識の整備	株式会社建巧社	42,297
10	京都観光総合調査の実施	京都観光総合調査委託業務	株式会社ビデオリサーチ 関西支社	14,000
合計				132,366

3.5 結果及び意見

観光施策に係る委託契約について、指摘事項は発見されなかった。

4 補助金等について

4.1 補助金等の概要

監査の対象とした補助金等は、予算歳出科目上 19 節「負担金、補助金及び交付金」として分類される支出である。「地方財務実務提要」によれば、負担金、補助金及び交付金について以下のように説明されている。

負担金とは、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その経費の全部又は一部の金額を負担するもの、また、一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担するものをいう。

補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものをいう。

交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として、一方的に支出するものをいう。

また、補助金については地方自治法において以下のように規定されている。

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

一方、負担金及び交付金については地方自治法等において規定は存在しない。この点、京都市では三者の分類について明確な規定を設けてはいないものの、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下、「補助金条例」という。)第 2 条において補助金等の定義を「特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し反対給付を受けないものをいう」としている。すなわち、補助金は例示であり、同一の性質を持つ限りは交付金、助成金、負担金等の他の名称で交付されるものも含んでいる。

4.2 京都市における補助金等に関する規定

京都市では補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保することを目的として、補助金条例を定めている。

また、個別の補助金等について、交付の目的、補助事業等、補助金等の交付の対象者及び補助金等の額の算定方法を定める(補助金条例第 6 条第 2 項)ことが必

要であり、別途法律、条例、規則等で定まっていない場合は要綱として規定される。

4.3 補助金等の事務の流れ

京都市における補助金等の執行に係る基本的な事務の流れは以下のとおりである。

交付目的等の決定

補助金条例第 6 条第 2 項に基づき、個別の補助金要綱や個別の決裁等でその交付目的等を定める。

交付申請

補助金等の交付を受けようとするものは申請書を提出し、交付の申請を行う(補助金条例第 9 条)。

交付決定、補助事業等の遂行

補助金等の交付を決定した場合、その決定を受けたもの(以下、「補助事業者等」という。)に対し速やかに交付決定を文書により通知する(補助金条例第 12 条)。補助事業者等は補助金等の交付の決定の内容及び交付の条件並びに補助金条例に基づく市長等の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない(補助金条例第 15 条第 1 項)。

実績報告、補助金等の交付額の決定

補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の実績を記載した報告書等を担当課に提出しなければならない(補助金条例第 18 条第 1 項)。担当課では実績報告の内容を審査し、補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及び交付の条件に適合するか調査したうえで、適合すると認めた場合には補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知する(補助金条例第 19 条)。

補助金等の交付

補助金等の交付額が決定した後、補助金等を交付する(補助金条例第 21 条)。なお、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたときは、補助事業等の完了前に、概算払又は前金払をすることができる(地方自治法施行令第 163 条)。

4.4 個別検討を実施した補助金等

観光施策における平成 25 年度補助金等支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して以下のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	メディア向けコンシェルジュ機能の創設	京都観光推進協議会 平成25年度分 担金	京都観光推進協議会	17,100
2	内客誘致宣伝	京都観光推進協議会 平成25年度分 担金	京都観光推進協議会	5,100
3	内客誘致宣伝	京都観光推進協議会 平成25年度分 担金(修学旅行生誘致に向けた取 組)	京都観光推進協議会	6,000
4	海外観光宣伝事業	平成25年度(公財)京都文化交流コ ンベンションビューロー事業費(海 外観光宣伝事業分)補助金	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	19,000
5	コンベンション推進事業	平成25年度(公財)京都文化交流コ ンベンションビューロー事業費補助 金	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	33,602
6	コンベンション推進事業	京都市MICE戦略推進のための京都コ ンベンションビューローの体制強化	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	16,610
7	コンベンション開催支援事業	(公財)京都文化交流コンベンショ ンビューロー 京都らしいMICE開催 支援補助制度	公益財団法人京都文化交流 コンベンションビューロー	5,621
合計				103,033

4.5 結果及び意見

観光施策に係る補助金等について、指摘事項は発見されなかった。

5 宇多野ユースホステルについて

5.1 宇多野ユースホステルの概要

宇多野ユースホステルは、1959年7月1日に創業され、2008年7月12日に改築されている。また、総客数は41室で定員は170名である（出典：宇多野ユースホステルホームページ。）

また、ユースホステルの目的は、「世界各国の青少年、特にこの運動に参加する青少年に、自然の偉大さを知り、自然を愛護し、自然を保護することを薦めるとともに、世界各地の町や村の持つ文化的価値を認識させることによって、青少年の教育を促進することである。このため、人種、国籍、皮膚の色、宗教、性別、階級、並びに政治的信条による差別をしないホステル等の宿泊施設を整備する。そして、青少年がホステルに泊まることによって、国の内外を問わず、お互いに仲間としてよりよい相互の理解を深めることを助長する。」（出典：一般財団法人日本ユースホテル協会 ホームページ）ことであり、すなわち、ユースホステルとは青少年育成を目的とした施設である。



（ホームページより）

5.2 宇多野ユースホステルの管理運営

宇多野ユースホステルの管理運営については、指定管理者として一般財団法人京都ユースホテル協会が受託している。

5.3 利用実績

宇多野ユースホステルにおける直近3年間の実績は、以下のとおりである。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
宿泊	人数	32,745 名	35,748 名	36,410 名
	ベッド稼働率	52.8%	57.6%	58.7%
テニスコート	人数	3,577 名	3,619 名	3,950 名
集会室	人数	7,813 名	7,667 名	7,600 名
使用料収入		103,252 千円	114,959 千円	116,917 千円

5.4 一般財団法人京都ユースホステル協会の状況

一般財団法人京都ユースホステル協会の財務状況の概要は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	191,064	186,308
経常費用	186,139	172,944
一般正味財産増減額	4,924	13,364
流動資産	62,786	72,334
固定資産	20,276	20,449
流動負債	17,266	14,357
固定負債	11,411	10,676
正味財産	54,385	67,750

5.5 京都市からの貸与物品の管理について（指摘）

京都市宇多野ユースホステルの管理に係る協定書 別紙 1 仕様書には、京都市が貸与する物品に関して、以下の記載がある。

4 物品の貸与及び管理に関する事項

(1) 甲が貸与する物品

- ア 甲は、乙に対し、京都市公有財産及び物品条例第 12 条の規程により、別表 2 「京都市宇多野ユースホステル貸与物品」にある物品を無償で貸し付ける。
- イ 乙は、京都市物品会計規則第 2 条に定めるところに準じて、貸与物品を保管し、及び使用しなければならない。
- ウ 乙は、甲が貸与する物品を滅失し、又は毀損したときは、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い原状に回復し、又はその返納しなければならない。
- エ 乙は、甲が貸与する物品が不要となったときは、甲に返納しなければならない。

平成 26 年 10 月 24 日に監査人が現地に赴きヒアリング等を実施した。一般財団法人京都ユースホステル協会が京都市との協定書にしたがって管理運営がなされているかどうかについて確認をするために、「協定書 別紙 2 京都市宇多野ユースホステル貸

与物品」の中から以下の物品をサンプルとして現物の確認を実施した。

	品名	数量	備考
1	屋内用ベンチ	3	木製 artek153A
2	会議用机	12	折りたたみ式 Lion AF1860MP デリカフラップ アグレッサ 集会室用
3	アームチェアー	12	屋内用 artek
4	事務用机（銅製片そで式）	9	7号
5	事務用いす（銅製）	9	事務用
6	作業用手押し車	4	山崎産業エコ袋付カート 大2、小2

現地での確認の結果、上記リストの「2 会議用机」が12台あるところ、10台しか確認ができなかった。原因は、「過去に誤って廃棄処分をしてしまった」とのことであった。

「協定書 別紙1 仕様書」にしたがって損害を賠償請求することは当然のこととして、今後は、「協定書 別紙2 京都市宇多野ユースホステル貸与物品」について毎年1回は現物確認を行う等、物品の有無のみならず毀損等の有無の確認を行うことで、京都市への報告漏れを防ぐことが可能となると考えられる。

第3 伝統産業振興施策について

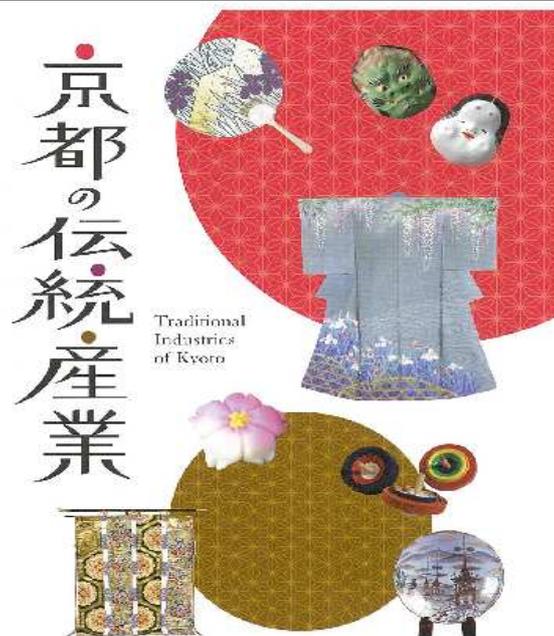
1 京都市の伝統産業の概要

1.1 京都市の伝統産業とは

京都市伝統産業活性化推進条例第2条(1)によれば、伝統産業とは、伝統的な技術及び技法を用いて、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物を作り出す産業のうち、京都市の区域内において、伝統産業製品等の企画がされ、かつ、その主要な工程が経られるものをいう。具体的には、下記の74品目を決定している。

染織	西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小絞、京くみひも、京繻、京黒紋付染、京房ひも・撚ひも
諸工芸	京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具、京陶人形、京都の金属工芸品、京象嵌、京七宝、京刃物、京の神祇装束調度品、京銘竹、京の色紙短冊和本帖、北山丸太、京版画、京たたみ、京印章、京すだれ、京袋物、工芸菓子、京竹工芸、珠数
その他	薫香、造園、伝統建築
小規模産地	額看板、菓子木型、かつら、金網細工、唐紙、かるた、きせる、京瓦、京真田紐、京足袋、京つげぐし、京葛籠、京丸うちわ、京弓、京和傘、截金、嵯峨面、尺八、三味線、調べ緒、茶筒、提燈、念珠玉、能面、花かんざし、帆布製カバン、伏見人形、邦楽器絃、矢、結納飾・水引工芸、和蠟燭、京こま
食品	清酒、京菓子、京漬物、京料理

伝統産業の活性化を図るため、事業者等による新たな販路開拓の取組に対する支援事業をはじめ、教育や学習の場等における普及啓発、技術の継承や後継者の育成、伝統産業活性化に向けた拠点施設等の機能充実、優秀な技術者に対する表彰や奨励など各種事業を積極的に展開している。



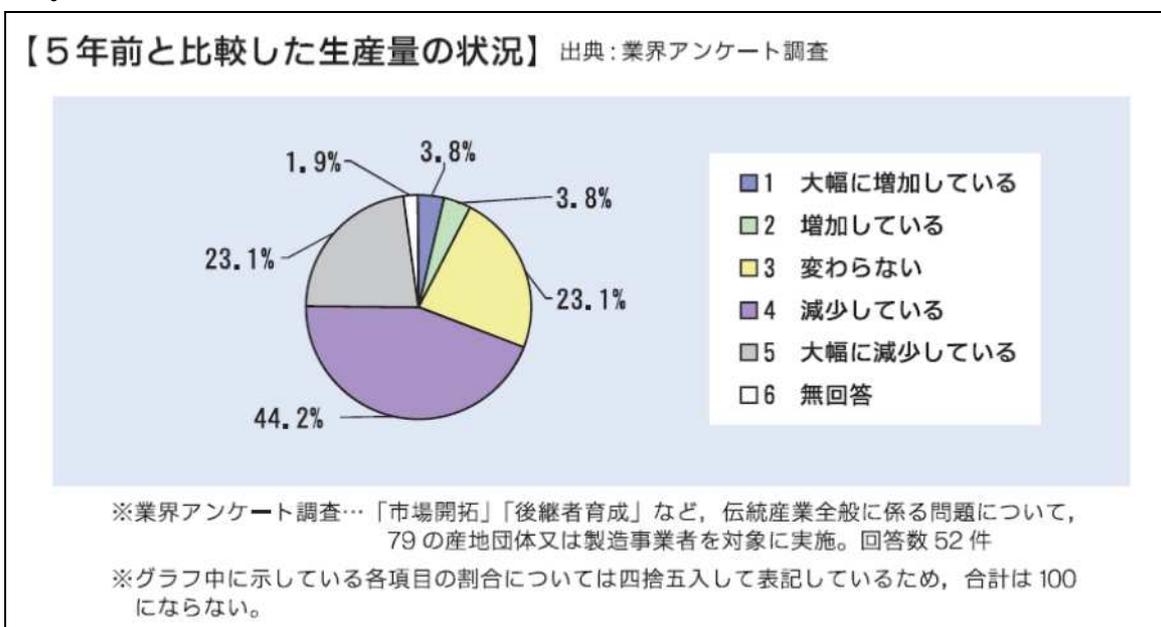
1.2 京都市の伝統産業の現状

現在、京都の伝統産業が抱える特徴的な問題として、以下の5点が挙げられている。

【 需要の低迷】

平成23年6月に、京都市の伝統産業として指定された業種の業界団体等に対して行ったアンケート調査においては、67.3%が「5年前と比較して生産量が減少している」、又は「大幅に減少している」と回答しているが、「大幅に増加している」、又は「増加している」との回答が7.6%、「変わらない」との回答も23.1%あった。

また、京都市の工業統計調査や前述のアンケート調査においては、第1期計画を策定した平成18年以降も伝統産業の出荷額が減少傾向にあることが明らかになっている。



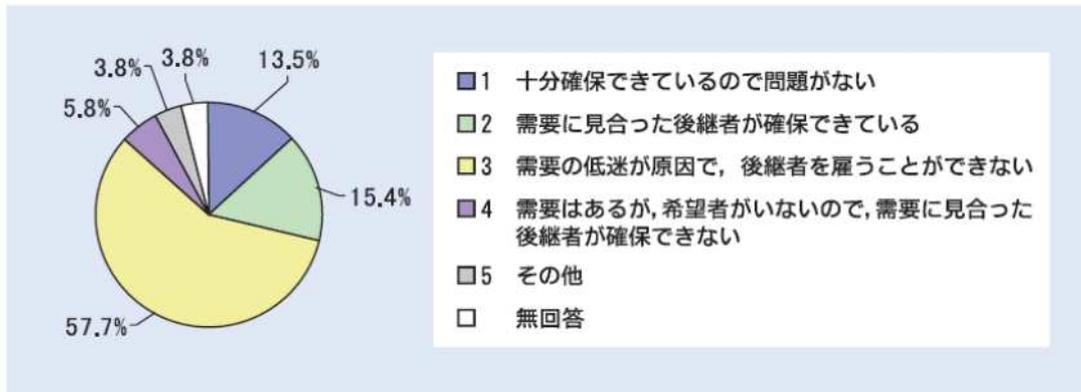
(出典：第2期 京都市伝統産業活性化推進計画)

【 後継者の確保難】

出荷額の減少は業界内の従事者数の減少につながり、職人の高齢化とともに後継者問題を深刻化させている。

業界アンケート調査においても、57.7%が「需要の低迷が原因で、後継者を雇うことができない」と回答しており、平成22年度に実施した工程別技術者調査においても、国が伝統的工芸品として指定する京都市内の伝統産業17業種の中の14工程において、今後、技術後継者が不足する等、何らかの問題が生じる可能性があるという回答している。

【後継者について】 出典：業界アンケート調査

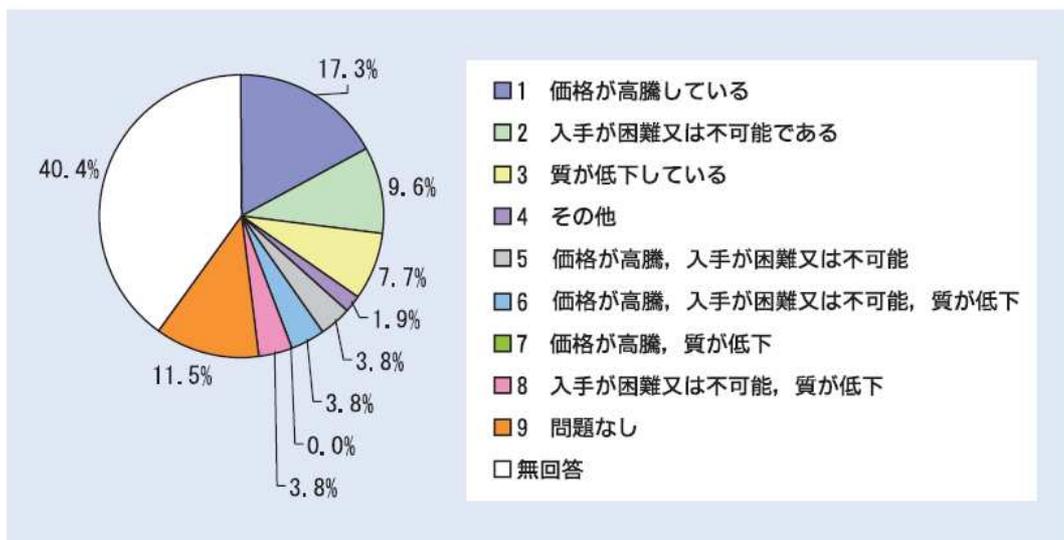


(出典：第2期 京都市伝統産業活性化推進計画)

【 道具、原材料の確保難】

出荷額の減少に伴い、使用する道具や原材料の発注も激減し、製造事業者の廃業が広がっている。業界アンケート調査においても、46%が「価格が高騰」、「入手が困難又は不可能」など、何らかの問題が生じていると回答しており、道具や原材料が枯渇する状況が生じつつある。

【道具について】 出典：業界アンケート調査



※グラフ中に示している各項目の割合については四捨五入して表記しているため、合計は100にならない。

(出典：第2期 京都市伝統産業活性化推進計画)

【 複雑な流通構造】

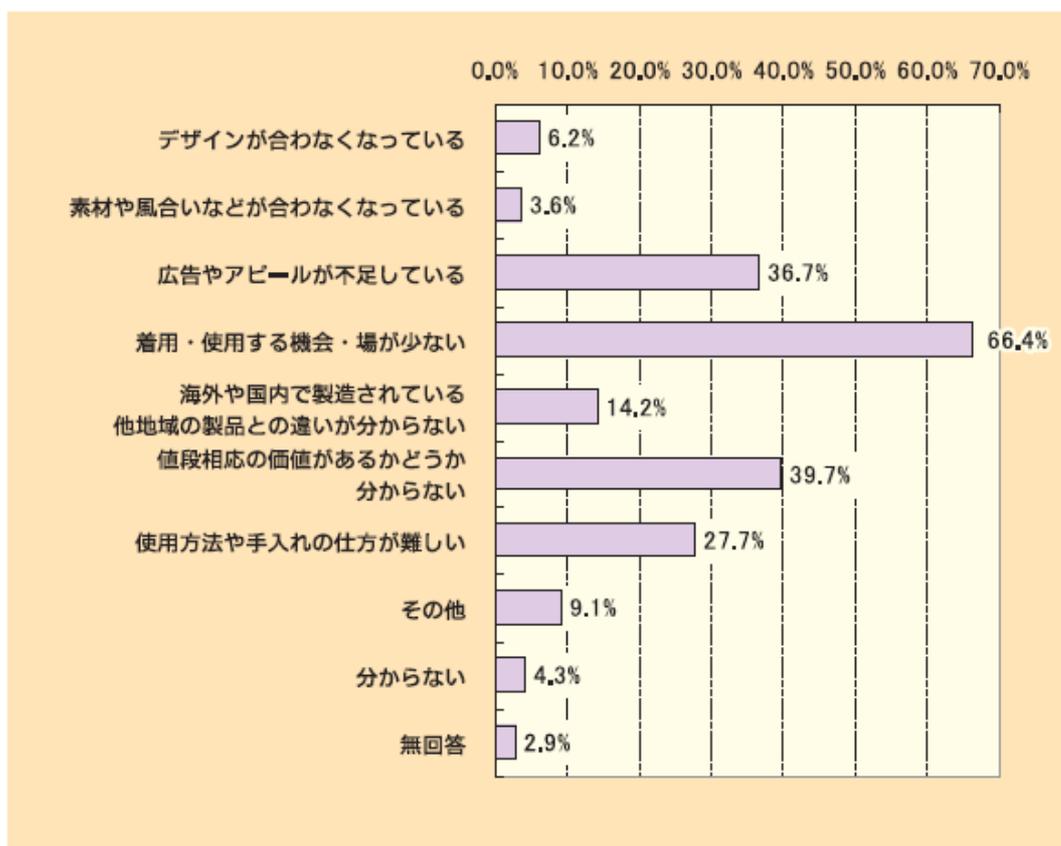
京都の伝統産業製品の多くは、多品種少量生産に対応するため、製造工程が多段階

の分業となっており、更に流通過程においても各種問屋を介するという複雑なネットワークが存在する。これらは、市場が拡大している状況では有効に機能したが、需要が大幅に縮小している現状では、硬直的で非効率な面が顕在化することになっている。

【 消費者のニーズ把握・消費者への情報提供の不足】

平成 23 年 2 月に実施した市政総合アンケートによると、「京都の伝統産業製品の課題」について、7 割近くが「着用・使用する機会・場が少ない」と回答し、次いで約 4 割が「値段相応の価値があるかどうか分からない」と回答している。生活様式や消費者の嗜好が変化する中で、消費者ニーズに答えきれていないことと、現代の生活に合った活用方法や、安心・納得して購入できるための情報が十分に伝えられていないことが、浮き彫りになっている。

【伝統産業製品の課題や問題について】 出典：市政総合アンケート



※市政総合アンケート…市民の意見等を今後の市政運営に役立てるため実施しているアンケート。
平成 23 年 2 月に「京都の伝統産業」をテーマとして、20 歳以上の市民 3,000 人を対象に実施。回答数 1,235 人

(出典：第 2 期 京都市伝統産業活性化推進計画)

1.3 京都市伝統産業活性化推進条例

1.3.1 制定趣旨

京都市伝統産業活性化推進条例の制定趣旨については、条例の前文に以下の記載がなされている。

ここ京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、社寺をはじめとする伝統的な建築物などにより趣のある町並みが形成されるとともに、みやびやかな文化、茶道や華道に代表されるような精神性の高い文化など暮らしの中に息づく多様な文化がはぐくまれてきた。このような京都固有の伝統的な文化を支えてきたのは、高度な技術や優れた意匠を有する京都の伝統産業である。この伝統産業は、京都の基幹産業として発展するのみならず、日本の伝統的な産業に大きな影響を与えてきた。

しかしながら、現在、京都の伝統産業を取り巻く環境は、生活様式の変化などによる需要の低迷、海外製品の流入による価格競争の激化などにより、多くの業種においてかつてない厳しい状況にあり、京都の伝統産業に支えられてきた伝統的な文化が失われつつある。この危機に立ち向かい、京都が、将来にわたって、その伝統的な文化を継承し、日本の文化の中心として発展し続けるためには、伝統産業を活性化し、その未来を切り開いていかなければならない。

ここに、本市は、京都府との連携の下、事業者及び市民の創意工夫を生かしつつ、伝統産業の活性化を推進することにより、京都の経済を発展させるとともに、豊かで活気に満ちた地域社会を形成し、もって、日本の伝統的な産業に活力を与え、日本の文化を京都から世界へ向けて発信することを決意し、この条例を制定する。

1.3.2 目的

この条例は、伝統産業活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに京都市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、伝統産業の活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、伝統産業の活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

1.3.3 基本施策

京都市伝統産業活性化推進条例では、伝統産業の活性化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、6つの基本施策を掲げている。

【創造的活動に対する支援】

伝統産業に関する事業の創出、新たな伝統産業製品等の開発その他の伝統産業に関する創造的活動を支援するために必要な措置を講ずる。

【教育及び学習の振興を図るための措置】

伝統産業に親しむための教育及び学習の機会の充実その他の伝統産業に関する教育

及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずる。

【関心と理解を深めるための措置】

伝統産業製品等に係る情報の事業者による適切な提供を支援するとともに、情報の効果的な提供その他の伝統産業に対する市民等（市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう）の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずる。

【技術の継承等】

伝統産業に関する高度な技術を継承するとともに、伝統産業製品等の製造、加工等に従事している者の後継者を育成するために必要な措置を講ずる。

【伝統産業の活性化の推進の拠点となる施設の機能の充実】

伝統産業に関する情報の提供及び技術の研究、事業者相互の間の交流その他の伝統産業の活性化の推進となる施設の機能の充実を図るために必要な措置を講ずる。

【表彰等】

伝統産業の振興に関し、顕著な成果を収めた者及び功績があった者の表彰に努める。

伝統産業の振興に関し、将来において顕著な成果を収めることが期待される者が行う伝統産業の活性化を図るための活動の奨励に努める。

1.4 京都市伝統産業活性化推進計画（第2期）

1.4.1 策定の趣旨

京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、宮廷を中心に広がりを見せた「みやびの文化」や、茶道や華道、香道、能、狂言など我が国固有の文化が栄え、市民の日常生活の中で脈々と息づいてきた。

このような京都の伝統文化を支え、また、それによって磨かれてきた京都の伝統産業は、今日においても、世界を代表する歴史都市・京都を支える重要な柱であるとともに、地域の経済と社会に不可欠な要素となっている。

しかしながら、生活様式や価値観の変化、長期にわたる不況、技術者の高齢化などにより、京都の伝統産業にとって危機的な状況が続いていると言っても過言ではない。

本計画は、日本が世界に誇る伝統文化を支え、ものづくりと雇用を支えてきた京都の伝統産業の活性化に向けて、中期的な視点に立った戦略的な施策を展開していくことにより、京都経済の発展と、豊かで活気に満ちた地域社会の形成、更には日本の伝統文化の振興に寄与することを目的とするものである。

1.4.2 位置付け

本計画は、「京都市伝統産業活性化推進条例」に基づき、第2期の伝統産業活性化推進計画として策定されたものである。

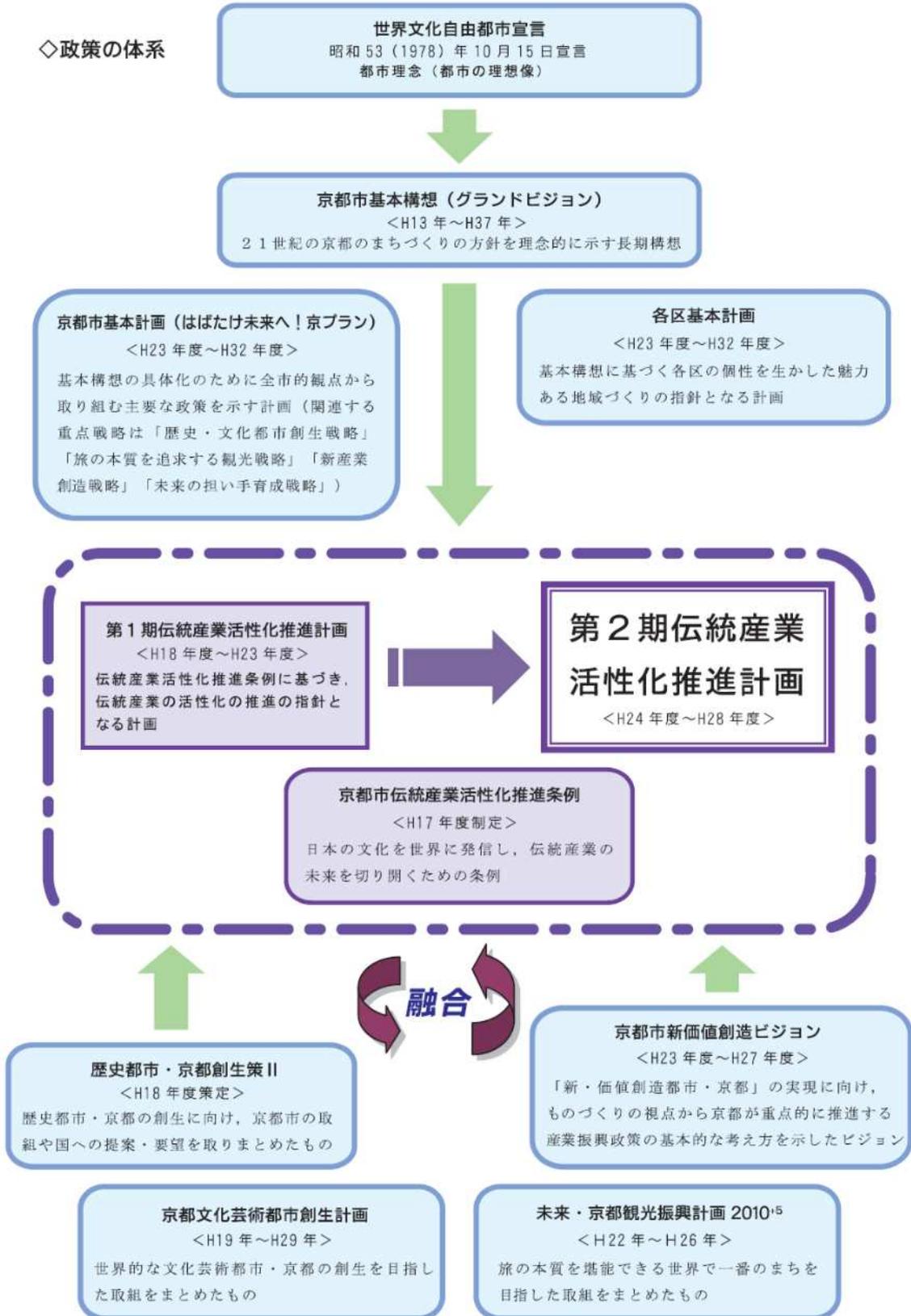
また、本計画は、平成22年12月に策定された「京都市基本計画」の分野別計画の1つであると同時に、歴史都市・京都の創生に向け、京都市の取組や国への提案・要望を取りまとめた「歴史都市・京都創生策」、世界的な文化芸術都市・京都の創生を目指した「未来・京都観光振興計画2010+5」を構成する重要な要素でもある。

更に、本計画による伝統産業の活性化推進は、平成23年3月に美・知・匠の「ものづくり都市・京都」を目指して策定された「京都市新価値創造ビジョン」における重点戦略に基づく施策の中にも位置づけられる。

1.4.3 計画期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5箇年である。

◇政策の体系



1.4.4 目指すべき伝統産業の姿

京都の伝統産業は、経済を支え雇用を生み出す「ものづくり産業としての側面」と、市民・国民、あるいは地域社会の共同体のアイデンティティを支える「文化としての側面」を有している。

先述の京都市の伝統産業の現状を乗り越え、京都の伝統産業を未来へ継承していくため、2つの側面から活性化を目指して施策を推進している。

【伝統産業活性化の2つの側面】

経済的価値の維持・向上

産業の規模が安定的に維持・成長し、生産や流通に関わる関係者が増加し、後進の若手が継続的に参入する状況をつくる。

文化的価値の維持・向上

市民、国民に伝統産業の価値が理解され、つくり手、職人が尊敬されるとともに、その製品が生活の中に溶け込んでいる状況をつくる。

目標設定における基本理念は、以下のとおりである。

基本理念1：市場の開拓

事業者や業界の創造的な取組と工夫により新たな市場を開拓し、市場の縮小に歯止めをかける。

基本理念2：基盤の強化、円滑な流通の促進、技術の継承と革新

次代の伝統産業を担う人材の育成、技術の継承につながる機会を創出し、従事者の減少に歯止めをかける。

基本理念3：価値や魅力の発信

伝統産業の品質、背景などの情報や「ライフスタイル」「美意識」「エコロジー」など、ユーザーにとっての価値を消費者にわかりやすく伝える。

基本理念4：日本独自の伝統文化の継承と文化の創造

伝統産業の継承・発展を通じて、日本の伝統文化を再認識する機会を広げるとともに、暮らしの中で息づく新たな和の文化を育む。

1.4.5 活性化推進のための具体的施策

「1.4.4 目指すべき伝統産業の姿」実現のため、以下に掲げる3つの戦略に基づき、

施策を具体化する。また、「3つの戦略」を実現するため、本計画期間中に取り組み具体的施策の中から、特に優先すべき13の事業を「重点施策」としている。

戦略1：市場創造につながる取組の推進

産業の観点からみると、創り出された製品が売れ、その需要拡大を通じて、従事者や企業が活性化し、関連する道具や原材料の業界にも受注が生じるというサイクルを起動させることが最も重要である。また、産業は個々の事業者の創意工夫や挑戦なしに活性化するものでないことから、意欲的な業界や事業者と連携して需要の拡大を目指す施策を積極的に進めていく。

（重点施策）

「京もの海外市場開拓事業（仮称）」の実施
京都における新たな販路開拓支援事業の実施
首都圏等における展示商談会等への出展支援
後継者育成事業の充実
若手職人を対象とした作品コンテストの開催

戦略2：伝統文化とそれを支える伝統産業の価値向上に寄与する取組の推進

日本で暮らすうえで基礎的な教養として伝統文化への理解が広がることなくして、伝統産業製品の利用拡大はない。そのため、文化芸術や教育など、産業以外の幅広い分野と連携し、日本固有の生活文化の再認識と、伝統産業がそれらを支える不可欠な要素であることへの理解を深め、広げる取組を進めていく。

（重点施策）

伝統文化との連携の促進とPRの強化
「京都で学ぶ匠と文化（仮称）」講座等の実施
「隼より始めるプロジェクト（仮称）」の実施
「京もの産地まちづくり活性化支援事業（仮称）」の実施

戦略3：各業種や異業種との連携を図る取組の推進

京都に集積する多くの伝統産業が各業種間の連携を強化し、「スローライフ」などをテーマとした統一的なコーディネートを行い、伝統産業製品の新たな活用方法を提案する施策を推進するとともに、伝統産業と先端産業・観光産業が創造的に融合するための施策を展開することにより、効果的な市場開拓や価値と魅力の発信につなげていく。

（重点施策）

海外版「京ものでおもてなし事業」の実施
「伝統産業の日」におけるライフスタイルの提案

知恵産業融合センター事業の推進 京都伝統産業ふれあい館の活性化

1.4.6 その他に取り組む施策

京都市伝統産業活性化推進条例に掲げる「6つの基本施策」に基づき、計画期間中に以下の取組を実施することとしている。

基本的施策1：伝統産業に関する創造的活動に対する支援

市場の縮小により、産業として厳しい状況が続いている。海外への販路拡大や異業種との融合による内需の掘り起こしなど、事業者や業界の創造的な取組と工夫による、消費者ニーズを的確に捉えた新たな市場の開拓が必要である。

創造的活動の情報共有

意欲的な事業者が新しい取組にチャレンジできるよう、先進的な創造的活動を学べる勉強会を実施する。

伝統産業をPRする素材の制作と周知

全国の企業等の需要を開拓するため、伝統産業の製品や技術を紹介するコンパクトなカタログ等を制作し、周知活動を強化する。

小規模業種による複合展示商談会の開催支援

産業規模の小さい業種の需要を効果的に開拓するため、複数の小規模業種による複合的な展示商談会の開催を支援する。

若年層の女性への「普段づかい」の伝統産業製品の提案

新たなライフスタイルへの関心や消費購買意欲の高い20代後半から40歳までの女性の需要を開拓するため、現代の生活様式へ伝統産業製品を自然に取り入れる提案を進める。

シニア層への「普段づかい」の伝統産業製品の提案

団塊の世代などのシニア層の需要を開拓するため、日本の伝統文化とそれを支える伝統産業の良さを再認識し、伝統産業製品を生活に取り入れる提案を進める。

基本的施策2：伝統産業に関する教育や学習の場における取組

体験学習の実施や副読本の配布などにより、学校教育の場における伝統産業に触れる機会は広がっているが、市民や留学生など、より多くの人々が伝統産業を楽しく学

び体験することができる機会づくりが必要である。

留学生に向けた魅力の発信

京都の伝統産業製品に関心を持ち、帰国後もその魅力を PR してもらえよう、留学生が伝統産業を学び体験する機会を広げる。

子どもたちが伝統産業製品を使用する機会の拡大

伝統産業製品が自然に溶け込んだ日本人の生活を若い世代に理解してもらうため、子どもたちがきものを着て、工芸品を使う楽しみを知る機会を広げる。

伝統産業に関する学習コンテンツの整備

伝統産業に対する若年層の興味と理解を深めるため、「わたしたちの伝統産業」(小学校 4 年生向け副読本)や、伝統産業を紹介する映像など、伝統産業に関する学習コンテンツを充実する。

「京の『匠』ふれあい事業」の実施

伝統産業に対する若年層の興味と理解をいっそう深めるため、小中学校での体験学習(「京の『匠』ふれあい事業」)を実施する。

基本的施策 3：伝統産業に関する関心と理解を深める取組

消費者に対して、伝統産業の価値や魅力が十分に伝わっていない。伝統文化との連携や、現代の生活に合った活用方法の提案など、これまでより一層、消費者の関心を引き付けるような情報発信の取組が必要である。

観光客・修学旅行生が見学・体験できる機会の拡大

伝統文化に興味を持つ観光客や修学旅行生等に、それを支える伝統産業に関心を持ってもらうため、見学や体験ができる施設等の PR を進める。

インターネットを活用した情報発信の充実

伝統産業に関する情報の発信力を高めるため、インターネット、特にソーシャル・メディアやデジタル・サイネージ(映像等を表示する電子看板)等の活用に取り組む。

市民をはじめ広く一般の方々が伝統産業製品を使用する機会の提供

伝統産業製品が、現代の生活にも溶け込むことを理解し、多くの市民等に使うため、和装や工芸品に親しむ機会を提供する。

マスメディアを活用した魅力の発信

伝統産業の価値を高めるため、雑誌メディアとのコラボレーションやPRの機会を広げる。

「お誂え」「お直し」の推進

伝統産業製品の魅力である「自分だけ」「長持ち」をPRするため、「お誂え」「お直し」をアピールする取組を支援する。

地域団体商標の活用支援

京都の伝統産業ブランド力を維持・向上させるため、業界による地域団体商標への登録・活用等の取組を支援する。

履歴表示の支援

消費者が安心して購入できるよう、製造・流通の履歴表示を広げる業界の取組を支援する。

基本的施策4：技術の継承や後継者の育成

市場の縮小により、後継者育成が困難な状況が続いている。後継者の不在が優れた技術の途絶に直結するケースが危惧されることから、若手職人の育成支援を充実するとともに、伝統産業の技術を身に付けることに関心を持つ若者の雇用機会の創出を支援する取組が必要である。

高校生を対象とした職業体験の実施

職人の仕事に興味を持つ若年層が伝統産業に触れ、将来の進路の選択にもつなげるよう、高校生を対象とした、工房見学や作業体験のほか、伝統文化とそれを支える伝統産業について学習する機会を設ける。

伝統産業従事者の育成支援

消費者に安心して購入してもらうため、消費者の視点に立った幅広い知識を持つ製造、加工等の従事者、販売員、コーディネーター等の育成を支援する。

工程の存続に向けた対策の実施

技術者の途絶が懸念される工程を存続していくため、業界と連携し、受発注ネットワークの構築等、必要な支援を行う。

道具・原材料確保対策の実施

伝統産業製品の製造に不可欠な道具・原材料を安定的に確保するため、業界と連携

し、必要な支援を行う。

基本的施策5：活性化拠点施設等の機能の充実

京都伝統産業ふれあい館は、京都の伝統産業を唯一体系的に紹介しており、近年、来館者数も増加している。今後は、伝統産業の情報発信の拠点施設であるとともに、岡崎地区を活性化させるための拠点施設の1つとして、また、観光やMICEの関連施設として、同館の魅力を高めていく必要がある。

京都市産業技術研究所は、京都の伝統産業など京都のものづくり産業を支える機関として、様々な研究や技術者への研修を行っている。今後は、技術面だけでなく、新商品開発や市場開拓を含めたトータル的な支援体制を、他の支援機関等との連携の下、より一層進めていく必要がある。

京都市産業技術研究所の機能強化

伝統産業を京都の未来を担う産業として更に発展させるため、京都市産業技術研究所において、「研究開発の体系化と強化」「技術プロデュース機能の強化」「イノベーションを支える人材育成の強化」等を進め、伝統産業事業者の新商品開発や技術改良などをサポートするきめ細かな支援を行う。

基本的施策6：表彰や奨励

ベテラン、中堅、若手それぞれの職人を表彰または奨励する制度は整備された。次の段階として、“作り手、職人が尊敬される風土づくり”を目指し、職人の意欲を一層高める取組と、優れた技術などを広くPRしていく取組が必要である。

卓越した技術を有する優秀な職人による実演等の実施

伝統産業の技術の高さを市民をはじめ広く一般の方々に認知していただけるよう、表彰された職人による実演や講演等を実施する。

「京都市伝統産業技術功労者顕彰」及び「京都市伝統産業『未来の名匠』認定事業」の実施

ベテラン職人及び中堅職人の功績を称え、将来の活動を奨励するため、「京都市伝統産業技術功労者顕彰」及び「京都市伝統産業『未来の名匠』認定事業」を実施するとともに、受賞者・認定者とその作品等の周知に努める。

1.5 伝統産業振興事業の主要施策の概要

1.5.1 販路開拓・産地商品宣伝

伝統産業関係団体からの申請に基づき、本市伝統産業の振興に寄与すると認められる事業に対して補助金を交付する。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
共済費	239 千円	253 千円	262 千円
賃金	1,622 千円	1,733 千円	1,725 千円
報償費	297 千円	466 千円	206 千円
旅費	1,895 千円	1,823 千円	1,608 千円
需用費	1,765 千円	1,454 千円	2,152 千円
役務費	1,698 千円	1,721 千円	1,699 千円
使用料及び賃借料	39 千円	52 千円	15 千円
備品購入費	- 千円	87 千円	95 千円
負担金補助及び交付金	27,505 千円	27,140 千円	27,535 千円

1.5.2 「伝統産業の日」事業

春分の日を「伝統産業の日」と定め、この日を中心に、伝統産業界との連携の下、「伝統産業の日」関連事業として多彩な伝統産業振興事業を実施している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	20,000 千円	13,000 千円	13,000 千円

1.5.3 京もの国内市場開拓事業

首都圏において、京都の伝統産業の技術と異業種と連携した新しいプロダクトを開発したものを展示販売するなどし、新たな販路拡大につなげるとともに、「京もの」PR、京都観光誘致を目指している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	- 千円	10,000 千円	10,000 千円

1.5.4 伝統産業技術の保存・育成

【京都市伝統産業技術後継者育成制度】

若手技術者に技術研鑽の資金として、育成資金を支給(40万円を2箇年で分割支給)し、後継者の育成を図っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	282 千円	150 千円	- 千円
需用費	133 千円	22 千円	123 千円
委託料	200 千円	200 千円	200 千円
使用料及び賃借料	127 千円	132 千円	- 千円
負担金補助及び交付金	5,798 千円	5,798 千円	5,400 千円

【京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度】

優秀な技術者となることが囑望される中堅技術者を顕彰し（奨励金 10 万円）首都圏での作品発表の場を提供するなどの支援を行っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	1,000 千円	1,000 千円	1,000 千円
旅費	369 千円	188 千円	- 千円
需用費	270 千円	319 千円	204 千円
役務費	54 千円	43 千円	40 千円
委託料	686 千円	764 千円	900 千円
使用料及び賃借料	372 千円	491 千円	411 千円

【京都市伝統産業技術功労者顕彰制度】

伝統産業界において永年斯業に従事し（経験年数 30 年以上で年齢 60 歳以上）伝統技術の維持発展に功労のあった者を表彰し、その振興発展に寄与する。顕彰者には、表彰状、功労金 20 万円等を支給している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	5,789 千円	5,557 千円	4,880 千円
需用費	309 千円	294 千円	305 千円
委託料	1,220 千円	1,183 千円	1,056 千円
使用料及び賃借料	222 千円	222 千円	221 千円
負担金補助及び交付金	3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円

1.5.5 京都伝統産業ふれあい館の運営

常設展示場において、京都の伝統産業製品約 500 点を一堂に集め、体系的に紹介する。その他、貸出し展示場やミュージアムショップ併設、体験教室などを実施している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	30,000 千円	30,000 千円	30,000 千円

1.5.6 隗より始めるプロジェクト

国内外への需要を拡大するため、京都市役所と市職員が業界の協力も得ながら、率先して伝統産業製品を活用するとともに、市内の企業や大学等にも活用を促すことにより、日常生活に伝統産業製品を自然に取り入れる市民を増やす施策である。(市職員が着物を着て業務の実施、海外富裕層向けの「京もの」カタログの作成等)

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	- 千円	- 千円	4,320 千円

1.5.7 京ものユースコンペティション

若手を対象とした伝統産業製品の作品コンペを実施。優秀作品出品者には、職人が今後活躍するための足がかりとなり得るインセンティブを設ける他、審査員との交流会、意見交換会の実施により、若手職人の育成を支援する事業である。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	- 千円	- 千円	750 千円
委託料	- 千円	- 千円	1,600 千円
使用料及び賃借料	- 千円	- 千円	11 千円

1.5.8 琳派四〇〇年記念事業

2015 年に迎える「琳派 400 年記念」に向け、シンポジウムの開催や、新商品開発、琳派をテーマとすることによる商店街振興等、「琳派 400 年記念」に向けた気運を高める事業を実施している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	- 千円	- 千円	1,730 千円
負担金補助及び交付金	- 千円	- 千円	1,000 千円

2 伝統産業振興施策の監査の結果

2.1 アンケート調査について

2.1.1 アンケート調査の概要

京都市伝統産業活性化推進計画策定(第2期)にあたり、京都市では市民及び業界団体に対してアンケートを実施している。

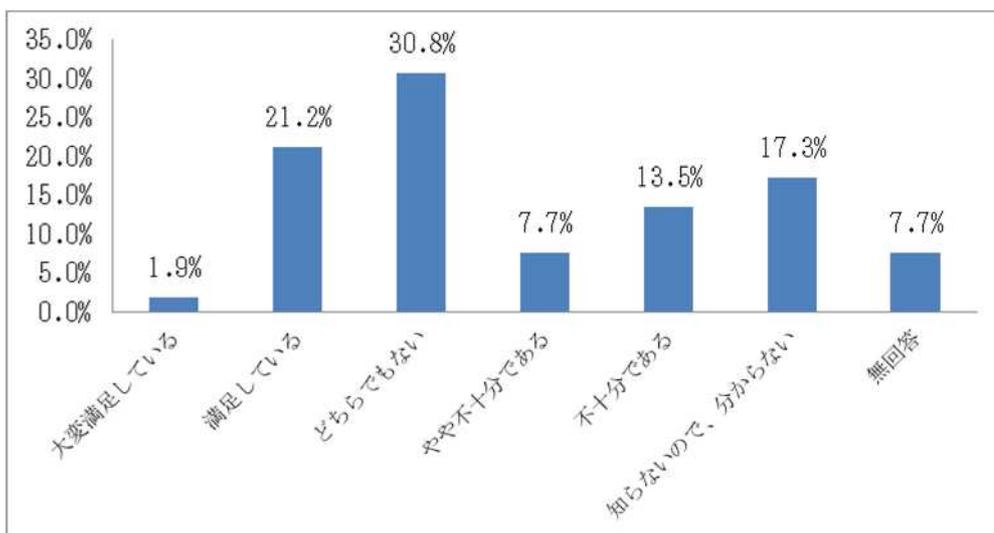
そのうち、業界アンケート調査において、京都市の振興施策に対する評価に関する項目があるため、これについて検討する。

ア 調査方法等

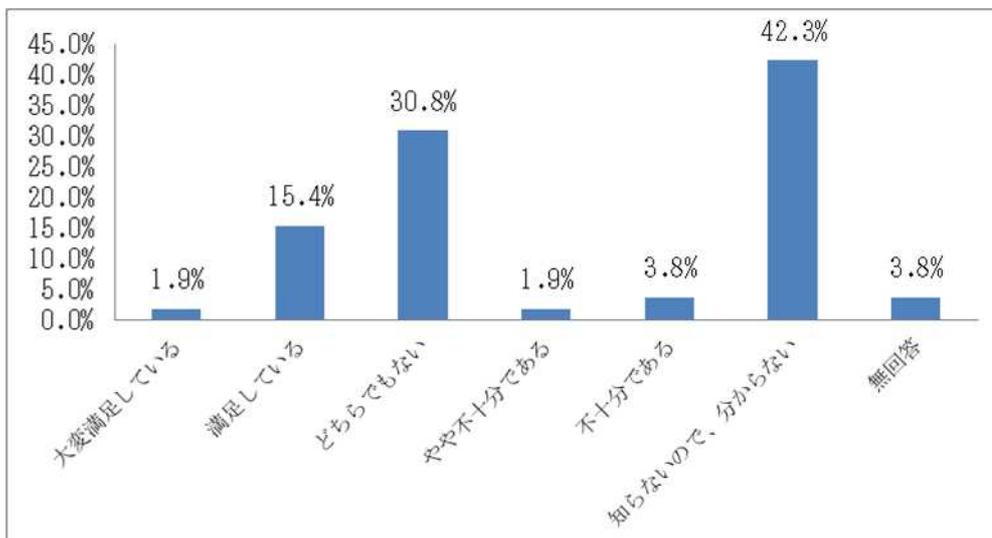
- ・調査対象 79の産地団体又は製造事業者
- ・調査方法 回答用紙への記入方式(郵送)
- ・調査期間 平成23年6月～平成23年8月
- ・回答数 52

イ 調査結果(一部抜粋)

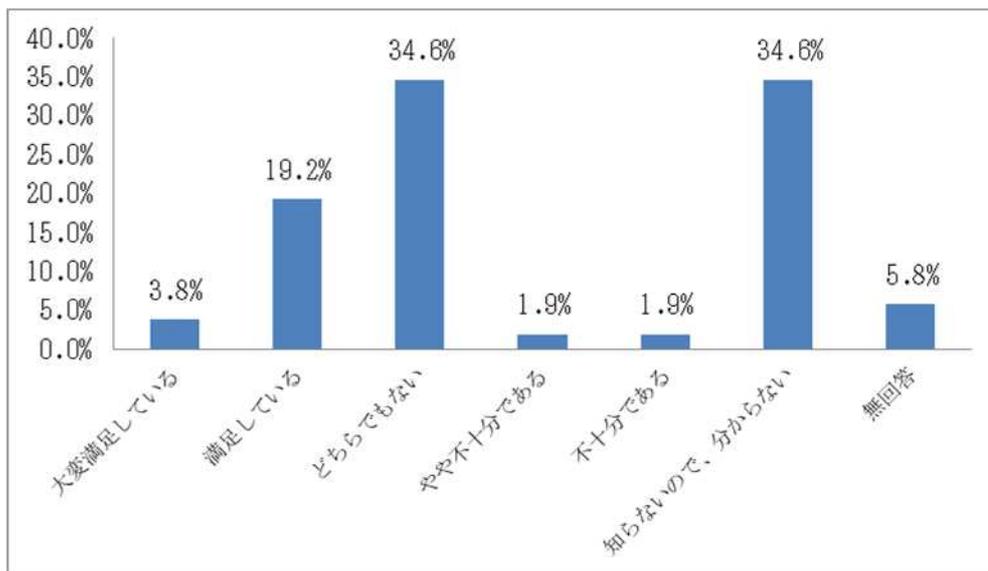
問1-(4)「市場の開拓」に関する京都市の施策の評価



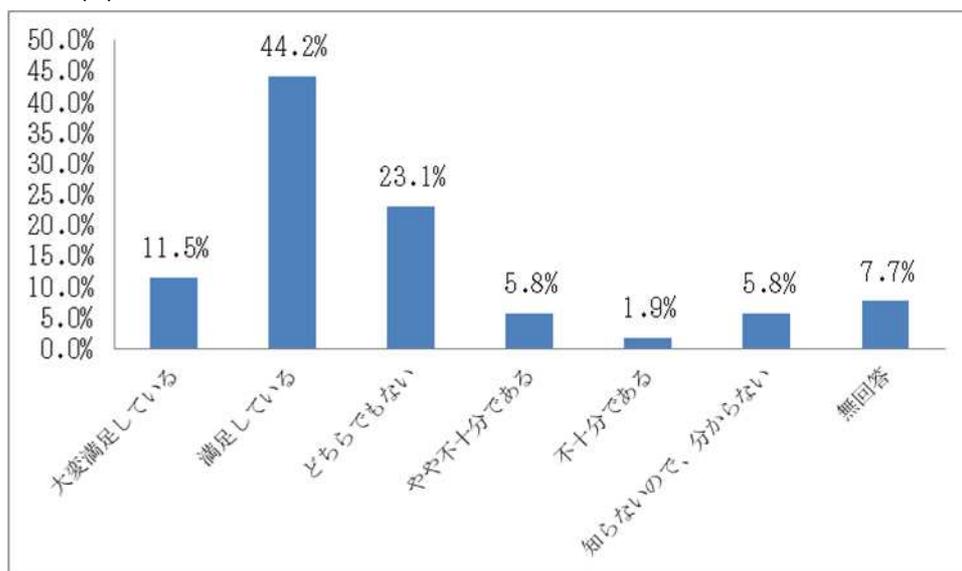
問 2-(2) 「基盤の強化」に関する京都市の取組の評価



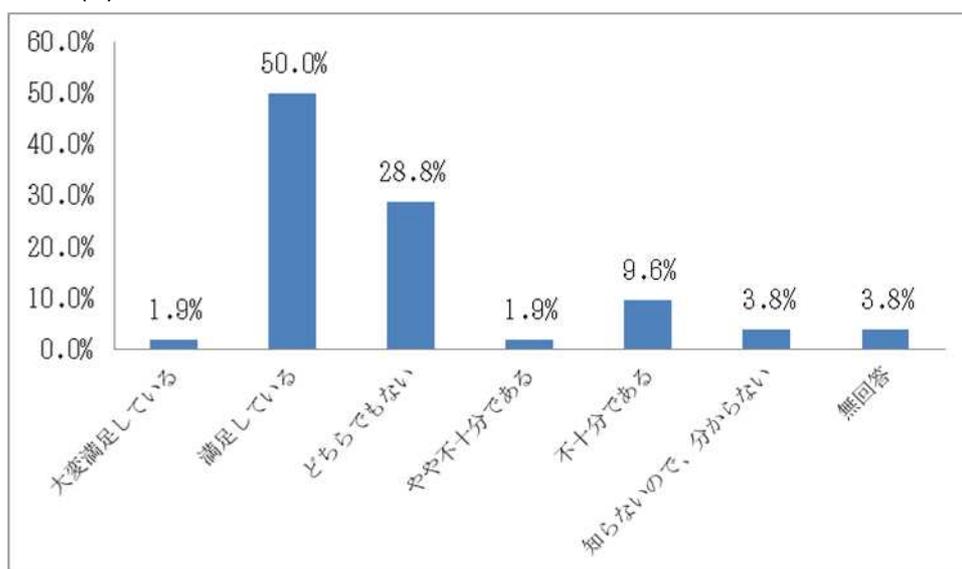
問 3-(3) 「円滑な流通の促進」に関する京都市の取組の評価



問 4-(3) 「技術の継承と革新」に関する京都市の取組の評価



問 5-(3) 「価値や魅力の発信」に関する京都市の取組の評価



(出典：第 2 期 京都市伝統産業活性化推進計画)

2.1.2 アンケート実施の意義（意見）

調査結果を見ると、「技術の継承と革新」及び「価値や魅力の発信」に関する京都市の施策は比較的评价が高いが、「市場の開拓」、「基盤の強化」、「円滑な流通の促進」については、評価が低い。

京都市の取組が「技術の継承と革新」及び「価値や魅力の発信」に偏ったものではなく、「市場の開拓」、「基盤の強化」、「円滑な流通の促進」にも力を入れている中での低評価である。もし、京都市の取組に問題があるのであれば、それを改善する必要がある。

あるため、京都市に対して評価結果の分析状況を確認した。

その結果、京都市からは「本市の実施事業とそぐわない業種も一部存在することが、満足度が低い要因であると認識している。」との回答にとどまり、十分な分析を行ったと思われるような回答は得られなかった。

このように、十分な分析を行ったと思われるような回答は得られず、せっかくアンケートを実施した意義が無く、アンケート結果が活用されたとは判断できない。

京都市の取組の中には、これからも継続が望まれるような良い取組も多いが、上記のとおり業界の不満がどこにあるのかを十分に検討せずに取組を進めているのでは、十分な結果を得られにくい。PDCA サイクルを適切に実施し、今までの取組結果を今後の取組にいかす努力を継続する必要がある。

なお、評価が低いこと自体は、業界団体が京都市の取組の目的を十分に理解できていない可能性もある。すなわち、伝統産業活性化は各業界団体が主体的に取り組み、それに対して京都市が支援することが前提であるが、業界団体が過度に京都市の支援を期待している可能性は否めない。また、西陣織など工程ごとに業者が分かれている場合、中間工程の業者は最終完成品の市場形態については、「知らないので、分からない」可能性もある。

他でも述べているとおり、伝統産業活性化のために京都市の多額の税金が使われている以上、業界団体としても京都市のみが対応すべき問題として考えるのではなく、自らも率先して今後の取組を活性化する必要があると考えられる。

2.2 振興施策の今後の方向性について

平成 17 年度に京都市伝統産業活性化推進条例を制定し、京都市も様々な施策を行って粘り強く振興を行っている。

しかしながら、前述のとおり、京都市の施策に対する業界アンケートの結果も芳しくないものがあり、業界の期待と京都市の施策との間にギャップが生じている。

その原因として、 伝統産業について、品目または業界ごとに対策が不十分ではないか、 施策効果の分析が不十分ではないか、 と考え以下の質問を行った。

(質問 1)

伝統産業について、品目または業界ごとに対策等を講じているか。また、重点的に対応すべきと考えている品目はあるか。

(質問 2)

首都圏及び海外における展示商談会の実施、外国人観光客へのプロモーション活動を推進しているが、品目別、場所別、客層別による販売実績は把握しているか。

質問 2 に関しては、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画(政策編)における施策のうち、以下の施策(事業概要)に関する質問である。

(No.33014 京もの海外・国内市場開拓事業の推進)

京都の伝統産業製品の新たな需要開拓及び販路拡大をめざし、首都圏における展示商談会への出展や、海外市場における新商品開発及びビジネスモデルの構築に向けた取組を支援することにより、京都が世界に誇る「京もの」の魅力を強力にアピールし、一層の伝統産業界の活性化をめざす。

(No.51500 外国人観光客への伝統産業製品プロモーション活動の推進)

海外メディアに、伝統産業製品を扱う工房や店舗を積極的に紹介するとともに、海外観光客向けパンフレットやウェブサイトで伝統産業製品の魅力を発信する。加えて、伝統産業製品のニーズ発掘を行う海外拠点や国内マーケティング体制の構築と、外国人観光客の誘致施策を連携して行うことにより、外国人観光客の満足度向上とさらなる誘客増につなげるとともに、外国人観光客への伝統産業製品の販路拡大に努める。

(出典：「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画(政策編))

上記の質問に対する回答は、概ね以下のとおりであった。

(質問1への回答)

各伝統産業の振興は、品目毎または業種毎の対応ではなく、伝統産業製品全体の市場の開拓、価値や魅力の発信、後継者育成等に取り組んでいるものであり、複数の業種を巻き込んだ形での施策を行っている。

例えば、「KYO-MONOisCOOL!プロジェクト」がある。これは、京焼・清水焼のお猪口など日本酒の周辺にある伝統産業製品を広く振興することを目的に京都の伝統産業若手職人が中心となり民間で立ち上がったもので、京都市としては、条例の趣旨のPRとともに取組を進める同プロジェクトに対し、主に広報や販売面で協力していくものである。

(参考：「KYO-MONOisCOOL!プロジェクト」の取組事例)

「日本酒条例サミット in 京都」において、日本酒と絡めて、京焼・清水焼のお猪口やお猪口を入れる西陣織の小袋を販売。

「来年のバレンタインデーは、「Myチョコ(猪口)」を贈る！そして、ホワイトデーには日本酒で乾杯！」(出典：京都市長門川大作 オフィシャルサイト(平成26年9月9日))

また、この他に「京都ブランド海外市場開拓事業」があり、海外展開を目指す京都の中小企業に対して、現地ニーズにマッチした新商品の企画・開発、バイヤー向け展示商談会の開催や世界的見本市への出展、そのアフターフォローに至るまでの一貫したサポートを行う事業を平成24年度から行っている。

メディアを通じて発信するのも良いが、一過性で終わるものも多いので、持続的効果が得られる施策を実施してもらいたい。

また、質問への回答の他に、京都市から以下のようなコメントを得ている。

(小規模伝統産業の取組)

伝統産業活性化のためには、各業者が連携して取り組むことが望ましい。そのため、伝統産業ごとに業界団体が存在するが、一方でごく少数の後継職人のみのためにその伝統産業だけで業界団体を組成することが難しいものもある。

そのため、京都市では、こうした組合組織の無い小規模の業種に呼びかけ、昭和 57 年 2 月に「京都市伝統工芸連絡懇話会」を組織し、展示会の開催や製作実演などの活動を展開している。

(質問 2 への回答)

各職員に担当品目を割り当てて状況把握するため、聞き取り調査を実施している。しかしながら、総合的な分析・対策の取り纏めまでには至っていない。

第三者的にコンサルティング会社を活用することも考えたが、予算面や各業種で組織体制も異なるため、どこまで入り込めるか期待できなかったことで実現していない。

2.3 振興施策の今後の方向性に対する意見

質問の結果、日本酒などメインとなる伝統産業に巻き込む形で、様々な伝統産業の振興を図るなど、工夫された取組が多いことが判明した。

しかしながら、本質問による回答を検討した結果、以下のとおり改善の余地があると思われる。

2.3.1 各伝統産業の実態に応じた計画の策定と実行(意見)

京都市では、各伝統産業の状況把握は行われているが、その結果に基づく業種ごとの振興計画策定にまでは至っていない。

そもそも、伝統産業指定品目数が非常に多く、全ての業種に応じた振興策策定が難しい懸念はあると思われる。しかしながら、一旦、伝統産業として認定した以上はきちんと最後まで振興に対する努力を続けていただきたいと、そのためには振興計画をより明確に示すことが出来ればよいと考える。

そのために、各伝統産業に応じた計画を策定することが望まれるが、各伝統産業だけの振興には限界があるので、各伝統産業の課題等を担当部局で共有化し、様々な意見を織り込んで総合的な計画を策定することが良いと考えられる。

前述のような日本酒、京焼・清水焼、西陣織を絡める施策など、京都市の中に伝統産業振興のためのノウハウが多く蓄積されていると思われる。是非とも蓄積されているノウハウを活用して、よりよい計画を策定していただきたい。

2.3.2 施策結果の把握及び検討(意見)

質問 2 への回答にあるように、施策結果の把握が行われておらず、消費者のニーズ

把握に活用されていない。今後振興を図るためには、幅広くニーズを掘り起こす必要があるが、展示商談会の実施や外国人観光客へのプロモーション活動などは、消費者やバイヤーと直接触れる貴重な機会でもあり、ニーズ発掘のためのデータが得られる期待が高い。

そのため、施策結果については、詳細に状況を把握して今後の施策に役立てるよう検討することが望まれる。

3 契約事務について

3.1 委託契約の概要

委託契約の概要については、「第2 観光施策について 3.1」参照。

3.2 委託契約事務の流れ

委託契約事務の流れについては、「第2 観光施策について 3.3」参照。

3.3 個別検討を実施した委託契約

伝統産業振興施策に係る平成25年度委託契約支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して下記表のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	京都日本酒サミット2013	京都・日本酒サミット2013企画・運営	株式会社リーフ・パブリケーションズ	5,999
2	京都日本酒サミット2013	京都・日本酒サミット2013企画・運営	株式会社リーフ・パブリケーションズ	7,000
3	京都日本酒サミット2013	京都・日本酒サミット2013企画・運営	株式会社リーフ・パブリケーションズ	7,000
4	隼よりはじめるプロジェクト	「京ものまちなかギャラリー」事業	公益財団法人京都伝統産業交流センター	1,400
5	隼よりはじめるプロジェクト	「ラグジュアリー「京もの」カタログ」制作	株式会社デザインフォース	1,900
合計				23,299

3.4 契約事務に関する結果及び意見

3.4.1 京ものまちなかギャラリーについて(その1)(意見)

No.	4		
主要施策の事業名	隼よりはじめるプロジェクト		
担当課	産業観光局商工部伝統産業課		
委託内容	「京ものまちなかギャラリー」事業(業務仕様書から要約) ・ 伝統産業製品の展示及び紹介用のパネル作成 ・ 設営業者の募集・選定 ・ 魅力ある展示物の選定 ・ 展示物の搬出入のサポート		
契約方法	随意契約		
契約相手先	公益財団法人京都伝統産業交流センター		
契約期間	開始	平成26年2月10日	
	終了	平成26年3月31日	
契約実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	- 千円	- 千円	1,400 千円

「京ものまちなかギャラリー」事業の実施内容は、市民が立ち寄りやすい施設(平成25年度は高島屋京都店ショーウィンドー、東山区役所、伏見区役所、中京区役所の区民ホール等及び京都市役所本庁舎で実施。)に伝統産業製品を展示しその魅力をPRするものである。そのPR事業を実施するために、随意契約によって、公益財団法人京都伝統産業交流センター(以下、交流センターという。)に委託している。

京都市の担当課は、随意契約による交流センターへの委託理由について、交流センターは、京都の伝統産業として指定された74品目に関わる全ての団体を母体とする京都唯一の業種横断的な組織であり、京都伝統産業ふれあい館の設立当初からその管理運営を担う等、伝統産業製品に対する幅広い知識や文化的知見及びその適正な管理と取扱い(搬出入など)に関する優れたノウハウを有しているためであるとのことである。また、当該事業の実施に当たっては、担当課が収蔵する伝統産業製品を展示するものであり、その伝統産業製品に関する知識を有し、適正な展示及び取扱い(搬出入など)が可能となるのは交流センターのみであるため、当該事業の委託に係る随意契約を締結したとのことである。

確かに、交流センターが伝統産業製品への知識及び取扱いに関するノウハウを有していることは理解できるが、随意契約に至る合理的な理由であるとは考えにくい。上記表の委託内容(業務仕様書に記載のあるもの)にも記載しているが、委託内容は再委託を前提とした業務仕様となっており、実際に再委託も実施している。また、再委託先の選定については、交流センターが実施しており、京都市が選定する際の同様の選定水準で選定しているか不明である。さらに、平成24年に開催された「京ものまちなかギャラリー」事業の委託先は交流センターとは別の業者であり、同様の内容の事業を委託している実績もある。

委託契約の概要にも記載しているとおり、地方自治法上、一般競争入札による契約締結が原則的な方式であるとされており、随意契約を締結する際は、合理的な理由によって判断しなければならないと考えられる。そのため、安易に契約先の選定を絞るのではなく、公平に委託先を選定すべきであり、随意契約の必要性がある場合は説明責任が果たせるような合理的な理由が必要であると考えます。

3.4.2 京ものまちなかギャラリーについて(その2)(意見)

当該契約に係る「京ものまちなかギャラリー 実施報告書」を閲覧したところ、展示期間と各展示会場でどのように伝統産業製品の展示を実施したかの実施報告のみであり、実際にどの程度の金額が発生したかの記載はなく、また請求書においても当該業務の費用一式とだけ記載があるのみで、別途費用の内訳明細の記載はされていなかった。

京都市は、「隗よりはじめるプロジェクト」の具体的な実施事業として、日常的に伝統産業製品を自然に取り入れる市民を増やす目的で、「京ものまちなかギャラリー」を

開催し、伝統産業製品の魅力を PR している。また「隼よりはじめるプロジェクト」は「第2期 京都市伝統産業活性化推進計画」の13の重要施策の1つに挙げられている。

よって、今後も展示会場を設けて、市民に伝統産業製品に触れ合う事業が実施されることが考えられる。

そのため、受託業者には、委託業務に要した費用の内訳を記載した報告書を提出させるべきである。市は、その実績金額について精査を行い、次年度以降の同様の事業の予算策定時の参考資料として活用すべきである。

3.4.3 「京もの」カタログ制作について（その1）（意見）

No.	5		
主要施策の事業名	隼よりはじめるプロジェクト		
担当課	産業観光局商工部伝統産業課		
委託内容	ラグジュアリー「京もの」カタログの制作		
契約方法	随意契約		
契約相手先	株式会社デザインフォース		
契約期間	開始	平成 26 年 1 月 23 日	
	終了	平成 26 年 2 月 28 日	
契約実績	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	- 千円	- 千円	1,900 千円

京都の伝統産業製品の新規市場開拓のため、外国人富裕層をターゲットとして平成20年度に作成された京ものカタログの内容を修正及び更新する業務委託である。市によると、業務委託の発注前に前回の業務受託者である株式会社デザインフォースに京ものカタログの電子データの提供を依頼したところ、電子データの著作権を主張してきたため、今後の京ものカタログ製作を考慮し買取を決定したとのことである。市は、他の業者2社及び株式会社デザインフォースに委託業務の見積依頼を実施したが、著作権の買取価格自体を含めると株式会社デザインフォースの見積が最低価格となったため株式会社デザインフォースと契約したとのことである。

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい（著作権法第2条1号）著作権法上の著作物として認められた場合、著作権法によって保護されることとなる。著作権は原則として著作物を創作した著作者に帰属し（著作権法第17条）また特に手続きを必要とせず自然と発生するものとされている（著作権法第17条第2項）。

そのためデザインやホームページ作成業務を委託する際は、契約書などに業務委託によって創造した著作物の一切の権利を譲渡する旨を明記する必要があると考えられる。もし明記しなければ、その後著作権を主張された場合に今回のケースのように前

回の委託料の範囲外で別途買取りが生じる可能性がある。

今回、株式会社デザインフォースから電子データを買取ることとなった原因は、平成 20 年度の委託契約締結時に、京ものカタログに係る著作権について契約書に明記しておらず平成 25 年度のカタログ作成にあたって買取りの必要性が生じたためである。仮に買取る必要性がなかった場合は、他社からの見積価格（1,232 千円）の方が株式会社デザインフォースより低くなり、より低い価格で業務委託できたことが推定される。

従って、今後デザインやホームページ作成業務を委託する際は、受託者の著作物に係る権利を、成果物の納入と一緒に譲渡する旨を契約書等に明記することを徹底すべきである。

3.4.4 「京もの」カタログ制作について（その2）（指摘）

上記の京ものカタログを市へ納品した事実として、先方からの納品書を閲覧したところ、市の職員が現物を確認した証跡である職員の履行確認の押印が納品書にされていない。

市は、調達事務を適正に執行するために、物品等の履行確認（検収）は、納品時に必ず複数の職員で実施し、納品書の余白部分にゴム印などで履行確認印欄を作成し、誰が実施したかわかるように担当者の押印をすることとしている。（市提供資料：「調達事務の適正な執行について」2（7）要約）

担当課によると、現物と納品書により履行確認を行ったが、当契約の委託内容には著作権の買取りも含まれていたため、納品書とは別に「履行確認書」を作成し、納品書はその添付資料とし、履行確認印は「履行確認書」のみに押印したとのことである。

実際に「履行確認書」を閲覧したところ、担当者の履行確認の押印が確認でき、納品書は添付資料であることが明記され、京ものカタログ 1,000 部が納品されたことの履行確認を実施したことは確認できる。しかし、その他に版下原稿及び当該電子データを受領した旨は「履行確認書」に明記されていない。

当該委託契約に係る仕様書には、版下原稿及び当該電子データを市に納入する旨が記載されているため、これらについて市の職員が検収した事実を「履行確認書」に明記すべき、もしくは納品書を入手すべきであったと考えられる。

そのため、納品書に履行確認の押印をせずに「履行確認書」を作成する際は、何を履行確認したか明確に記載し、履行確認を実施した事実を事後的に把握できるように作成すべきである。

4 補助金等について

4.1 補助金等の概要

補助金等の概要については、第2 観光施策について4.1 参照。

4.2 補助金等の事務の流れ

補助金等の事務の流れについては、第2 観光施策について4.3 参照。

4.3 個別検討を実施した補助金等

伝統産業振興施策における平成25年度補助金等支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して以下のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	「伝統産業の日」関連事業	「伝統産業の日」2014に係る負担金	「伝統産業の日」実行委員会	13,000
2	京もの国内市場開拓事業	「BRAND NEW KYOTO プロジェクト2014」への負担金	BRAND NEW KYOTO実行委員会	10,000
合計				23,000

4.4 補助金等に対する結果及び意見

伝統産業振興施策に係る補助金等について、指摘事項は発見されなかった。

5 京都伝統産業ふれあい館について

5.1 京都伝統産業ふれあい館の概要

京都伝統産業ふれあい館（以下、「ふれあい館」という。）は、京の伝統産業を一堂に集めた産業と文化と人の交わる空間として、京都を代表する文化ゾーンである岡崎公園の中心の一等地に立地する京都市勤業館「みやこめっせ」の地下1階のフロアの約半分を使った、京都の伝統産業製品の展示施設である。

展示されている伝統産業製品は、前述の京都市が伝統産業指定品目としている74品目である。常設展示場は、基本的には、西陣織・京友禅と京黒紋付染め・京小紋・京鹿の子絞等の和装関連や邦楽器絃と三味線・調べ緒・尺八、京弓と矢、のように相互に関連する品目を並列的に同じ場所に工夫して展示しており伝統産業製品になじみのない一般市民にとってもわかりやすい親切な展示となっている。



（ホームページより）

5.1.1 所在地

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
京都市勤業館みやこめっせ内（地下1階）

5.1.2 施設概要

京の伝統産業交流サロン	42.05 m ²
イベントルーム	79.93 m ²
常設展示場	902.91 m ²
体験工房	121.286 m ²
図書室	178.70 m ²
ミュージアムショップ	177.834 m ²
ギャラリー	145.92 m ²
収蔵庫	65.50 m ²
イントロダクションホール他	346.72 m ²

5.1.3 ふれあい館の管理運営

ミュージアムショップを除くふれあい館の管理運営については、交流センターが受託している（ミュージアムショップは、株式会社京都産業振興センターが受託）。

5.2 ふれあい館に対する意見

5.2.1 伝統産業の経済的価値の維持・向上について(意見)

ふれあい館では、今までも工夫された展示がなされているが、どちらかと言うと見学者を意識した展示が行われてきた。

これに対して、京都市伝統産業活性化推進審議会でも、以下のような発言が出ている。

(意見)

資料にアンケートハガキの結果が掲載されており、伝統産業ふれあい館の記述で、「もっと触れられるモノを増やすべき。見学だけでは物足りない」とある。私もあそこに行くと、修学旅行生がお土産で買うようなものしか売っておらず残念である。もっと金銭的にゆとりのある人が購入できるような魅力的な品揃えにしてみてもどうか。また、今回の京七宝のような素晴らしい作品も含めて、見る方と買う方との連動性を図り、積極的に購入できるような仕組みづくりをお願いしたい。

(意見)

ふれあい館の常設ショップで、様々な伝統産業製品を買えるようにはなっているが、見学される方との遊離性を少し感じる。せっかくいいモノがあるので工夫していきたい。

第2期京都市伝統産業活性化推進計画においても、「伝統産業製品の魅力が消費者に十分伝えられていない」「消費者の価値観に訴求する伝え方の工夫を進めるとともに(中略)魅力を伝える機会や場所の拡大を図ることが必要である」という問題提起がなされており、経済的価値の維持・向上の面からの活性化を目指している。

伝統産業製品は国内外を問わず、富裕層に好まれる「嗜好品」あるいは「美術品」的なニーズの方が圧倒的に大きいと思われる。実際に、外国人観光客が嗜好品として高額商品を購入するケースも増えているようである。したがって、伝統産業製品の「見せ方」(展示)も、そういったニーズに合わせ、美術品の購買層向け、あるいは「日用使いの美術品」という位置付けに変えていくことが望まれる。そのためには、単に施設の管理運営を委託するのではなく、全体の展示に関して購買客を意識したプロデュースまで可能な委託契約に変えていくことも考慮すべきであると考えられる。

また、伝統産業製品に美術品的な価値があると位置付けるならば、とくに同じ岡崎地区の京都市美術館(あるいは国立近代美術館)に鑑賞に来るような美術愛好家に対して、美術館内でのふれあい館の紹介等、伝統産業製品の良さをアピールする方法の検討が望まれる。

5.2.2 展示の方法等について(意見)

74 品目という多数の展示においては、素人目には違いの分かりにくい品目(例えば、京くみひもと京真田紐、工芸菓子と京菓子、伏見人形と京陶人形、等)が場所を離れて展示されており、展示方法や説明板による解説になお一層の工夫が必要なものがある。

また触れられる展示品が薄汚れていたり、展示用備品が破損している品目(京くみひも・京陶人形)もあり、早急に出品業界・業者に対応を依頼すべき展示もある。

展示品目のうち、京料理と京漬物については写真パネルによる展示のみとなっている。現品そのものは「生もの」でありそのままでの展示は難しいが、平成 25 年 12 月には和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、その日本の和食を代表する京都の京料理や京漬物の展示がそれぞれたった一つの写真パネルなのは大変残念である。平成 25 年 1 月 15 日から施行された、「日本酒(清酒)で乾杯条例」(京都市清酒の普及の促進に関する条例)の紹介も含めて、今一度和食(京料理・京漬物)等に関しては、動画の導入も含めて展示方法の再考が必要である。

5.2.3 若年層の来場者数の増加の方策について(意見)

素晴らしい立地の割には来場者数も少なく、宝の持ち腐れ感がある。これは、例えば地下の展示場への立派な専用玄関が東西の二箇所にあるにもかかわらず、その存在が分かりにくいし、月例で発行されている「Monthly みやこめっせ・みやこめっせいイベントガイド」や京都岡崎魅力づくり推進協議会が季節に応じて発行している「岡崎手帳」での案内・広報も、集客に大きな効果を発揮しているとは言い難い。

これに対して、京都市伝統産業活性化推進審議会でも、以下のような発言が出ている。

(意見)

みやこめっせで毎年展示会を開催しているがやはりお客さんはなかなか地下には降りて来ない。1階ではたくさんの人で賑わっていることがあり、すぐもったいない。動線を工夫する必要があるのではないか。

(意見)

みやこめっせでは地上から地下に降りる導線がうまくいっていない。入って全体が見渡せるレイアウトが理想である。また、今のお客さんは見るだけでは満足していない。もっと参加できる、体験してもらえる機会を増やすことが大切である。

将来の京都の伝統産業を担ってくれる小中学生をもっと沢山引き寄せる仕掛け・仕組みづくりを工夫すべきである。現在でも体験教室として「ものづくりの体験学習」的なイベントは一部実行しているが、更に小中学生にとって楽しく学習できるワークショップ形式による参加型の伝統産業製品作りのイベントや隣接している京都市動物園に来場する小学生に興味を持たせる企画等の工夫がほしい。参加者に製作体験をし

てもらうことで、伝統産業の認識を新たに、また深めてもらうことが可能である。

5.2.4 展示品以外の事項について（意見）

伝統産業製品の展示以外に、美術・工芸関係の一般・専門書籍の閲覧が可能な立派な図書館施設も併設しており、この分野に関心の高い市民に対する満足度は高いものといえる。ただし、この図書館施設の場所が分かりにくく、上手く誘導も出来ていないため利用者は極端に少ないものといえる。

ホームページにおいては映像ギャラリーとして20品目程度についてYouTubeによる動画（製作風景）が用意されており興味深い。ただ、それぞれの動画は1分余りである。できれば、ほぼすべての品目についての動画を用意し、1分余りのダイジェスト版に加えて、10分程度の本格的な製作風景を紹介する工芸愛好家向けの動画も用意してほしい。また、現在は動画が無音となっているが、より理解を深めるためにも音声による説明も望まれる。

第4 文化施策について

1 文化振興施策の概要

1.1 文化市民局文化芸術企画課

京都文化芸術都市創生条例に基づき、文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化するため、市民の文化芸術活動の充実、伝統的な文化芸術の保存継承、芸術家の育成、顕彰等の事業を実施している。

また、美術館、動物園、交響楽団、元離宮二条城事務所の文化関係事業所の統括や円山公園音楽堂、無鄰菴、ロームシアター京都、文化会館、京都コンサートホール、久世ふれあいセンター、京都芸術センターに関する事務を行っている。

1.2 京都文化芸術都市創生条例

1.2.1 趣旨

京都を、わが国の歴史や文化の象徴として守り引き継ぎ、世界へ発信しようとする「京都創生」の文化面における取組の一環として、平成18年4月、京都文化芸術都市創生条例を施行した。

本条例は、優れた京都の文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、併せて芸術や産業との連携を図ることにより、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指している。

1.2.2 内容

本条例は、京都市の文化芸術のあり方を踏まえて文化芸術都市創生の必要性を述べた前文、文化芸術都市創生の基本理念、京都市及び市民の責務、文化芸術都市創生計画の策定、文化芸術都市創生のための具体的施策、審議会の設置等に関する規定を内容としている。

【基本理念（第3条）】

文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにすること。

伝統的な文化芸術を保存し、及び継承し、並びに新たに文化芸術を創造する活動を支援するとともに、当該活動を担う人材を育成すること。

文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。

文化芸術都市の創生に不可欠な文化財の保護及び活用、景観の保全及び再生その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。

文化芸術に関する活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。

1.3 京都文化芸術都市創生計画（改訂版）

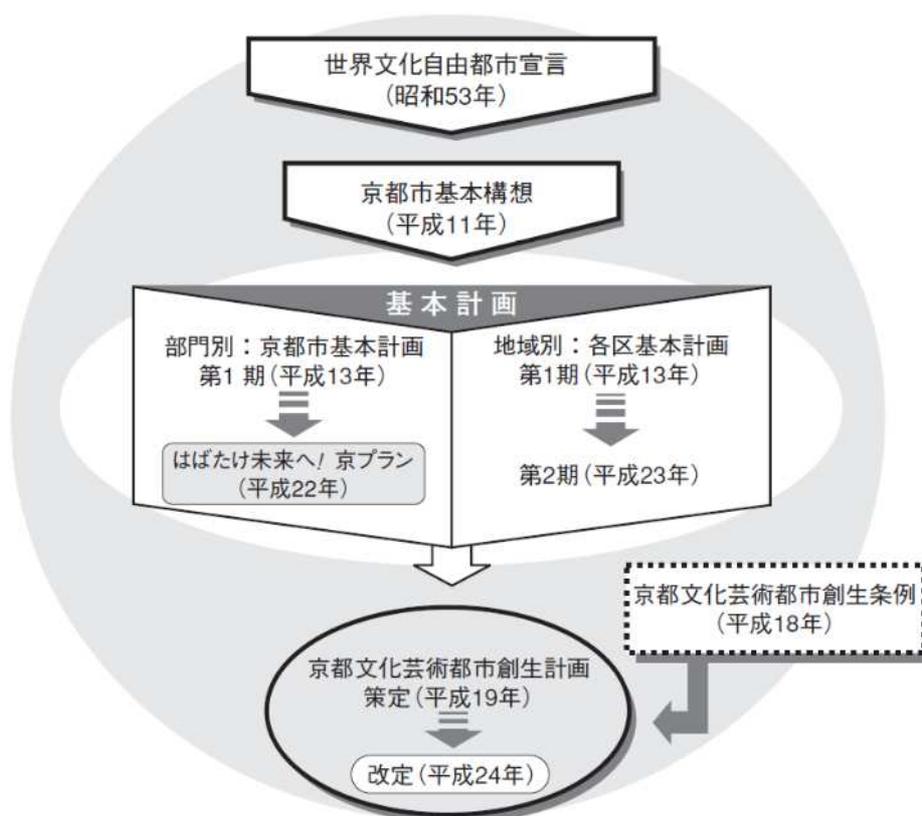
1.3.1 計画の位置付けと計画期間

京都文化芸術都市創生計画は、平成18年に制定した「京都文化芸術都市創生条例」

第7条第1項に基づき、平成19年に策定された。計画の期間は、平成19年3月から平成29年3月までの10年間であり、改訂版では、計画後半期の5年間の指針を示している。また、創生計画は、「はばたけ未来へ！京プラン（第2期京都市基本計画）」の文化芸術に係る分野別計画でもある。

これらの関係を整理すると下図のとおりになる。

【1.3.1 京都文化芸術都市創生計画の位置付け】



なお、創生計画は、平成8年策定の「京都市芸術文化振興計画」及び平成15年策定の「京都市芸術文化振興計画振興プログラム」が担っていた文化芸術施策の指針としての役割について、包括的に継承している。

1.3.2 計画の基本理念

創生計画の後半期では、これまでの計画の考え方を継承しつつ、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の文化分野に関する基本方針に沿い、京都を世界的な文化芸術都市として創生することを基本理念としている。

創生計画が目指す「文化芸術都市」の姿は、以下のようなまちである。

【文化芸術に関わる活動が盛んなまち】

伝統的な文化芸術を継承、発展させ「和の文化」として世界に発信し、文化芸術のあらたな創造活動が活発に行われるなど、文化芸術に関わる活動が盛んである。

【日常の生活シーンの中に文化芸術が溶け込んでいるまち】

文化芸術が市民生活や、身近な暮らしの場である地域の中にしっかりと根付くなど、日常生活の生活シーンの中に文化芸術が溶け込み、誰もがそれを楽しんでいる。

【文化芸術によって社会全体が活気づいているまち】

産業、大学との結び付き、独自の都市景観をいかすなど、文化芸術によって社会全体が活気づいている。

【文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっているまち】

文化財の指定、登録が更に進み、文化財の保存、活用に対する支援の輪が広がるなど、文化財が社会全体で守られ、地域の活性化にもつながっている。

1.3.3 社会状況の変化と見直しの視点、方向性

1.3.3.1 社会状況の変化

改訂版では、創生計画前半期の5年間の社会情勢の変化と文化芸術のあり方について分析している。その内容は以下のとおりである。

【社会経済の動向】

平成20年9月、アメリカの投資銀行の破たんにより、世界経済は深刻な金融危機に陥った。中国を中心に加熱していた美術市場が一気に冷え込むなど、金融危機は文化芸術にも大きな影響を与えた。

経済状況の悪化は京都においても例外ではなく、企業経営の悪化や投資の減退を引き起こし、もともと脆弱な京都市の財政を、一層逼迫させている。

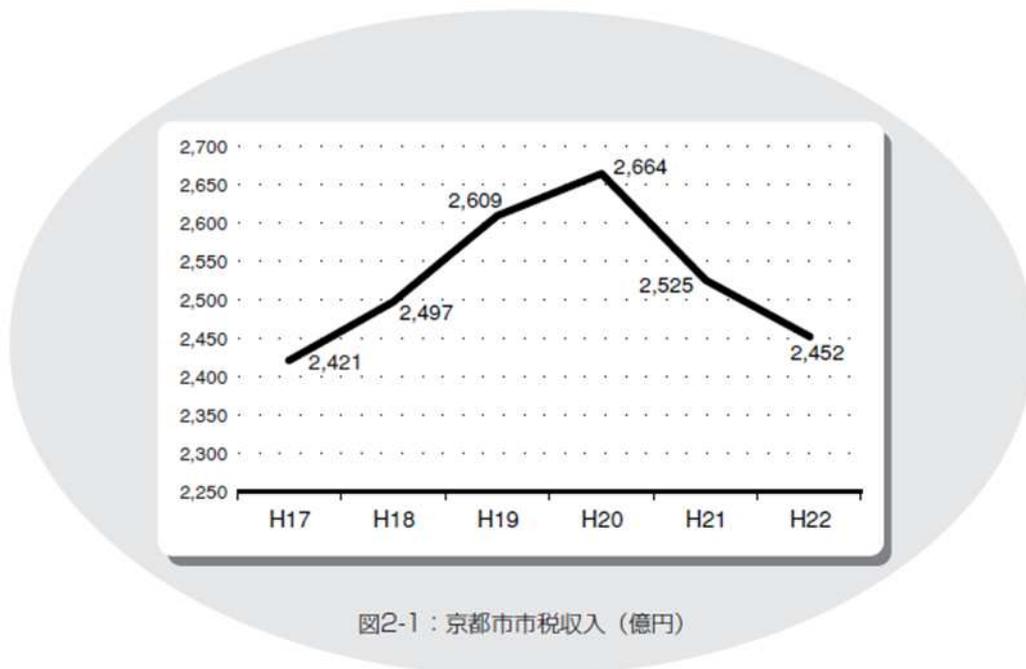


図2-1：京都市市税収入（億円）

（出典：京都文化芸術都市創生計画改訂版）

厳しい財政状況とともに、人口の減少、少子高齢化の進展も大きな問題となっている。京都市独自の推計結果では、平成 24 年 2 月現在で 147 万人である京都市人口が、平成 27 年には 144 万人、平成 32 年には 141 万人から 142 万人と減少することが見込まれている。人口減少の大きな要因の一つは少子化の進展である。また、京都市の高齢化率は平成 22 年に 23%となっており、少子化とあわせて都市の発展と活力の維持に多大な影響を及ぼすものとして懸念されている。

これは文化芸術においても、例えば文化財や伝統芸能を承継する人材の減少、創造活動の硬直化等の問題を引き起こす可能性がある。したがって、都市の魅力を高め、人口減少に歯止めをかける取組が重要としている。

一方、交通の発達や Twitter、SNS の普及に代表される ICT（情報通信技術）の発展等により、地球規模での人や物、情報の交流がますます盛んになっている。このような情報交流の発達と並行して、ファッション、映画、アートなど、世界各地の流行や出来事が直接的に世界の都市、地域に影響を及ぼすという流れが加速している。

このように世界が密接に結びつく中で、アーティストがこれまで以上に世界とつながり、各地を巡る状況が生まれており、同時に鑑賞者も、文化芸術に魅かれて移動することが増えている。文化芸術は、世界の人々と直接結びつく契機となっているほか、観光やまちづくりの面でも大きな注目を集めるようになっている。

【東日本大震災と来るべき社会のビジョン】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災のように、未曾有の大災害を前に、我が国の様々な面で枠組みの抜本的な変更が迫られており、それは京都の文化芸術においても例外ではない。

震災の直後から、文化芸術に関わる人々の間では「アートに何ができるのだろうか」という文化芸術の根本に迫るような真摯な問いかけがなされた。文化芸術が緊急的な危機の中で直接に役立つということはないものの、文化は、その土地で人々が生きるための根本となるものであり、阪神・淡路大震災後の多くの例にみるとおり、文化芸術こそが震災からの復興の中で真に必要となる。

文化芸術は人間が人間であるためになくしてはならないものであり、また世の中を変えるだけの力を持つものである。震災を経た後に、社会を潤すということ、我々の暮らしの枠組みを検討すること、それらは、文化芸術の力なくしては、もはや取り組むことのできない課題となっている。

【国や京都府等の動向】

平成 22 年 12 月、関西の 2 府 5 県が結集し関西広域連合が設立された。京都府に広域観光・文化振興局が設置され、関西としてのブランド構築に一体的に取り組むこととされており、京都市も平成 24 年 8 月に正式加入した。

他方、国においては、平成 20 年 12 月に公益法人制度改革関連法案が施行され、公共施設管理の多くを担う外郭団体のあり方について見直しが進められるなど、文化施設を取り巻く環境に大きな変化が生じている。その後も、平成 23 年 3 月に「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」が成立し、劇場法（仮称）の議論も進められるなど、よりよい施設の在り方を巡って、関係法令等の整備が進められている。

さらに、平成 23 年 2 月に文化庁において「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」が策定され、文化芸術振興の基本的視点として、成熟社会における成長の源泉、文化芸術振興の波及力、社会を挙げての文化芸術振興の 3 点が示された。

1.3.3.2 見直しの視点と方向性

創生計画策定後の 5 年間で、上記のような社会状況の変化があり、日本全体を覆う困難な状況が生じる一方で、文化芸術の振興に大きな追い風となる動きも見ることができる。

改訂版では、変わることはない「京都らしさ」を再認識し、後半期 5 年間の取組に向けて以下のような視点と方向性を持って取組を進めることとしている。

【文化芸術の継承と創造】

人口減少、少子高齢化が進展する中で、将来、文化芸術の展開に陰りが生じることが懸念されている。文化は長期間にわたって耕されるものであり、文化を受け継ぎ、そこから新たな芽が生まれ、またこれを継承していくという循環が失われたとき、これを取り戻すことは容易ではない。

次世代の文化芸術を支える人材の育成に留意しつつ、古典を受け継ぎ、常に新しい文化芸術が生まれ出るよう、施策を検討する。

【文化芸術に関する社会的基盤の整備】

文化芸術に関する情報環境等の充実

京都は豊富な文化資源を有しており、世界で活躍する人材も多く輩出しているが、それらの情報が市民に十分に行き渡っていない。このような課題に対応することを検討する。また、グローバル化が進み、膨大な情報が行き交う中、ともすれば諸都市は均一で特徴のないものになってしまう。このような観点からも、国内外の地域との交流を一層推進する。

文化芸術に関する施設の充実

文化芸術は、市民が主体となって発展させるものであるが、その際に京都市の施設が果たす役割には大きなものがある。各施設が地域社会や京都全体と有機的に結びつくよう、一層の充実を図る。取組に当たっては、ハード面の整備だけでなく、指定管理者制度の適切な運用を含めた、ソフト面での改善も検討する。

【文化芸術の社会的展開】

これまでの施策では、文化芸術がより広く社会経済と結び付き、互いに影響を与え合い、社会全体を活気づけるという点では、まだ不十分であった。暮らしの中に文化芸術が息づくという京都の特性を、一層広げ、また深めていく。そのために、現代における生活様式の変化に伴う、文化芸術と市民生活、産業との関係の変化に目を向けて、文化芸術の持つ豊かな活力を社会に向けて展開する可能性を検討する。また、文化芸術は、一義的には市民が主体となって、作り、伝え、楽しむものであり、行政はこれをサポートする存在である。京都市の財政はいまだ厳しい状況にあるが、行政の責務をしっかりと果たしつつ、「共汗（市民、NPO、企業、大学等の様々な主体と行政とが、夢と希望、危機感と責任を共有し、役割を分担し、共に汗を流して、市民運営、京都のまちづくりを進めていくこと）」の取組を深め、様々な力の連携により、文化芸術の持つ力をより一層膨らませるための施策を検討する。

1.3.4 計画の内容

1.3.4.1 重要施策群

文化芸術都市・京都の創生に当たり、前半期の成果と課題、社会状況の変化を踏まえ、今後5年間で特に重点的に実施する施策を3つの重要施策「群」として設定している。

京都市はかつていち早く文化首都を標榜し、計画の前半期においても、全国のあらゆる都市に先駆けて21世紀の「文化芸術都市づくり」のモデルを示すため、その原動力となる「五つの京都先行プロジェクト」に取り組んできた。このような理念を継承し、計画後半期においても、文化芸術に関する重要な取組として、9施策を構想している。これらの施策は、現代の複雑な社会状況に的確に対応するとともに、文化の“生まれ、伝わり、また次の芽を養う”という循環的な仕組みを踏まえ、3つの施策群として設定している。群内の施策は、相互に強く関連するものであり、状況に応じて柔軟に連携するものとして、一体的に取り組むこととしている。

重要施策群の関係を整理すると下図のようになる。

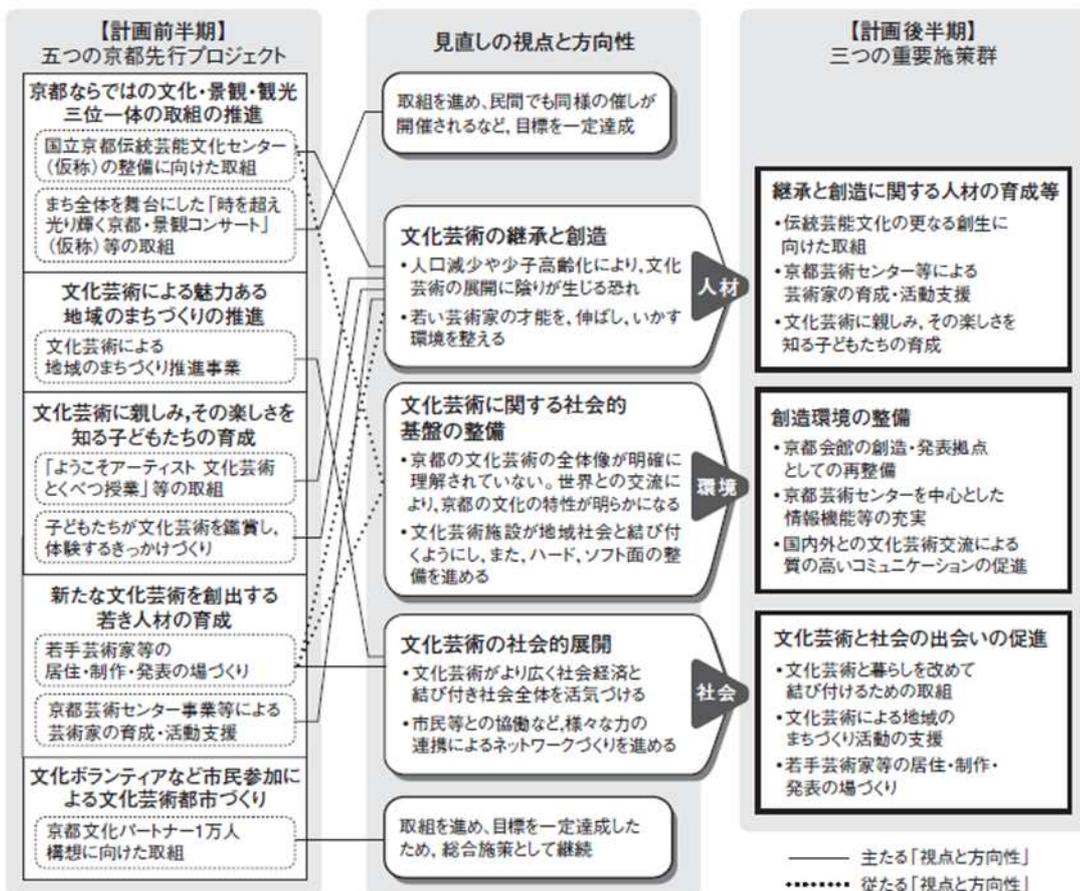


図3-1：重要施策群の構成

(出典：京都文化芸術都市創生計画改訂版)

【重要施策群 1：継承と創造に関する人材の育成等】

京都には、伝統を継承しつつ新たな創造を続ける文化の魅力があり、それらの「光」を「観」るために、平成 20 年には年間 5,000 万人以上の観光客がこの地を訪れている。継承と創造は、文化芸術の最も根本的な両輪であり、その二つが十分に機能して初めて、文化は豊かに実ることとなる。本改訂版は、伝統文化と現代文化の枠組みにとらわれることなく、両者を互いに補い合うものとして捉え、これを支える人材の育成等に取り組むとしている。

伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組

京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

【重要施策群 2：創造環境の整備】

文化芸術創造の基礎的な社会的基盤である施設と情報流通システムをしっかりと整備し、京都における文化芸術の振興に取り組むとしている。

京都市は、他都市に先駆けて、幾つもの特徴的な文化施設を整備してきた。昭和 35 年、「文化の殿堂」として岡崎地区に京都会館を建設し、公共文化ホールの先駆的な事例を示した後、昭和 62 年から平成 13 年にかけては、創造活動室を持つ地域文化会館を整備した。

また、平成 12 年には、元明倫小学校を改修して、京都芸術センターを開設し、閉校施設活用の範例として、大きな注目を集めた。それぞれの施設は、時々の京都市の文化政策の性質を決定づける「骨格」として、大きな役割を果たしてきたと言える。これら文化芸術の活動に資する施設について、現代的な需要に対応するよう適切に更新するとともに、最大限に活用していくこととしている。

京都会館、京都芸術センターは、ともに情報拠点としての役割を担っているものの、京都の膨大な文化資源を前に、現状では、期待に十分に答えきれていない部分がある。施設整備が「骨格」に当たるとすれば、情報は、文化芸術にとって「血液」に当たる。情報の流れをしっかりと作り、国内外の人々の関心と理解を深めるため、情報流通について抜本的な施策に取り組むとしている。

京都会館の創造・発表拠点としての再整備

京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

【重要施策群 3：文化芸術と社会の出会いの促進】

京都は、衣食住を中心に、市民生活のあらゆる領域に文化芸術が溶け込んでいる、日本で数少ない都市の一つである。たとえば、陶芸や染織等の優れた伝統工芸の営み、伝統芸能の練習や上演が普通の暮らしの傍らで日常的に行われ、人々は常にそれらの

創作の気配を感じながら暮らしてきた。また、文化芸術は、工芸、建築、服飾や料理等と深く関わることで、芸術的に洗練された技術を生み出し、各分野の産業を先導する役割を果たしてきた。

一方、文化芸術には、立場の違いを超えて多くの人々が興味を持ち、その存在に影響を受けるといった面がある。私たちの暮らしの中で、開かれたまちの中で、共有できるということは、文化芸術の重要な特徴であると言える。

このような京都の特色、文化芸術の特性を踏まえつつ、文化芸術を、京都の暮らし、まちづくり、産業、景観等と相互に強く影響を及ぼしあうものととらえ、その豊かな活力、柔軟な創造性が社会全体に一層浸透するよう以下の計画を進める。

文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組

文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

1.3.4.2 総合施策

文化芸術都市の創生に向けて、重要施策群に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って、総合的に施策の推進を図っている。

重要施策群が、文化芸術都市づくりの先駆けの「原動力」となるものであるのに対し、ここに掲げる施策は、文化芸術を市民の暮らしやまちに、しっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるための総合的な施策となる。

【暮らしの文化を楽しむ】

京都では環境を大切に作る心遣いや、隣人を思いやる振る舞い、美しいものを大切に愛でる習慣が、先人の暮らしの中から生み出され受け継がれている。これらが文化芸術都市を創っていく時の背景になるとの観点から、「暮らしの文化」(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化)を改めて確認し、これを楽しめるようにするための施策に、今後も取り組む。

文化芸術と暮らしを改めて結び付けるための取組

暮らしの文化を再発見・再認識するシンポジウム等の開催

【文化芸術に親しむ】

京都市は第二次大戦直後から、市民の誰もが文化芸術に親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞、体験、発表したり、芸術家と交流したりするため、様々な催しを行い、長年にわたって市民に機会を提供してきた。今後は広く民間の文化芸術団体の活動とも連携しつつ、その趣旨を継承し、継続する。

京都文化祭典の開催

本市の文化芸術関係施設における各種事業の推進
「市民に愛され世界にはばたく京響」を目指す取組の推進
映画・映像文化やマンガ文化の振興
文化芸術に関する生涯学習の推進
文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進
文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」の推進

【子どもの感性を磨く】

市民の文化芸術に対する感性を磨き、表現を高めるためには、感受性豊かな子どもの頃から、京都の暮らしの文化を体験し、質の高い文化芸術作品にできるだけ多く直接触れることが大切である。今後も子どもたちがそのような体験をできるよう、学校や家庭を通じて、様々な機会を提供する。

文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成
子どもたちが舞台芸術を鑑賞し、体験するきっかけづくり
子どものための各種体験教室等の推進
芸術系私立高等学校等における特色ある文化芸術教育の推進
ジュニア京都検定の推進
子どもの音楽文化の振興・普及を図る取組の推進
青少年の文化芸術活動の推進

【伝統を受け継ぐ】

京都は茶道、華道、伝統芸能等の先人から受け継いできた質の高い文化が、今日に至るまで大切に伝えられてきた、日本で唯一の都市であると言っても過言ではない。それらの継承を支援するとともに、多くの市民や全国、全世界の人たちがそれらを体験できる機会を提供し、継承のための支援者となるきっかけ作りを進める。

伝統芸能文化の更なる創生に向けた取組
国立京都歴史博物館（仮称）の整備に向けた取組
「古典の日」の推進
市民や観光客が、京都の伝統的な文化芸術に身近に触れる機会の提供
文化芸術拠点施設における伝統的な文化芸術継承・創造の取組の推進
子どもたちへの伝統的な文化芸術継承の取組の促進
伝統的な文化芸術の研究や文化創造の機能の推進
伝統的な花街の文化継承

【新たに創り出す】

京都は、いつも時代の先端を行く文化芸術を創造してきた都市である。これからも

若いアーティストたちの芽が出るよう支援することによって、京都が現代の人たちの心に響く、世界水準の文化芸術を新たに創り出すまちになるよう、様々な施策を行う。

京都芸術センター等による芸術家の育成・活動支援

京都国際舞台芸術祭の開催

より効果的な顕彰制度の在り方の検討

助成金等の情報のより効果的な発信

芸術活動へのきめ細かな支援

【文化芸術でまちづくりを活性化する】

文化芸術には都市の活動に彩りを与え、活力を生む力がある。今後も、そのような文化芸術の力でまちづくりを活性化する。

文化芸術による地域のまちづくり活動の支援

若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり

岡崎地域活性化に向けた取組

京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進

各区の個性をいかした各種文化関係事業の推進

芸術家等の活動を地域に根付かせ、地域で応援する環境づくり

【交流を促進する】

文化芸術には国内外の地域の人々の心に直接訴え、共感を呼ぶ力がある。京都での文化芸術活動を希望する国内外の芸術家を招き入れるなど、今後は市民主体の活動も含め、交流を盛んにするための施策に取り組む。

アーティスト・イン・レジデンス事業等の推進

留学生による文化芸術交流の推進

国際交流に係る関係機関等との連携の推進

国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進

姉妹都市等との文化交流事業の推進

【伝える、魅せる】

京都の優れた文化芸術活動を全国、全世界の人々に伝え、関心と理解を深めるための施策が必要であり、今後、情報通信技術を利用しつつ、情報発信を一層活発に行う。

京都芸術センターを中心とした情報機能等の充実

国内外との文化芸術交流による質の高いコミュニケーションの促進

ICT（情報通信技術）を活用した情報発信の推進

後援事業等の支援

障害のある方のための文化芸術情報発信の工夫

広域的な情報発信の推進

【文化財を守り、活用する】

京都は 1000 年もの間首都があった都市であり、その間、何度も大災害を経験してきたが、今なお多数の国宝、重要文化財がこの地に受け継がれている。文化財は現代の文化芸術活動にとってもインスピレーションを与える大切なものである。今後も、それらの価値を市民がよく理解し、後世に伝えて行くための施策に取り組む。

文化財の保存と活用の推進

歴史的資産の保存・活用制度の運用

みやこ文化財愛護委員、京都市文化財マネージャーの育成

地域文化遺産の保存と活用の促進

文化遺産を大切にす意識を育む取組の推進

元離宮二条城の本格修理と活用・無鄰菴の保存と活用

近代遺産の活用

京都における新たな世界遺産の登録

【景観を保全し、再生する】

全国、全世界から観光客が訪れる京都の美しい自然景観、歴史的景観は市民の大切な財産である。美しい景観は人々の暮らしの文化を通じて生み出されるものであり、文化芸術活動を行う環境としても重要である。景観を保全し、よりよいものに再生する施策に今後も取り組む。

重要文化的景観の推進

美しく、京都らしい景観を守るための各種制度の効果的な運用

「京都市歴史的風致維持向上計画」の取組推進

京町家の保全・再生・活用の取組

【施設を充実させる】

京都市は、京都市動物園、京都市美術館、京都会館、地域文化会館、京都コンサートホール、京都芸術センターなど、全国に先駆けて文化芸術のための施設を充実させてきた。それらの保守に努めるとともに、市民が一層利用しやすく、更に、各施設が地域社会や京都全体と有機的に結び付くよう充実整備し、必要な人材を確保しながら有効に活用していく施策を、今後も強力に進める。

京都会館の創造・発表拠点としての再整備

文化芸術活動を支え、発表する場（拠点）の整備等

文化芸術関連機関・施設の交流・連携

文化芸術に関する京都市の主要施設の関係を図示すると下図のようになる。

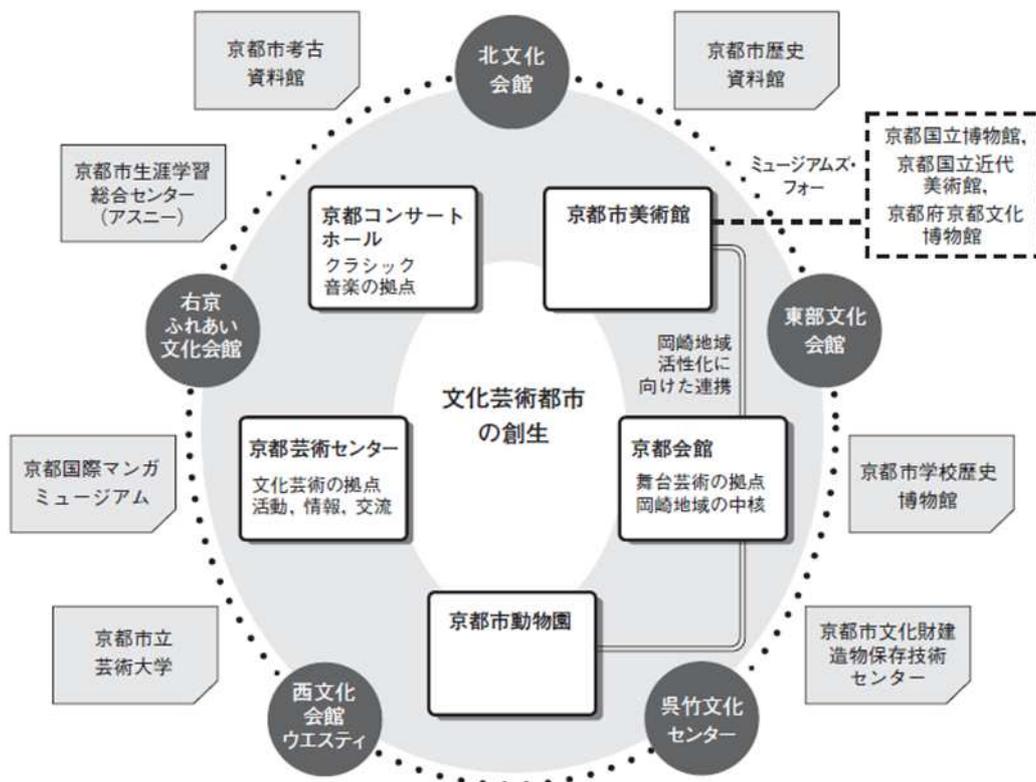


図3-2：文化芸術に関する京都市の主要施設

(出典：京都文化芸術都市創生計画改訂版)

【学術と呼応する】

京都には、長い歴史を持つ京都市立芸術大学をはじめとする、多数の芸術系大学が存在している。文化芸術は社会とつながりを持つと同時に、様々な分野の学術研究とも互いに影響を与え合っている。今後も、京都の文化芸術と学術研究を呼応させ、相互に活性化するような施策を行う。

- 京都市立芸術大学における市民との積極的な交流や情報発信の推進
- 芸術系大学等との連携の推進
- キャンパス文化パートナーズ制度の推進
- 京都が誇る大学・研究機関等の集積の活用
- 文化芸術及び学術の交流を図る取組との連携

【産業と結び合う】

京都の産業には精巧で質の高い製品を製造する伝統があり、特に和装産業等は文化芸術と緊密な関係にあった。京都の文化芸術のためにも、産業のためにも、文化芸術と産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出していくことが必要である。

今後も、そのための人材の育成、システムの整備に取り組む。

「未来・京都観光振興計画2010⁺」に基づく取組の推進

文化情報と観光情報を連携させた情報発信の推進

京都国際マンガミュージアム等をいかしたコンテンツ産業の振興

文化芸術と産業との連携の促進

【市民の活動を応援する】

文化芸術は、本来、市民の主体的で自由な活動に基づくものであり、行政はこれを支援する存在である。市民の文化芸術活動が活発になるよう、情報、施設、機会提供、その他様々な面で市民の活動を支援する。

NPO等との連携の促進

文化ボランティア活動の気運を高める取組の推進

市民の文化芸術活動の支援

文化芸術を支える基金等への、市民や企業等の一層の賛同・協力の促進

1.4 文化振興対策の主要施策の概要

1.4.1 五感で感じる和の文化事業

京都の歴史と伝統を彩る伝統文化（茶道、華道など）と、伝統芸能（能楽、邦舞など）を、市民や観光客が気軽に鑑賞し、体験できる機会を創出することで、市民等の文化力を深め「京都力」を高めることを目指している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	20,000千円	-千円	-千円
負担金補助及び交付金	-千円	17,000千円	10,000千円

1.4.2 古典の日推進事業

平成21年4月に、京都府、京都商工会議所等と共に「古典の日推進委員会」を設置し、古典の日推進フォーラムを開催するなど、11月1日の「古典の日」の定着に向けた取組を実施してきた。平成24年に「古典の日に関する法律」が制定されたことを契機として、今後も市民が古典に親しむことができるよう取組を進めている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金補助及び交付金	7,000千円	5,000千円	7,500千円

1.4.3 ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業

伝統文化から現代芸術まで幅広い人材が揃う京都の特性を生かし、本市芸術文化特別奨励者や京都市交響楽団のメンバーを含む多彩な芸術家を、市内各地域の小学校をはじめ中学校、保育所、児童館等に派遣して、文化芸術に関わる講話や実技指導、ワークショップ等を実施している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	4,238千円	4,238千円	4,238千円

1.4.4 京都文化祭典～KYOTO ART FESTIVAL～

伝統芸能から先駆的な新しい芸術まで、また、市民文化から本格的芸術まで、京都が悠久の歴史の中で培ってきた多様な文化芸術を国内外に向けて発信し、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であることを広くアピールするため「京都文化祭典～KYOTO ART FESTIVAL～」を平成16年度から実施している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	-千円	18,000千円	18,000千円
負担金補助及び交付金	-千円	42,628千円	24,128千円

平成23年度は、国民文化祭開催により京都文化祭典は休止

1.4.5 京都映像フォーラムの開催

京都の映画都市としての歴史を振り返るとともに、京都に蓄積されている日本映画を育んできた人材や技術・経験を生かし、日本映画発祥の地・京都から新たな映画文化の創造を図り、「映画都市・京都」を国内外にアピールするため、平成9年から「京都映画祭」として開催してきたが、平成24年度の第8回をもって終了した。

平成25年度以降は、「京都映像フォーラム」を通じた映画・映像資源の調査を行っている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
報償費	309千円	-千円	-千円
委託料	1,995千円	-千円	3,000千円

1.4.6 京都国際現代芸術祭

京都における文化芸術の歴史や現状の認識の下、現代において未来を見据え、京都の美を新たな創造に向けて継承発展させるために、京都府、京都経済同友会等と協働して現代芸術の大規模な国際展を、平成27年3～5月に開催する。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
負担金補助及び交付金	- 千円	- 千円	20,000 千円

1.4.7 京都文化芸術コア・ネットワーク

文化芸術に関する多種多様な情報を、感度よく収集し、その魅力が伝わるよう適切に編集するとともに、必要なところに必要な時に届くよう発信する仕組みとして、「京都市内において文化芸術を支える活動を専門的に行う者」をメンバーとし、官民連携の中核となるネットワークを整備・運営している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	- 千円	- 千円	2,100 千円

1.4.8 市民狂言会

完成された古典芸能「狂言」がもっている「能」とは異質の演劇的性格に着目し、「狂言」を楽しく鑑賞する機会を設けて、広く市民に公開するため実施している。

平成23年度から、次世代に伝統芸能の良さを伝えていく仕掛けとして、夏休み期間中の昼間に子どもにもわかりやすい演目を取り入れた特別編を実施している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役務費	339 千円	264 千円	271 千円
委託料	3,586 千円	3,586 千円	3,586 千円

1.4.9 芸術文化特別奨励制度

新たな芸術文化の創造と、京都の芸術文化の振興を目的として、若手芸術家等に、より積極的な芸術文化活動を行うため1個人又は1グループにつき300万円の奨励金を交付している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
報償費	196 千円	222 千円	111 千円
需用費	24 千円	43 千円	44 千円
役務費	44 千円	1,043 千円	1,043 千円
委託料	1,043 千円	- 千円	- 千円
負担金補助及び交付金	6,000 千円	6,000 千円	6,000 千円

1.4.10 助成金等内定者資金融資制度

平成 16 年度に、「芸術文化の都づくりプラン」において新規施策として掲げている助成金等内定者融資制度を創設した。

国、助成団体等からの助成金が内定している芸術家（団体を含む。）に対し、1 事業につき 300 万円を限度に無利息で資金を貸し出し、助成金等が支払われた後に返済してもらう制度。つなぎ資金を融資することにより、芸術家の資金面での負担を軽減し、芸術家の育成と活動を支援するとともに、芸術家からの助成金申請を活発化させることにより、企業等のメセナ活動に資することも目的としている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	379 千円	379 千円	379 千円
貸付金	30,000 千円	30,000 千円	40,000 千円

1.4.11 顕彰

優れた伝統文化の継承、及び新たな文化芸術の創造を促進することにより、京都が文化芸術都市として発展し続けることを目指して、顕彰、創作活動の奨励を進めている。

【京都市文化功労者表彰】

長年にわたり本市の学術、芸術など文化の向上に多大の功労があった方々を、昭和 43 年度から「京都市文化功労者」として毎年 11 月に表彰している。

【京都市芸術新人賞・京都市芸術振興賞】

市民文化向上のため、活発な芸術活動を展開し、将来を嘱望される新人及び新人育成等に多大の功労があると認められる方々を、昭和 50 年度から毎年 3 月に表彰している。

1.4.12 若手芸術家等の居住・製作・発表の場づくり

飛躍する可能性を秘めた若手芸術家等が京都のまちで活動を続けられるよう、さまざまな相談に対応する総合サポート窓口の開設、芸術家に適した空き家の紹介、閉校施設等の活用による製作場所の提供、専門家のネットワークによる発表活動の支援などを行っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
委託料	2,000 千円	- 千円	- 千円
負担金補助及び交付金	4,500 千円	15,000 千円	19,700 千円

1.4.13 文化ボランティア制度

行政と市民・芸術家・企業等のパートナーシップのもと、京都のまちを活性化させ、更には日本の文化の振興に貢献することを目的に、市民・芸術家・企業等から文化芸術活動をサポートしていただけるボランティアを募集し、一方で文化芸術活動においてサポートを必要とされている市民や芸術家の情報を収集・提供し、両者を結びつける制度として、平成 14 年度から実施している。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	134 千円	300 千円	120 千円
需用費	511 千円	193 千円	460 千円
役務費	524 千円	425 千円	288 千円
委託料	213 千円	310 千円	31 千円
使用料及び賃借料	- 千円	200 千円	200 千円

2 契約事務について

2.1 委託契約の概要

委託契約の概要については、「第2 観光施策について3.1」参照。

2.2 委託契約事務の流れ

委託契約事務の流れについては、「第2 観光施策について3.3」参照。

2.3 個別検討を実施した委託契約

文化振興施策における平成25年度委託契約支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して下記表のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	新「動物園構想」の推進	平成25年度「ゾウの繁殖プロジェクト」に係る業務委託について	(株)アムズインターナショナル	17,850
2	元離宮二条城運営(経常経費)	平成25年度元離宮二条城改札案内等業務委託について	(株)ワン・ワールド	17,260
3	元離宮二条城運営(経常経費)	平成25年度元離宮二条城出札業務委託について	公益社団法人京都市観光協会	12,686
4	集客・改札業務	元離宮二条城改札案内等業務委託について	(株)ワン・ワールド	20,850
5	集客・改札業務	元離宮二条城入場者集客業務について(平成25年度分)	公益社団法人京都市観光協会	5,579
6	二条城ライトアップ	「二条城ライトアップ2013」事業実施委託	公益社団法人京都市観光協会	2,900
7	二条城ライトアップ	「二条城ライトアップ2014」事業実施委託	公益社団法人京都市観光協会	11,100
合計				88,225

2.4 契約事務についての結果及び意見

2.4.1 ゾウの繁殖プロジェクトについて(その1)(指摘)

No.	1
主要施策の事業名	新「動物園構想」の推進
担当課	動物園
委託内容	平成25年度「ゾウの繁殖プロジェクト」に係る業務委託
契約方法	随意契約
随意契約事由	本業者のみの取扱のため
契約相手先	株式会社アムズインターナショナル

契約変更した場合の内容、金額	ゾウ飼育場所からビエンチャン飼育管理場所までのラオス国内輸送について、ラオスにおける各種調整に時間を要しているため、履行期限を平成 26 年 3 月 31 日から平成 26 年 8 月 31 日に変更している。		
契約期間	開始	平成 26 年 1 月 14 日	
	終了	平成 26 年 8 月 31 日	
契約実績	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	- 千円	766 千円	17,850 千円

「ゾウの繁殖プロジェクト」は京都市動物園開園 110 周年(平成 25 年)及び日本とラオスの外交関係樹立 60 周年(平成 27 年)を契機に、両国友好のシンボルとして実施する記念事業であり、京都市動物園とラオス天然資源・環境省森林資源管理局が共同して実施しているものである。

当プロジェクトの推進にあたり、ラオス側から京都市動物園に受け入れる子ゾウ 4 頭について、ラオス側が子ゾウを選定し日本に輸入するまでの間、ラオス国内において飼育管理等を行う必要があるため、これらに伴う業務を委託している。

「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の運用上の注意等によれば、「特定の者との随意契約を行う場合であっても、詳細な見積書を提出させ、積算と突合して見積書の内容を精査し、また見積書の再提出を求めるなど価格交渉を行うこと」とされており、詳細な見積書を入手し内容を精査すべきである。

しかしながら、本契約の見積書はプロジェクトに係る費用一式として合計金額を提示しているのみであり、別途詳細な見積明細を入手していなかった。また、請求書も見積書と同様、費用一式として合計金額のみが記載されており、別途明細はなく内訳が把握できなかった。

見積書や請求書はその明細まで入手しなければ、金額の妥当性を客観的に検討できないうえに、今後同様の委託契約を締結する際に参考とすることもできない。

委託契約を行う際は見積書や請求書の内訳明細を入手し、内容を精査すべきである。

2.4.2 ゾウの繁殖プロジェクトについて(その2)(指摘)

「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の運用上の注意等によれば、価格交渉を行ったときは、「契約の決定において交渉の経過の記録を添付すること」とされている。

しかしながら、本契約における価格交渉は担当者がメールや電話でやりとりをしており、上席者もその内容について随時報告を受けていたとのことであるが、その内容が記録されず、契約の決定において記録の添付がされていなかった。

交渉経過の記録を保存することで、交渉内容に改善点や不備等がなかったか検証することが可能となるほか、今後同様の委託契約を締結する際の参考とすることができる。

価格交渉を行ったときは、交渉の経過を記録するとともに契約の決定において当該記録を添付すべきである。

2.4.3 元離宮二条城出札業務委託について（その1）（指摘）

No.	3		
主要施策の事業名	元離宮二条城運営（経常経費）		
担当課	文化市民局元離宮二条城事務所		
委託内容	平成 25 年度元離宮二条城出札業務委託		
契約方法	随意契約		
契約相手先	公益財団法人京都市観光協会		
契約期間	開始	平成 25 年 4 月 1 日	
	終了	平成 26 年 3 月 31 日	
契約実績	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	12,317 千円	12,379 千円	12,686 千円

二条城の入城料等の徴収及び収納事務を行う二条城出札業務の効率化及び円滑化を図るため、外部委託を実施している。京都市は、当該委託業務の契約先の選定にあたって重要視する要件として以下の2点をあげている。

高額の公金を取扱う関係上、安心して業務を任せられること。

年間 140 万人もの来城者に対し、遅滞なく発券処理が行える能力を有していること。

当該業務は、随意契約によって、公益財団法人京都市観光協会（以下、観光協会という。）に委託している。観光協会は、京都市における観光事業の振興を図り、産業、経済の発展と文化の興隆に資することを目的として設立された法人である。

京都市の担当課は、随意契約による観光協会への委託理由について、以下の2点をあげている。

これまで二条城の主なイベントに積極的に協力をし、その観光情報の収集、宣伝紹介、催しの企画実施、観光案内等に関する能力により、近年の入場者の増加に貢献してきている。

二条城のみならず市の他の文化財施設の公金収納事務の受託実績を有し、10 年以上にわたって、事故もなく実施している。

確かに、観光協会の二条城への貢献実績はあるにしても、観光協会以外に、当該事業の委託先の重要な要件が当てはまらない事業者はいないとはいえない。実際に、市の動物園の出札事務の委託先は、観光協会以外の民間事業者が実施しており、選定方

法も公開プロポーザル方式で選定している。

そのため、公開プロポーザル方式をとって、広く事業者を集めて、重要な選定要件を満たすかどうか見極めたうえで、公平に委託先を選定すべきである（但し、本案件は、平成 26 年度からプロポーザル方式に移行している）。

2.4.4 元離宮二条城出札業務委託について（その 2）（意見）

委託契約の概要で説明したとおり、委託契約は原則として一般競争入札によって事業者を選定することが地方自治法第 234 条第 2 項に定められている。また市は「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）を策定して、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に定める随意契約ができる場合の具体的な判断基準を設けている。

当該委託契約は、随意契約となっているが、随意契約締結の決裁書には、根拠条文として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を明記しているのみであり、その具体的な判断として、ガイドラインのどの項目を根拠として随意契約とするかの判断基準が記載されていなかった。

決裁書の根拠法令などの記載には、ガイドラインの項目は必須事項とはなっていないが、随意契約を締結する際の判断は市のガイドラインに準拠して随意契約の判断をしていることを明記することで、決裁者や承認者が随意契約の適正性を判断するに資する情報となる。そのため、随意契約の決裁を受ける際は、決定書に記載することが望ましいと考える。

3 補助金等について

3.1 補助金等の概要

補助金等の概要については、「第2 観光施策について4.1」参照。

3.2 補助金等の事務の流れ

補助金等の事務の流れについては、「第2 観光施策について4.3」参照。

3.3 個別検討を実施した補助金等

文化振興施策における平成25年度補助金等支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して以下のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	若手芸術家等の居住・製作・発表の場づくり	東山アーティスト・プレイスメント・サービス実行委員会運営交付金	東山アーティスト・プレイスメント・サービス実行委員会	19,700
2	京都市交響楽団運営補助(出向人件費)	平成25年度公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団への補助金の交付について	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	620,031
3	京都市交響楽団運営補助(出向人件費)	支出費目の修正(京響運営補助)	公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	2,066
4	古典の日推進事業	「古典の日推進委員会」共同事業負担金	公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー	7,500
合計				649,297

3.4 補助金等に対する結果及び意見

文化振興施策に係る補助金等について、指摘事項は発見されなかった。

4 京都市美術館について

4.1 京都市美術館の概要

京都市美術館（以下、「市美術館」という。）は、昭和3年に京都で挙行された昭和天皇即位の大典を記念する事業として、昭和8年11月に関西の財界はもとより多数の市民の協力を得て「大礼記念京都美術館」との名称で、東京都美術館に次ぐ日本で二番目の大規模公立美術館として岡崎公園地区に開設された。建物は当時流行の帝冠様式により建設され、建てられた当時のままの姿で現在も利用されている。以来、当時最大の美術展であった帝展をはじめとして、常設展や特別展、市展を開催し、戦時下の悪条件を克服して、京都美術界の発展に寄与してきたという輝かしい伝統と格式を誇る美術館である。



（ホームページより）

4.2 実施事業

【展覧会】

企画展

公募展京展を主催するほか、日展、院展、新聞社等との共催による国内・海外の美術の展覧会などを開催している。

常設展

「京都市美術館コレクション展」として年間数回、市美術館所蔵品の中からテーマを決めて展覧会を開催している。

【研究調査】

市美術館企画の特別展に関する作品、作家の調査研究などを行っている。

【資料の収集】

美術品、その他図書などの資料収集を行っている。

【作家活動の援助】

会場の提供

団体展、グループ展などに対し会場を提供している。使用料等は京都市美術館条例による。

後援

美術団体展に対する共催、後援名義の使用許可、市長賞の授与を行っている。

【普及活動】

「美術館ニュース」を年2回、「美術館年報」を年1回発行し、美術家、報道関係、関連施設などに無料配布している。また、「京都の美術」を昭和53年度から平成元年度までに4巻発行、有料頒布している。さらに、展覧会等に関連したカタログを刊行している。

【アートフレンド事業】

ワークショップ

作家が作品を生み出す過程に参加したり、制作現場に立ち会うことにより、創作活動を体感し、新しい美術の魅力を知る機会を提供する。

市民美術講座

市民の美術についての教養を深めるため、展覧会に対する新たな視点を見つけるための講演会、ギャラリートークなどを実施する。

【友の会】

昭和32年に発足し、美術館における主要展覧会の無料又は優待入場、美術講演会、アトリエ訪問、見学会などを行っている。

4.3 運営実績

過去3年間の来場者数及び年間経費等の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
来場者数	1,287,166 人	718,266 人	905,437 人
年間経費 ()	276,526 千円	265,565 千円	284,347 千円
国庫・府支出金 ()	- 千円	- 千円	- 千円
使用料・手数料等 ()	181,572 千円	128,616 千円	110,024 千円
京都市年間負担経費 (= - -)	94,954 千円	136,949 千円	174,323 千円
減価償却費 ()	4,260 千円	4,260 千円	- 千円
市債利子 ()	3,646 千円	3,665 千円	4,459 千円
京都市年間負担総経費 (+ +)	102,860 千円	144,874 千円	178,782 千円

(出典：事務事業評価票より)

4.4 管理者主体

京都市の直営である。

4.5 将来構想検討委員会における美術館のあり方検討

京都市は市美術館の開館 80 周年を契機に、市美術館が今後とも国内外の多くの人々を魅了する世界に誇れる美術館となるよう、市美術館の将来構想の策定に向けた具体的な方策等について検討するため、平成 25 年 6 月に京都市美術館評議員会の下に将来構想検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置した。委員会は芸術・美術関係の有識者・教育者を中心に、市美術館長、市民公募委員を含めて 17 名で構成されており、平成 25 年 7 月 30 日から平成 26 年 3 月 3 日までに 5 回開催されている。

その成果として、京都市美術館評議員会は平成 26 年 3 月に「輝かしい伝統を承継し、世界に誇る美術館であるために～創建 80 年目のイノベーション～」- 「京都市美術館将来構想」答申 - （以下、「答申」という。）を市長に提出している。

答申をもとに京都市では、平成 26 年 3 月に「京都市美術館将来構想」（以下、「将来構想」という。）を策定した。当該将来構想では現状の問題点が網羅され、将来に向け



ての方策が記載されている。

市美術館の課題としては以下が挙げられている。

1 美術館本来の機能に関する課題

美術館が有するコレクションを市民と共有し、美術館としての特色を示すために、常設展示は重要であるが、スペースや予算の不足により、常設展示を実施していない。また、運営体制の脆弱さから、自主企画展も、限られた回数しか実施できていない。

コレクションについては、これまでの蓄積を十分に踏まえながら、その歴史が途切れないよう、未来へつなげるコレクション形成が必要であるとともに、その適切な管理と保存・修復はもちろんのこと、コレクションの一層の活用と調査研究の充実が課題である。

また、近年、美術作品の概念や展示の在り方が多様になっているが、施設の制約から、新たなニーズに対応しきれていない。

2 社会教育施設としての課題

現代の美術館において、普及・教育活動は極めて重要である。単にコレクションを収蔵し、展示するにとどまらず、子ども・若者の感性を豊かにする教育の場として、すべての世代に開かれた生涯学習の場として、大きな役割が期待されている。

京都市美術館においても、館長による市民講座や、学芸員のギャラリートークなどが行われているが、美術館の魅力を幅広い層に伝えていくために、更なる取組が必要である。

3 来館者サービス・施設環境に関する課題

京都市美術館は、年間約70万人から130万人という、日本でも有数の来場者を誇る。

しかしながら、展示場における休憩スペースやトイレ、コインロッカーなどが不足し、ユニバーサルデザイン対応も十分ではない。また、ほとんどの美術館が設置しているミュージアムショップ、カフェ、レストラン等のアメニティ施設がなく、美術館を訪れた人々がゆっくりとくつろぎ、快適に過ごせる場所を創出していく必要がある。

4 文化芸術の発信拠点としての課題

京都市美術館は、京都の文化芸術の発展に大きな役割を担ってきたが、今後も、時代の変化に十分に対応し、世界的視野に立って京都の文化芸術を発信し、牽引することが求められている。また、文化芸術はもとより、文化芸術を基盤とした、ものづくり、観光、MICE戦略、まちづくりなどにも、これまで以上に寄与できる余地がある。

課題の抽出と分析を踏まえ、将来構想では、美術館の目指すべき方向性が以下のように打ち出され、さらにそれぞれの方向性を実現するための具体的方策が以下のように

に提示されている。

1 未来に向けて歴史を紡いでいく美術館

京都は、悠久の歴史の中で、多様な文化芸術を重層的に蓄積し、それらをただ守るだけでなく、絶えず新しく生み出すための総意と工夫を続けてきた世界の中でも稀有な都市である。

京都市美術館も、歴史的背景や、これまで果たしてきた役割を再認識したうえで、将来の文化的蓄積を継承し、新たなものを取り入れながら、未来へつなげていかななくてはならない。今後の更なる発展のためには、展覧会、展示の在り方、コレクション形成をはじめ、あらゆる側面においてこの視点を貫かななくてはならない。

<具体的方策>

- (1) 近代京都の美術・工芸の発展を示す常設展示の実現
- (2) 魅力ある主催店・自主企画展の強化
- (3) 過去から未来へつながるコレクションの充実・活用
- (4) 美術館の基盤となる調査研究活動の充実

2 幅広い世代の人々が集う美術館

美術館は、市民の財産であり、京都以外から訪れるすべての人にとっても京都の文化芸術に触れることのできる大切な場である。京都市美術館は、子どもから高齢者まで幅広い世代に開かれ、市民はもちろんのこと、国内外から人々が集う魅力的な場所でなければならない。

<具体的方策>

- (1) 現代作家や現代作品の企画展の実施
- (2) 魅力ある大規模な海外展・全国規模の団体展等の誘致
- (3) 別館の独自性の強化
- (4) 芸術系大学や教育機関等との連携
- (5) ワークショップルームなどの新設

3 ゆったり滞在し、ゆっくり楽しめる美術館

京都市美術館は、市民や日本各地、世界各地から訪れる来館者にとって、作品を鑑賞する場所であるとともに、くつろぎや癒しを提供する場でもある。

来館者が、作品をゆっくりと鑑賞でき、美術鑑賞の余韻を楽しみ、様々な人と交流できる環境でなくてはならない。

<具体的方策>

- (1) 展示品等の環境改善
- (2) ミュージアムショップ、カフェ・レストランなどの整備
- (3) ユニバーサルデザイン、多言語対応

(4) 子どものためのスペースの確保

(5) 夜間開館の実施

(6) 様々な事業の展開

4 日本の文化芸術を牽引し、世界の人々を魅了する美術館

京都市美術館は、80年間の輝かしい歴史の中で、京都のみならず日本の文化芸術の発展にきわめて重要な役割を果たしてきた。

今後も、50年後、100年後の未来を見据え、日本の文化芸術の中核として、世界の人々を魅了する存在でなくてはならない。

< 具体的方策 >

(1) 京都市美術館を中心とするネットワークの構築、施設間の連携強化

(2) 新たな魅力を創出する再整備

(3) 世界に向けた発信力の強化と事業展開

4.6 追加が望まれる事項について

上記の課題抽出や提言については十分納得できるものである。これらを踏まえ、実際に美術館を訪問し視察したうえで、監査人として追加する意見は、以下のとおりである。

4.6.1 常設展示の実現（意見）

将来構想において課題として挙げられているように、市美術館はスペースや予算の不足により常設展示が実施されておらず、4.2に記載のとおり、「京都市美術館コレクション展」として年間数回、市美術館所蔵品の中からテーマを決めて展覧会を開催しているのみである。市美術館には3,000点を超えるコレクションがあるにもかかわらず常設展示が実施されていないことは、保存のためのコストがかかるのみであって、社会（市民）への還元が十分になされているとは言えず、さらに展示による来場者増により得られるはずの収益を逃しているということもできる。

戦前から収集がはじめられたというコレクションは、将来構想においても、「京都画壇を代表する画家、洋画家、京都工芸の分野においても価値ある作品が揃っている」とされており、市美術館の「類まれな強み」とされている。研究、教育、啓蒙等を重ねることによってこれらコレクションの貴重性を再定義して価値をさらに高め、これらを核とした常設展示を実現することで、美術館自体の価値をも高めていくことを期待する。ゆくゆくは新規コレクションも重要とはなるが、市の財政が厳しく新規購入が現実的ではない現時点においては、まずは既存のコレクションを再整理して常設展示することによって、他の美術館とは一線を画した京都らしい（京都ならではの）誇りの感じられる美術館を目指して欲しい。

常設展示は、市有財産の公開を通じての社会（市民）への還元であり、さらには来場者を増やして収益を増加させることのできる重要施策であると考える。

なお将来構想においては、若手作家の育成や現代作品の取り扱いについても触れられている。現在、市美術館のコレクションの中には現代作品が極端に少ないが、現代作品を取り扱うことによって幅広い世代が市美術館を利用することも期待しうするため、中長期的には、現代作品の購入も検討されたい（例えば、現代作品と室内楽・シャンソン・ジャズなどをコラボレーションさせての音楽コンサートなどを企画することは、市美術館および岡崎公園全体の賑わいにも繋がるものである）。

4.6.2 保有する美術品の再評価について（意見）

平成 27 年度から 3 年以内に、新地方公会計制度が導入されることとなり、総務省より「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表された。それによれば、地方自治体は固定資産台帳を整備し、物品に該当する美術品においても原則 300 万円以上のもので、かつ昭和 59 年度以前に取得したものについては再調達原価で、昭和 60 年度以降に取得したものについては取得価額で評価し管理することが求められている。

3,000 点を超えるコレクションを有する市美術館においては、その評価に時間がかかると思われるため、早急に準備に取り掛かる必要がある。特に古くから保有する美術品については取得原価が不明なものが多くあると思われる。そのような美術品については専門家による公正な評価鑑定が必要となる。しかしながら、市美術館においては美術品の評価見直しの予定はないとのことである。

美術品 3,000 点の総額が把握されることにより、新地方公会計制度への対応が図れるのみならず、保有者としての責任が明確になる。市民の貴重な財産である市美術館の美術品を、展示や貸出等を通じて有効に社会に還元することが、公立美術館としての市美術館の重要な機能の一つであることを再認識することができるため、そのきっかけとして今回の美術品の再評価の問題を認識する必要がある。

新地方公会計制度への移行がスムーズに行われ、また、その価値を認識し有効活用するためにも、美術品の再評価の準備を進めるべきである。

（参考）資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

63. 事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得価額が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします。（後略）

64. （前略）特定の時期（昭和 59 年度以前）に取得したものは、63 段落の取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取り扱うこととします。（後略）

65. 物品は、地方自治法第 239 条第 1 項に規定するもので、原則として取得価額または

見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。（後略）

66.有形固定資産（事業用資産、インフラ資産及び物品）のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。

4.6.3 アメニティ施設の充実について（意見）

国内の大規模美術館や海外の著名美術館と比較した場合、市美術館が早急に対処すべき課題のひとつとして、ミュージアムショップ、飲食施設（レストラン・カフェ）等のアメニティ施設が全く設置されていないということが挙げられる。これは将来構想においても記載されており、市美術館の克服すべき重要課題のひとつといえる。アメニティ施設については、施設整備そのもの（ハード面）とその運営面（ソフト面）という両面からの検討が必要である。

まず、ミュージアムショップであるが、ハード面として美術館敷地内のどこにどういいうショップを作るのかという施設整備の問題と、ソフト面としてどのような商品・サービスを企画開発し販売するのかという問題に分けて、それぞれにおける検討が必要である。

ミュージアムショップのハード面として、現在の市美術館の何処に設置するのかという点が検討課題となるが、この点については、現在の本館建物内に専用ショップスペースを設けること、敷地内の空地に新築すること、敷地内にある事務棟を転用することが挙げられる。さらには視野を拡げ、岡崎エリア内のどこか別の場所という検討も可能である。とくに以下に続くソフト面の検討にも記載のように、伝統産業の担い手とのコラボレーションによる新規商品の企画・開発を視野に入れた場合、グッズの販売場所としては、京都伝統産業ふれあい館のショップにミュージアムグッズを陳列し販売してもらうということも考えられる。

一方、ミュージアムショップのソフト面として、どのような商品を扱うかという問題がある。これについては、現在保有する豊富な京都画壇・京都工芸家の作品を素材として絵葉書・「京都市美術館蔵品目録」・「京都市美術館蔵品目録補遺版」の製作・販売を行っているのみであるが、これら以外にも各種の商品企画が可能であると思われる。例えば、京都の伝統文化や芸術工芸にストーリー性を持たせた商品企画・開発や、伝統産業の担い手とのコラボレーションによる商品企画・開発は可能であると思われる。この分野においては、同じ岡崎エリアに存する京都伝統産業ふれあい館との連携が有効であると思われる。部局を超えるこのようなコラボレーションは、京都伝統産業ふれあい館側から見た場合にも、その活性化という視点から有効であると言え、ひいては岡崎エリア全体の活性化にもつながるものと言えよう。さらに美術・工芸・文化関連書籍の販売も必須であると言えるが、美術館の教育機関としての機能も考慮して、

通常の画材店では手に入らないような画材類の販売も考えられる。

次にレストラン・カフェ等の飲食施設であるが、これについてもミュージアムショップ同様にソフト面とハード面の両面からの検討が有効であると言える。

まず飲食施設のハード面の検討として、美術館内の何処に設置するかという問題があり、これについてもミュージアムショップ同様に、本館建物内の空きスペースの利用、本館周りの敷地内への新築、既存事務棟の転用が考えられる。その際、最も注目すべきは、建物東側の敷地ではないだろうか。この場所には近代日本庭園の先駆者である七代目小川治兵衛作庭の歴史的な庭園があるものの、美術品収蔵庫等の設置によってその庭園の一部が損なわれている（ひょうたん型の池の頭部分が収蔵庫により埋められてしまったとのこと）。そこで飲食施設の新設置とこの庭園の再整備を併せて設計することにより、歴史的庭園付きのレストランを創れる可能性がある。その際、本館とデザインを一とした既存事務棟との調和を考慮して設計することが望ましく、あるいは事務棟自体を飲食施設に改修・転用することも選択肢となりうるものと考えられる。このように新飲食施設と庭園の両者を一体のものとして再開発することにより、新施設が岡崎エリアのにぎわい創りの目玉となりうるほか、MICEのユニークベニュー（歴史的建造物などで、会議やレセプションを開くことで特別感や地域の特性を演出できる会場）のひとつとして利用しうる可能性も広がる。（なおMICEのユニークベニューという観点からは、いまの本館建物内の「大展示室」や「正面玄関内部」は、上記庭園とも融合したバンケット会場やレセプションパーティー会場として、十分に活用しうるものと考えられる。）

一方、飲食施設のソフト面の検討としては、どのような価格帯で、どのような種類の飲食施設を設置するのかということが検討課題となる。まず飲食施設の価格帯としては「超高級」「高級」「中級」「軽食あるいはファストフード」「カフェ」などの候補があり、また種類としては「和食（京料理）」「中華」「フレンチあるいはイタリアンなどの欧州料理」などの候補があり、両者の組み合わせで検討することが有効である。たとえば、「超高級・京料理店」を設置することにでもなれば、ユネスコ無形文化遺産登録で和食への関心が高まっている中、海外富裕層にもアピールしうるものと考えられる。飲食施設は必ずしもひとつに限る必要はないため、上記の中から複数の組み合わせを考慮した飲食施設を展開することも可能である（現に、東京の新国立現代美術館には、価格帯や種類がさまざまな飲食施設が4店舗展開されている）。

4.6.4 海外著名美術館等のベンチマーク（意見）

将来構想の表題が、「世界に誇る美術館であるために」とあるが、将来構想内においては、国内美術館との比較はなされているものの、世界の著名美術館や小さくても光るもののあるユニークな美術館についての現状把握や言及がなされていない。

世界的な著名美術館（博物館）としては、例えば、年間入場者数の多い順でみれば、

ルーブル美術館（フランス・パリ）、大英博物館（英国・ロンドン）、メトロポリタン美術館（米国・ニューヨーク）、ナショナル・ギャラリー（英国・ロンドン）、ヴァチカン美術館（ヴァチカン）、テート・モダン（英国・ロンドン）、故宮博物館（台湾・台北）、ナショナル・ギャラリー（米国・ワシントン DC）、国立近代美術館（フランス・パリ）、オルセー美術館（フランス・パリ）が挙げられる（出所：英国の美術専門紙アート・ニューズペーパー（The Art Newspaper）による「世界の美術館入館者数 TOP100」の2014年上位10館を列挙）。もっともこれらの多くは国立であって市美術館に比べて規模も大きく、よって運営予算も大きいと思われるため、そのまま直接的には比較対象とはならないかもしれないが、世界からの数多くの観光客を集めているこれら美術館の施設整備状況や運営方法、とくにミュージアムショップや飲食施設等のアメニティ施設の整備状況や運営方法には、市美術館再整備のヒントとなる事項も数多くあるものと思われる。

また、上記以外にも個性的な美術館は世界に無数にあるが、例えば、世界最大の旅行口コミサイトである米国のトリップアドバイザー（TripAdvisor）社の「トラベラーズチョイス 世界の人気観光スポット 2014 ～博物館・美術館編～」によれば、上記以外では、シカゴ美術館（米国・シカゴ）、エルミタージュ美術館（ロシア・サンクトペテルブルグ）、ゲティ・センター美術館（米国・ロサンゼルス）、アカデミア美術館（イタリア・フィレンツェ）、アクロポリス美術館（ギリシア・アテネ）、プラド美術館（スペイン・マドリード）といった美術館が上位にランキングされている。さらにまた京都市の姉妹都市であるイタリア・フィレンツェのウフィッツィ美術館や米国・ボストンのボストン美術館もベンチマークするにはふさわしい美術館と言えよう。市美術館の規模や方向性も勘案しながら、小規模であっても個性的な美術館を選定して比較対象とすることは、京都市美術館再整備計画策定に際して有意義であるものと言える。

「文化芸術創生都市」という崇高な目標を掲げる京都市として、「世界に誇る美術館」を目指すために、今後の詳細な将来計画の策定にあっては、このように世界各国の著名美術館、あるいは小さくても光るもののあるユニークな美術館をベンチマークすべきものとする。

4.6.5 別館の有効利用について（意見）

市美術館には別館があり、現在は主に貸しギャラリーとして使用されている。

将来構想には「例えば、市民ギャラリーとするなど、その性格を明確にし、活用を強化する」とされているが、その他の活用形態（例えば、本館の常設展示（例：京都画壇）と関連の深い展示会に使う、ミュージアムショップや飲食施設を展開する、場所的に隣にあたる「ロームシアター京都」とのコラボレーションを行うなど）についても併せて検討し、積極的な仕掛けを行うべきであるとする。

5 元離宮二条城について

5.1 二条城の概要

二条城は、慶長8年（1603年）徳川幕府初代将軍家康が、京都御所の守護と将軍上洛の際の宿泊所として造営し、三代将軍家光が、後水尾天皇の行幸にあわせて、寛永3年（1626年）に改修したもので、絵画・彫刻・建築に桃山から江戸への時代の移り変わりを見ることができる。その後、慶応3年（1867年）十五代将軍慶喜の大政奉還により、二条城は朝廷のものとなり、明治17年（1884年）離宮となり、その後昭和14年に京都市に下賜され、京都市の施設となった。

平成6年にはユネスコの世界遺産（世界文化遺産）に「古都京都の文化財」として登録された。

城内には文化財も多く、国宝の二の丸御殿（6棟）をはじめ重要文化財に指定されている建造物（22棟）、美術工芸である二の丸御殿障壁画（1,016面）がある。

京都市にとって二条城は、文化観光施設として重要な存在であり、世界文化遺産に指定された施設を有する地方自治体は全国でも数少ない。



（ホームページより）

5.2 実施事業

5.2.1 二条城一般公開

昭和14年10月に二条城が宮内庁より京都市に下賜されて以来、昭和15年2月から一般公開を開始し、現在、国宝の二の丸御殿をはじめ、天守閣跡・庭園等を自由観覧制による公開を行っている。

5.2.2 催し物の開催

世界遺産や文化財の保存継承の大切さをアピールするとともに多くの人々に二条城をより身近に感じてもらうため、年間を通じて様々な事業を実施している。

二条城お城まつり
 市民大茶会
 二条城ライトアップ
 正月庭園特別公開

5.2.3 築城 400 周年記念展示・収蔵館一般公開

重要文化財である二の丸御殿障壁画の実物を間近で鑑賞できる「展示・収蔵館」の展示事業である。

5.2.4 二の丸御殿障壁画模写、保存修理事業

二の丸御殿の障壁画は現在、退色など劣化が進行しているため、模写障壁画を作製し、御殿内の実物とはめ替えを行うとともに、原画を収蔵庫内で永久保存をする事業である。

5.2.5 世界遺産・二条城一口城主募金

世界遺産・二条城を次代へ保存、継承していくため、国宝二の丸御殿や本丸御殿等の重要文化財の本格修理を、総事業費 100 億円、平成 42 年度までの事業計画で平成 23 年度から実施しているが、その財源確保と文化財保存の意義を普及啓発するため、広く国内外から本格修理のための募金を募っている。

5.3 運営実績

過去 3 年間の入城者数及び年間経費等の実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入城者数	1,384,309 人	1,458,375 人	1,587,204 人
年間経費()	606,368 千円	678,793 千円	650,813 千円
国庫・府支出金()	38,000 千円	38,000 千円	38,000 千円
使用料・手数料等()	809,134 千円	895,569 千円	740,565 千円
京都市年間負担経費 (= - -)	240,766 千円	254,776 千円	174,323 千円
減価償却費()	31,212 千円	31,212 千円	30,328 千円
市債利子()	12,182 千円	11,860 千円	10,490 千円
京都市年間負担総経費 (+ +)	197,372 千円	211,704 千円	86,934 千円

(出典：事務事業評価表より)

上記のとおり、二条城は、黒字施設であるといえる。

5.4 管理運営主体

京都市の直営である。

5.5 集客力の向上について（意見）

現在、二条城内には飲料の自動販売機及び大休憩所（耐震工事でリニューアル中）、西橋及び清流園休憩所があり、休憩所付近の京都市観光協会が運営する売店では飲料や土産物等が販売されている。しかしながら、その他には入城者が休憩、食事、買い物などをすることができる施設は無い。

また、二条城内には沢山の木々草花が四季折々に入城者を楽しませており、ホームページにも見ごろの花々の情報や城内での所在場所の情報が掲載されているものの、これら植物を題材とした事業は春の桜シーズンのライトアップと秋の紅葉シーズンの各種イベントのみである。

現在のところは入城者数が過去3年連続で増加しており、収支も黒字となっているものの、国宝二の丸御殿や本丸御殿等の重要文化財の本格修理をはじめとした今後の資金需要に対応するためには、より多くの入城者により収入を増加し財源を確保しなければならない。例えば、素晴らしい景観と環境を生かした和風レストランやミュージアムショップ等の設置、季節の草花を題材としたイベントの実施など、入城者へのサービスを充実させることを検討することが望まれる。

5.6 イベント等の誘致について（意見）

現在、二条城では婚礼業者と提携し「世界遺産 二条城ウェディング」を企画している。また、コンサートや会議等を敷地内の非公開エリアを利用し開催している。二条城は国により史跡地指定を受けているため、これらの実施においては各種手続や一定程度の制約等があるものの、通常は観光のために利用されていない場所を有効活用し、収入源とする有効な取組を行うべきである。

しかしながら、「世界遺産 二条城ウェディング」については公式ホームページに記載や案内があるものの、その他イベントの募集については特に記載がされていない。一般事業者や団体等に広く広報・宣伝活動を行い、二条城の利用及び収入増の努力をすべきである。

6 京都コンサートホールについて

6.1 京都コンサートホールの概要

世界文化自由都市宣言（昭和 53 年 10 月）の理念を音楽芸術の分野で具体化する事業として、また、平安建都 1200 年記念事業の一つとして、京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 26 に建設され、平成 7 年 10 月 15 日に開館した。音楽の鑑賞その他音楽に関する活動のための施設の提供などを行っている。

【建物規模】

- ・敷地面積 9,900 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 5 階
- ・建築面積 5,391 m²
- ・延床面積 22,412 m²
- ・高さ 20m



（ホームページより）

【施設内容】

コンサートホール（大ホール）

- ・客席 1,839 席（うち、車椅子席 6 席）
- ・形容 シューボックス（直方体）型
- ・舞台 4 管編成のオーケストラ（最大 120 人）と 100 人程度の合唱団が同時に演奏可能。パイプオルガン設置
- ・楽屋 個室楽屋 4 室、小楽屋 2 室、大楽屋 5 室、予備楽屋 1 室
- ・音響 古典派はもとより、ロマン派以降の大編成の交響曲についても余裕をもって対応できる音響条件

アンサンブルホール ムラタ（小ホール）

- ・客席 514 席（うち、車椅子席 4 席）
- ・形容 六角形
- ・舞台 30 人程度の小編成のオーケストラまで演奏可能
- ・楽屋 小楽屋 2 室、大楽屋 2 室
- ・音響 ピアノリサイタルや室内楽に最適の音響条件

付帯施設

- ・レストラン（1 階 約 100 席）
- ・駐車場（地下 1～2 階 約 100 台収容）
- ・託児室

6.2 管理運営主体

京都コンサートホールの管理運営については、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団が受託している。

6.3 施設（貸館）の利用実績

過去 3 年間の施設の利用率及び入場者数は、以下のとおりである。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
大ホール	55%	69%	67%
アンサンブルホール ムラタ	57%	60%	57%
入場者数	249,499 名	307,836 名	298,415 名

また、過去 3 年間の利用料金収入は、以下のとおりである。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ホール料金収入	174,786 千円	207,578 千円	203,541 千円
駐車場利用収入	21,849 千円	23,319 千円	23,105 千円
計	196,635 千円	230,897 千円	226,646 千円

6.4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団の状況

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団の財務状況の概要は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	2,225,709	1,931,612	1,906,006
経常費用	2,226,948	1,843,591	1,854,849
一般正味財産増減額	92,906	87,701	50,837
流動資産	384,094	288,749	321,470
固定資産	858,515	930,821	965,052
流動負債	352,897	252,093	275,534
固定負債	214,572	204,636	197,310
正味財産	675,139	762,841	813,678

6.5 コンサートホールに関する結果及び意見

6.5.1 物品台帳について(意見)

指定管理者との協定書別紙「京都コンサートホール仕様書」では、物品管理について以下の記載がある。

(15) 物品管理

本市は、指定管理者に対し、京都市公有財産及び物品条例第 12 条の規程に基づき、ホールの管理に必要な物品を別に定める物品の貸与及び管理に関する契約により無償で貸し付けます。

指定管理者は、ホールの管理運営に関し本市が貸与する市有物品及び市有外物品(リース契約による事務機器等)について、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

また、指定管理者が、ホールの管理運営に必要な物品を購入するときは、必要に応じて市へ事前協議又は事後報告を行うこととし、当該物品は、市有物品及び市有外物品と区別して整理し、指定管理者の責任において管理することとします。

すなわち、京都市からの貸与物品であれ指定管理者が購入した物品であれ、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないことが明示されていると言える。

外部監査人が平成 26 年 10 月 23 日に京都コンサートホールへ訪問し物品管理状況を確認したところ、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団では、物品台帳を作成中の段階であった。

物品管理は、台帳の整備から始まると考えられることから、物品台帳の整備を確実にを行う必要がある。

また、毎年(現物の数の多い場合には、数年間にわたるローテーションベースで)現物確認を行う等、物品の有無のみならず毀損等の有無を確認することで、京都市への報告漏れを防ぐことが可能となると考えられる。

6.5.2 カルチュラル・オリンピックへの取組について（意見）

平成 26 年 3 月に京都大学元総長(公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団理事長)の長尾真氏が 2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、京都においても文化の祭典：カルチュラル・オリンピックの実現のための提言書を京都市長・京都府知事に対して提出されている。この提言書は、カルチュラル・オリンピックに向けて、東京において「東京文化資源構想策定調査委員会」が発足し、これを国家プロジェクトレベルとしようとしている動きに危機感を抱いて、日本文化の中心である京都において文化の祭典であるカルチュラル・オリンピックを開催し、日本全体の文化のお祭りを盛り上げることを提唱したものである。

カルチュラル・オリンピックとはオリンピック・パラリンピックの開催国において文化プログラムの一環として行われるもので、期間は前大会の終了時から本大会の開催までの 4 年間である。

2012 年に英国ロンドンで開催されたオリンピック・パラリンピックに合わせて開催されたカルチュラル・オリンピックでは、英国全土の 1,000 ヶ所以上で 18 万件にも及ぶイベントが開催され、参加者数 4,300 万人で地域観光や地域振興に大きな波及効果を及ぼし、地域の住民が文化・芸術に触れ合うことができたと評価されている。

カルチュラル・オリンピックの開催期間は前述のように、前大会の終了時から本大会の開催までの 4 年間であるということは、2016 年 8 月開催のブラジル・リオデジャネイロのオリンピック・パラリンピックの終了直後から開催される。すなわち、今からの準備期間は 1 年半程度しかない。京都市においても組織を立ち上げて国(総務省・文化庁等の関係省庁)・東京都とも調整を始め、早急に結論を出すことが望まれる。

第5 文化財保護について

1 文化市民局文化財保護課

1.1 活動内容

文化財保護法に基づく指導や許可、登録文化財調査・推薦、埋蔵文化財保護に必要な諸手続をはじめ、出土品、考古学的資料の整理、研究、収蔵、発掘調査に関する指導等や、文化財保護条例に基づく指定・登録や国市等の指定文化財等の助成、伝統行事・芸能の保存や助成等を行うとともに、文化財に関する冊子の発行や説明板の設置など啓発事業等を行っている。

1.2 文化財の保護施策の概要

1.2.1 文化財保護法に基づく文化財の保護

文化財保護法の一部改正（平成16年5月28日公布、平成17年4月1日施行）において、保護対象に、文化的景観（人と自然とのかかわりの中で作り出された景観）と民俗技術（地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術）が追加され、登録制度に美術工芸品、民俗文化財、記念物分野の追加等の改正が行われた。

この法律でいう「文化財」とは、以下の6つをいう。

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典跡、古文書その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術価値の高い資料（以下、「有形文化財」という。）

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下、「無形文化財」という。）

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに欠くことのできないもの

貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地で、我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な現像物群で、価値の高いもの

京都市では、登録文化財のための調査・選定や重要文化財等の現状変更の許可等の事務を進め、市民の文化財保護の一層の促進に努めており、また、関連部局との連携

を図りながら、文化的景観のあり方について検討している。

1.2.2 文化財保護条例に基づく文化財の保護

京都市内には、国宝、重要文化財など国の指定を受けた文化財を含め貴重な文化財が数多く存在している。こうした文化財の積極的な保護を図るため、本市では、昭和56年10月29日に文化財保護条例を制定し、昭和57年4月1日に施行した。

この条例において「文化財」とは、上記文化財保護法 ～ までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

この条例に基づき、京都市の歴史、文化又は自然を理解するうえで重要なものを京都市指定文化財又は京都市登録文化財とし、その保存を図っている。

1.3 主要施策の概要

1.3.1 市管理の史跡・名勝及び天然記念物の保護

国の指定を受けた史跡、名勝、天然記念物・建造物及び本市が指定登録を行った史跡、名勝、天然記念物、建造物のうち、本市が所有するもの又は管理団体になっているものについては、保存のための指導や、環境整備、除草、清掃などを行い、その管理に努めている。

旧三井家下鴨別邸については、平成23年6月に国の重要文化財に指定され、本市が管理団体となって修理、維持管理を担当する(平成24年度から4年をかけ保存修理工事を実施中)。

旧三井家下鴨別邸の保存修理に係る過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
旅費	- 千円	36 千円	43 千円
需用費	- 千円	55 千円	57 千円
委託料	- 千円	6,000 千円	68,997 千円

また、同別邸の維持管理に係る過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
需用費	- 千円	8 千円	38 千円
委託料	- 千円	1,550 千円	1,550 千円

岩倉具視幽棲旧宅については、平成25年3月に財団法人岩倉公旧蹟保存会から寄付を受け、平成25年6月1日から本市施設として一般公開を開始した。

岩倉具視幽棲旧宅の維持管理に係る過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
需用費	- 千円	- 千円	492 千円
役務費	- 千円	- 千円	134 千円
委託料	- 千円	- 千円	5,635 千円

1.3.2 記念物の取得事業

文化財保護法により国の指定を受けている記念物のうち、近年開発等が進む中で、本市が取得しその保存を図る必要があるものを、国庫補助等を得て順次取得し、その保存を図っている。

1.3.3 文化財防災対策

文化市民局文化財保護課、都市計画局景観政策課、消防局予防部、京都府文化財保護課、京都府文化政策課、京都府消防安全課、京都府警本部警備第一課、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団、公益財団法人京都古文化保存協会、財団法人京都文化財団及び京都大阪森林管理事務所の 11 者で京都文化財防災対策連絡会を結成し、臨時会議を開いて、防災対策の推進に努めている。

1.3.4 市指定文化財等保護事業に対する助成

京都市指定文化財、京都市登録文化財、京都市指定文化財環境保全地区、京都府指定文化財及び登録文化財の保存修理等の事業に対して助成を行い、事業の促進を図っている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	44,000 千円	45,714 千円	43,727 千円

1.3.5 未指定登録文化財保護事業に対する助成（国庫補助を伴わないもの）

指定又は登録されていない文化財についても、本市の文化観光資源として重要な役割を果たしている建造物、美術工芸品、庭園等の保存修理事業に対しては、昭和 45 年度から公益財団法人京都市文化観光資源保護財団が助成を行っており、京都市ではこれらの事業の促進を計るとともに、指導に当たっている。

過去 3 年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
負担金補助及び交付金	93,490 千円	93,490 千円	93,490 千円

1.3.6 伝統行事に対する助成及び指導

祇園祭、京都五山送り火の保存継承のため、行事の執行に対し補助金を交付するとともに、保存執行関係団体である祇園祭協賛会、公益財団法人祇園祭山鉾連合会、京都五山送り火協賛会、京都五山送り火連合会の運営を指導している。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委託料	12,760千円	19,528千円	-千円
負担金補助及び交付金	62,572千円	56,543千円	59,798千円

1.3.7 文化財保護事業資金の融資

昭和61年4月から、本市域内にある文化財の保護事業を対象に事業資金融資を実施し、保護事業の促進を図っている。

過去3年間の決算額の推移は、以下のとおりである。

節	平成23年度	平成24年度	平成25年度
貸付金	5,800千円	4,600千円	3,600千円

1.3.8 文化財保護の普及啓発事業

文化財の保護を図るため、文化財写真集を発行するとともに、講演会、郷土芸能の公開等及び未登録文化財の登録制度を実施し、市民や文化財所有者に対し、文化財保護思想の普及啓発を行っている。

【市指定・登録文化財写真集の発行】

京都市文化財保護条例により指定又は登録した文化財を紹介する写真集である「京都市の文化財」を毎年発行するとともに、文化財保護思想の普及啓発を図るため「文化財ブックス」を発行している。

【郷土芸能の公開】

京都会館において郷土芸能を公開し、各種芸能団体に出演の機会を与え、保存意欲の向上を図るとともに、郷土芸能への市民の理解を高めている（平成24、25年度は京都会館一時閉館のため中止）。

【その他文化財保護思想普及のための各種事業の実施及び後援】

文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防災デー（1月26日）を中心に文化財保護思想普及のため、関係団体と協力して各種事業（伝統行事・芸能功労者表彰、文化財公開事業、講座・講演会など）の実施や後援を行っている。

【未指定登録文化財の選定制度の実施】

京都には、世界遺産や国宝などの文化財のほか、世代を超えて伝えられてきた数多くの有形、無形の文化遺産があり、文化財や景観の各種制度で守っているが、中には既存の制度を適用することが困難なものもある。

そこで、平成 23 年 11 月、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることにより、それらの維持・継承を図るため、“京都を彩る建物や庭園”制度を創設し、平成 25 年 8 月現在 144 件を選定、うち特に価値の高いもの 27 件を認定した。

また、平成 25 年度には、「京の食文化」や「花街の文化」「地蔵盆」などの無形の文化遺産の価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという市民的気運を盛り上げるため、“京都をつなぐ無形文化遺産”制度を創設した。

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度の創設に係る過去 3 年間の決算額の推移は以下のとおりである。

節	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
報償費	- 千円	- 千円	466 千円
需用費	- 千円	- 千円	612 千円
役務費	- 千円	- 千円	6 千円
委託料	- 千円	- 千円	2,914 千円
使用料及び賃借料	- 千円	- 千円	117 千円

2 文化財保護の監査の結果及び意見

2.1 修理助成金について（意見）

伝統行事助成・祇園祭山鉾修理については、通常、各山鉾保存会（多くは財団法人化されている）が自らの勘定で実施し、完了後、全体の修理金額のうち京都市の負担相当額（注）は、当該保存会に対して支払われ、「負担金補助及び交付金」（消費的経費）として処理される。

（注）大口修理（おおむね 20 百万円以上）については、全体の 50%相当額を国が、残り 50%相当額を京都府、京都市、当該保存会の三者で負担するので、京都市の負担額は全体の 6 分の 1 となる。また小口修理（大口修理にあてはまらないもの）は京都府、京都市、当該保存会の三者で負担するので、京都市の負担額は全体の 3 分の 1 となる。

ところが、平成 23 年度と 24 年度の 2 年度にわたって実施された占出山保存会への修理助成については、上記の通常処理とは異なり、修理費用の総額が「委託料」（投資的経費）として処理されている。なお、本件は大口修理にあたるので、京都市の最終的な負担額は全体の 6 分の 1 であり、それを超える部分は、国庫、府、占出山保存会から返納される。

各年度の決算額は、以下のとおりである。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
12,655 千円	19,423 千円	-千円

文化財保護課の担当者によれば、占出山保存会への補助金が投資的経費として処理されている理由は、当該修理事業が大口修理で国庫補助金の対象となるものの、当保存会が公益財団法人ではなく任意団体であり経理的な管理能力を欠くと判断され、文化庁としては国庫補助金を直接当保存会に支出することができないとされたことから、京都市が当保存会の「管理団体」として、修理事業の事務処理（出納事務を含む）を代行しているため、のことである。

現在全部で 33 ある山鉾保存会中、25 保存会が公益財団法人、1 保存会が一般財団法人、残りの 7 保存会が任意団体である。国庫事業による修理費用の助成を受ける場合、公益財団法人である 25 保存会のうち自ら山鉾の収蔵庫を有する 20 保存会については、助成金の受入については自らの勘定で行い得るが、それ以外の 13 保存会については、公益財団法人でないか、あるいは収蔵庫を持たないかの理由によって、京都市が管理団体とならざるを得ない制度になっており、京都市の文化財保護課において余計な手数料が生じることとなる。そもそもこのような多額の助成を受けようとする団体は、収蔵庫を自前で持てるかどうかはともかく、少なくとも自らの勘定で助成を受けるに足る経理能力を持つような努力はすべきと言える。

現在山鉾保存会のうち 8 保存会がいまだに公益財団法人化されていないが、今後もこのような保存会に対しても国庫修理助成が支出される可能性があるのであれば、京

都市としても、文化財保護行政のさらなる効率化を図るため、各山鉾保存会の取りまとめ団体である公益財団法人祇園祭山鉾連合会を通じるなどして少なくとも財団法人化されていない保存会に対しては、公益財団法人化して経理的能力を持つよう、指導していくべきであるとする。

2.2 京町家等文化的価値の高い建物の保存について（意見）

平成 26 年 12 月 17 日の京都新聞朝刊によると、下京区四条通西洞院東入郭巨山町の四条京町家が同年 12 月 20 日に閉館することになるに際して、支援の問い合わせが働き始め、移築に向けた土地提供などの申し出が 16 日までに 9 件あるそうである。この京町家については以前は京都市が借りて京都市伝統産業振興館として運営していた経緯もあり、無くなってしまうことは、京都市民にとっては大変寂しいことである。

また、近年では、北白川にある病院が所有していた、旧二代目島津源蔵邸宅が取り壊された事例もある。

京都市が平成 20・21 年度に行った「京町家まちづくり調査」でも、建物を所有されている方の 4 割近くは保全の意向を持っており、住まい専用としての活用を求める声が高い。しかしながら、一方で維持修繕費の負担が大きいことも課題として挙げられており、この問題を解決する必要がある。

文化的価値の高い建物は、本来であれば元にあった場所で保存するのが最も望ましいが、それが困難なケースも考えられるので、保存のために一步踏み込んで、移築・集中による保存を提言したい。やむなく取り壊しの危機に瀕した文化的価値の高い歴史的建造物を避難的に保存するために、京都市が譲り受け、移築・保存し文化観光資源として公開することも検討すべきである。

例えば、東京都では江戸東京博物館の分館として平成 5 年、小金井市に「江戸東京たてもの園」を開設し、現地保存が不可能な文化的価値の高い歴史的建造物を移築して、復元・保存・展示するとともに、貴重な文化遺産を次代に承継することを目指している。

京都の場合、室町から安土桃山・江戸時代にかけて多数描かれた、洛中洛外屏風図の世界を現代に再現することも、ロマンがあって興味深い文化観光施設になるのではないか。

また、伝統産業の工房等、近代産業遺産的な価値の高い建物も京都市内には沢山あり、このような建物を集中して保存することにより、伝統産業全体の振興にもつながる可能性もある。

3 契約事務について

3.1 委託契約の概要

委託契約の概要については、第2 観光施策について3.1 参照。

3.2 委託契約事務の流れ

委託契約事務の流れについては、第2 観光施策について3.3 参照。

3.3 個別検討を実施した委託契約

文化財保護施策における平成25年度委託契約支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して下記表のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	旧三井家下鴨別邸維持管理	旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業について	教育長 田原博明	64,000
合計				64,000

3.3.1 結果及び意見

文化財保護施策に係る委託契約について、指摘事項は発見されなかった。

4 補助金等について

4.1 補助金等の概要

補助金等の概要については、第2 観光施策について4.1 参照。

4.2 補助金等の事務の流れ

補助金等の事務の流れについては、第2 観光施策について4.3 参照。

4.3 個別検討を実施した補助金等

文化財保護施策における平成25年度補助金等支出のうち、金額的重要性及び質的重要性を考慮して以下のサンプルを抽出し、関連資料の閲覧及び担当課へのヒアリングを実施した。

No.	主要施策の事業名	内容	相手先	金額(千円)
1	「みやこ愛護委員」、「みやこ文化財マネージャー」の育成	京都市文化財マネージャーの育成事業負担金	京都市文化財マネージャー育成実行委員会	2,500
2	地域伝統文化総合活性化事業	京都の民俗文化総合活性化プロジェクトへの負担金について	京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会	10,390
3	文化観光資源保護財団助成	平成25年度公益財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団	71,160
4	文化観光資源保護財団助成	平成25年度公益財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団	22,330
合計				106,380

4.4 補助金等の監査結果及び意見

4.4.1 京都市文化財マネージャー育成事業負担金について(指摘)

No.	1
負担金名	京都市文化財マネージャーの育成事業負担金
担当課	文化財保護課
課施策との関係 交付目的	平成20年度に専門的知識を活かして、歴史的建造物の調査や保存・活用策を提案できる文化財マネージャーの育成制度を創設し、人材育成に努めているところである。行政による保護対象とならない文化財の保護のために活動する本事業の実施は、行政の守備範囲を補う有効な事業であると認められるため、負担金を交付する。
交付対象者	京都市文化財マネージャー育成実行委員会
交付対象事業	「みやこ愛護委員」、「みやこ文化財マネージャー」の育成
根拠規定	京都市文化財マネージャー育成実行委員会規約第10条

交付期間	開始	平成 25 年 4 月 16 日	
	終了	平成 26 年 3 月 31 日	
交付実績金額	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	25,000 千円	25,000 千円	25,000 千円

市は NPO 法人古材文化の会、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターとともに京都市文化財マネージャー育成実行委員会を組織し、当実行委員会に負担金を交付している。負担金交付決定通知書によれば、事業終了後は直ちに事業終了届及び収支決算書を提出する旨が規定されている。文化財保護課では事業終了届や収支決算書の提出を受けた際はただちに供覧し、事業が適正に実施されているかモニタリングすることとしている。

しかしながら、当該書類にあたる文化財保護事業実績報告書の提出を受けた後も担当者が保管したままで、供覧されていなかった。これでは事業が適正に実施されているか把握できず、仮に事業が非効率に行われている、または不適正に行われていても発見する機会が失われてしまう。

実績報告書の提出を受けた際はただちに供覧し、事業が適正に実施されているかモニタリングすべきである。

なお、実績報告書には京都市文化財マネージャー育成実行委員会による提出日の記載がなかった。報告が事業終了後に適時になされていることを証明するためにも、記載を求めるべきである。

4.4.2 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団助成金について（意見）

No.	3
補助金名	平成 25 年度公益財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金
担当課	文化財保護課
課施策との関係 交付目的	文化観光資源保護事業に対する指定寄付金を京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用収入を主な財源として公益財団法人京都市文化観光資源保護財団が行う文化観光資源保護事業に必要な資金として交付するもの。
補助対象者	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団
補助対象事業	文化観光資源保護事業
補助対象経費・補助率 (補助額算定根拠)	助成事業費、調査研究事業費及び普及啓発事業費、会員事業費であって、市長が適当と認める額

根拠規定	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団助成金交付要綱第2条(1)		
補助期間	開始	平成25年4月1日	
	終了	平成26年3月31日	
補助実績金額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	71,160千円	71,160千円	71,160千円

No.	4		
補助金名	平成25年度公益財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金		
担当課	文化財保護課		
課施策との関係 交付目的	文化観光資源保護事業に対する指定寄付金を京都市文化観光資源保護基金に積み立て、その運用収入を主な財源として公益財団法人京都市文化観光資源保護財団が行う文化観光資源保護事業に必要な資金として交付するもの。		
補助対象者	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団		
補助対象事業	管理運営事業		
補助対象経費・補助率 (補助額算定根拠)	人件費、物件費であって、市長が適当と認める額		
根拠規定	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団助成金交付要綱第2条(2)		
補助期間	開始	平成25年4月1日	
	終了	平成26年3月31日	
補助実績金額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	22,330千円	22,330千円	22,330千円

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団(以下、当財団)は昭和44年に市の出捐により設立された、京都市域の文化財や観光資源の保護と活用に取り組む市の外郭団体である。事業内容は文化観光資源保護事業、文化観光資源に関する調査研究並びに情報の収集及び提供事業、文化観光資源管理事業、文化観光資源保護普及啓発事業、会員管理事業、会員事業、法人運営事業であり、文化観光資源保護に関わる様々な事業を実施している。

市は、文化観光資源の保護を行い、市民の文化観光資源保護に関する理解を深め、もって市民の文化的な生活の向上と地域文化の振興に寄与するため、当財団に事業補助金及び運営補助金を助成している。それぞれの補助金は対象事業や対象経費が異なるため、補助金の必要額や効果を測定する上では、それぞれの補助内容に直接紐付いた予算書及び決算書を入手し、その内容を精査すべきである。

しかしながら、当財団から提出されている予算書及び決算書は法人全体の予算書及び決算書であるため、補助事業以外の数値も合算されており、それぞれの事業に必要な経費が個別に把握できない。担当課は補助金額の決定方法について、前年度までの事業報告や決算書、当該年度以降の事業計画や予算書等の内容を踏まえた上で決定しているとのことであるが、これでは補助対象事業に経費がどれだけ必要であったか判別できず、事業ごとに必要な補助金額が十分に検討されているか不明瞭である。

補助対象事業が異なるのであれば、それぞれの事業に対応した予算書及び決算書を入手し、補助金の必要額を精査すべきである。

5 京都市考古資料館について

5.1 京都市考古資料館の概要

延暦 13 年（西暦 794 年）、桓武天皇により平安京に都が定められてから、京都は日本の政治・経済・文化の中心地として栄えてきた。その歴史が育んだ景観は美しい自然ととけ合って、市民に親しまれ、また、国内外から多くの来訪者を迎えている。

一方、京都のつちの中には、遠く先史の昔から平安時代を経て近代に至るまでの各時代の遺跡が埋もれている。

京都市考古資料館（以下、「考古資料館」という。）は、京都市内の発掘調査により発見された各時代の貴重な考古資料を広く展示公開するため昭和 54 年 11 月に開館した。

展示は、各時代を代表する遺跡写真パネルと当時の生活の様子を語る出土品を組み合わせ、つちの中の京都の歴史を深く理解できるようにしてある。

また、発掘調査成果を中心に京都市内の遺跡について紹介する文化財講座や史跡ウォーク、親子が参加できる夏期教室などのイベントをとおして、来場者が見て触れて、かつ参加・交流のできる生涯学習施設としての役割を目指している。



（ホームページより）

5.2 実施事業

【展示事業】

常設展示

主に公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所（以下、「埋蔵文化財研究所」という。）が実施した京都市内の発掘調査により発見された貴重な考古資料を中心に展示、紹介している。

特別展示

埋蔵文化財の発掘調査・研究活動の成果を「テーマ」として設定し展示している。

合同企画展

平成 23 年度より「大学のまち京都・学生のまち京都」の特性を活かし、大学・高等学校との協働により、発掘調査や京都市内に所在する大学・高等学校における「研究・教育」の成果を、広く紹介することを目的として実施している。

速報展・企画陳列

埋蔵文化財研究所が実施した発掘調査の成果を速やかに公開するため、随時、速報展を実施している。また、過去の調査成果と結び付けて紹介する企画陳列も実施している。

スポット展示

京都新聞日曜版と連動して、埋蔵文化財研究所職員が執筆する「遺物はささやく」コーナーで紹介した出土品を週替わりで展示している。

情報コーナー

1 階「情報コーナー」において、「リーフレット京都」・「京都歴史散策マップ」の配布を行っている。また、歴史・考古学関連図書及び各地の博物館、資料館の展示図録、パンフレットや発掘調査現地説明会資料などを公開し、閲覧に供している。

【考古資料館文化財講座】

文化財保護の普及啓発を行うことを目的として、埋蔵文化財研究所が実施した発掘調査成果を中心に市民に対して開講している。平成 19 年度からは、京都アスニー（京都市生涯学習総合センター）の京都学講座の一環として共催・参加している。

【遺跡スタンプラリー・史跡ウォークの開催】

京都市内の遺跡・史跡をめぐるスタンプラリー・史跡ウォークを実施している。

【小・中学生夏期教室】

毎年、夏休み期間に合わせて京都市内の小学校 4～6 年生・中学生とその保護者を対象に開催している。

【「生き方探求・チャレンジ体験」の受入れ】

京都市教育委員会が実施している京都市立中学校・総合支援学校「生き方探求・チャレンジ体験」推進事業を受入れ、発掘調査体験や拓本実習などを実施している。

【修学旅行生の発掘調査体験学習等の受入れ】

修学旅行での発掘調査体験の希望が多く寄せられたため、体験学習としての受入れを実施している。また、発掘体験だけではなく、考古資料館の展示を活用して出土品に触れる見学体験や平安京跡を中心とした遺跡解説・遺跡めぐりなども実施している。

【博物館学芸員実習の受入れ】

各大学からの依頼により博物館学芸員資格認定のための資料館業務、資料の保管・管理業務、保存処理業務などの実習を行っている。

【考古資料の貸出し】

埋蔵文化財保護の普及啓発及び活用を図るため、他の博物館・資料館での特別展などへ、当館の展示品や埋蔵文化財研究所が保管している考古資料の貸出しを実施している。

【その他】

- ・教育機関（小・中・高・大学など）の学外授業の受入、解説
- ・大学講座のレポート等作成の課題のテーマ館の一つとして指定され、来館する学生に対する指導等の対応
- ・インターンシップによる大学生の体験受入
- ・生涯学習グループなどの見学受入れ、解説
- ・京都市文化財ボックス等の販売事務

5.3 運営実績

入館者数の実績は、以下のとおりである。

年度	開館日数	入館者数	1日平均人数
平成23年度	307日	23,431人	76.3人
平成24年度	307日	28,435人	92.6人
平成25年度	306日	25,821人	84.4人
開館以来	9,891日	685,914人	69.3人

開館以来、平成24年度の入館者数が最高となっており、ついで平成25年度、平成23年度となっている。

5.4 管理運営主体

考古資料館の管理運営については、昭和 54 年 11 月の開館以来、埋蔵文化財研究所が受託している（平成 18 年度からは指定管理者制度を導入）。

5.5 埋蔵文化財研究所の状況

埋蔵文化財研究所の財務状況の概要は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	964,023	702,239	701,832
経常費用	978,126	750,393	656,605
一般正味財産増減額	38,867	91,161	39,773
指定正味財産増減額	922,366	-	-
流動資産	454,821	396,066	469,143
固定資産	994,400	1,047,268	1,071,862
流動負債	262,738	143,011	184,180
固定負債	430,000	635,000	731,274
内、長期借入金	400,000	525,000	650,000
内、退職給与引当金	30,000	110,000	81,274
正味財産	756,484	665,323	625,550

平成 23 年度の「指定正味財産増減額」は、新公益法人制度の実施に伴い同研究所の公益財団法人化に向けて、京都市から土地を現物出捐したものである。

「正味財産」が年々減少しているのは、平成 24 年度から従来分割で支払っていた退職金を一括で支払うこととし、平成 25 年度は特に例年以上に定年退職者が多かったためである。また、平成 24 年度から過去からの退職給付引当金不足を解消するため、5 箇年計画で引当金を費用処理しているためである（過去からの退職給付引当金の不足額は、425,000 千円である）。

5.6 考古資料館に対する結果及び意見

5.6.1 京都市の貸付金の回収可能性について（指摘）

埋蔵文化財研究所の長期借入金（650,000 千円）は、全て京都市の貸付金である。

埋蔵文化財研究所はその実施事業として、発掘調査（発掘・確認・整理等）、立会調査（詳細分布・考古学的・立会等）、その他（測量・保存処理・写真撮影等）の埋蔵文化財調査事業と京都市から指定管理者として委託されている考古資料館の管理運営事業を行っている。しかし、その 2 つの事業は公益事業として認定を受けており、「収支相償」が求められているため、埋蔵文化財研究所が行っている事業から大きく収益を得ることは、制度上困難であると考えられる。つまり、京都市の貸付金の回収可能性

の目処が立たない状況にあると言える。

埋蔵文化財研究所からは、「現在、埋蔵文化財研究所の今後の在り方を含めて中期経営計画の策定に向けて、京都市と共に検討を行っているところ」との回答を得ているが、借入金の最終返済期限が平成 80 年 3 月であるとはいえ、元本の返済開始が平成 30 年 4 月から始まることを考えると、時間に余裕があるとは言えない。また、金銭消費貸借契約書に「経営状況等により借入期間及び償還方法に変更の必要が生じた場合は、適宜、協議のうえ決定する」との条項が盛り込まれているが、回収可能性の見込めない安易な先延ばしは慎むべきである。したがって、収益源確保のための収益事業の実施を含め財政健全化に向けた中長期計画を早急に策定し、実行していく必要がある。

5.6.2 考古資料館の再整備について（意見）

現在の考古資料館は、今出川大宮東入にある旧西陣織会館の建物を再利用している。市内中心部からの交通アクセスが必ずしも良いとは言えない立地であることに加え、歴史的価値があるとはいえ手狭で老朽化の著しい建物を活用して、年間約 2 万 5 千人というまずまずの来館者を得ている。

古い建物の再利用であるために展示スペースが十分取れない環境の下、1~2 階をフル活用した展示がなされており、とくに速報展示コーナーやオープン展示コーナーの設置も工夫された展示方式であり、また京都新聞日曜版との連動展示も高く評価できる。また遺跡スタンプラリーや史跡ウォークも年に 2~3 回開催されていることに加え、小中学生の夏期教室、修学旅行生対象の参加型の発掘調査体験など、工夫し知恵を絞った事業が企画運営されているものと評価できる。また入館者が自由に利用できるパソコンや映像機器を設置した情報コーナーは、歴史・考古関連図書や各地博物館、資料館での展示図録等、考古学ファン・歴史ファンにとって有用な資料も充実していると考えられる。

このように、制約の多い環境下で精一杯の展示・運営がなされていることは、大いに評価できるものの、京都市から出土する埋蔵文化財の歴史的意義の大きさやその分量から見た場合、現在の考古資料館の規模はあまりにも小さく、運営母体である埋蔵文化財研究所の主目的が「埋蔵文化財の展示」ではないとしても、市が保有する埋蔵文化財が質量ともに一般市民（考古学ファン・歴史ファン）に対して十分に公開されているとは言い難い。また机や椅子等の設備も老朽化しており、歴史都市京都を期待して訪れる考古学ファン・歴史ファンをお迎えする施設としては、貧相でみすばらしいという印象を拭えない。

平成 28 年、「世界考古学会議第 8 回総会（参加者約千人予定）」の京都市での開催が予定されていることも踏まえ、埋蔵文化財研究所の中長期計画策定に併せて、今後の考古資料館の再整備を早急に検討すべきであると考えられる。

まず、埋蔵文化財研究所との関係で、考古資料館の在り方を明確に位置付ける必要がある。考古資料館をあくまでも埋蔵文化財研究の付属的（副次的）性格のものとして位置付けるならば、今のまま保有埋蔵文化財の最小規模の展示で充分であり、無償公開のままでも良いのかもしれないが、付属的施設という枠を超えて一般市民（考古学ファン・歴史ファン）向けの公開機能を持つ位置付けとするならば、有償であっても、より広いスペースでの展示を行うべきであり、その場合、考古資料館の別施設への移転も選択肢に入れて検討するべきであると考え。

現在埋蔵文化財は、考古資料館のほか、市内の何箇所かに設けられた小さな展示スペースにも展示されている（京都市庁舎、京都アスニー、いくつかの地下鉄の駅（烏丸御池駅や二条城前駅等）、京都ヨドバシビル内無形文化財展示室等）。これは埋蔵文化財を実際の出土場所近くにおいて展示するという意義のほか、多くの人の目に触れやすい場所に展示することによって、一般市民に少しでも考古資料に対する興味を持ってもらおうという意図もあるとのことである。これはこれで意義のある展示方法であるとは評価できるが、一方で京都市全体の歴史を一望に概観することを望むような利用者にとっては、このように展示場所が市内各所に分散されているのは、大変利用しづらいという側面もある。したがって、ひとつの大きな施設を準備し、そこに市内各所から出土した埋蔵文化財を一堂に集めることが理想的であると思われる（前述の小さな展示スペースはそのまま残し、同じ場所から出土した同種の埋蔵文化財のうち倉庫に眠っているものを新考古資料館に集めて展示する）。考古資料館の検討にあたっては、考古資料や歴史的資料を集めた京都市内にある既存の諸文化施設（京都市平安京創生館、京都市歴史資料館といった市営の施設のみならず、京都府立文化博物館、京都府立資料館等といった府営施設も含む）と合併・再編することまでも視野に入れた検討が必要であると考え。自治体の歴史を一箇所で概観できる博物館・資料館・美術館の形態としては、国内外において、埋蔵品を展示する考古資料館が有償のアーキオロジー・ミュージアムとして運営されている事例も多いので、それらを比較対象として検討されることをお勧めしたい（海外事例としては、エジプト考古博物館、アテネ考古博物館、ローマ考古博物館、ナポリ考古博物館、フランスのサンジェルマンアンレイ考古博物館、イスタンブール考古博物館等多数あり、また国内事例としても、東京や奈良の国立博物館のほか各地方自治体運営のものも多数ある）。

考古資料館の在り方やその運営については、さまざまな意見があろうが、いずれにしても抜本的な再整備の検討が必要であると考え。

第6 まとめ

1 京都市の観光政策について

京都市の観光政策に関しては「京都観光振興計画 2020 ~世界があこがれる観光都市へ~」にまとめられており、今後の京都市が実行すべき観光政策全般の諸施策を総合的に要約しており、大変優れた計画書であるといえる。

同計画は従来の「未来・京都観光振興計画2010^{*5}」の次の計画として、当初予定を半年前倒しして平成26年10月に京都市観光振興審議会による審議を経て策定されたものである。また、計画期間としては、平成26年(2014年)10月から平成32年度末(2020年度末)まで、とされている。

平成32年(2020年)に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、日本が世界の関心を集めるこの機会に、日本文化の中心地である京都が、観光立国・日本の牽引役となる役割を果たす必要性が非常に高くなっている。観光政策はあらゆる分野を横断する総合政策であり、また京都市民にとっても「住んでよし」、「学んでよし」、「育ててよし」、「生まれてよし」を実感として感じられる都市になるためには大変重要な政策である。

当計画の策定にあたった京都市観光振興審議会は、橋爪紳也氏(大阪府立大学観光産業戦略研究所 所長)を会長に、副会長として田中誠二氏(学校法人 大和学園理事長)および本保芳明氏(首都大学東京 都市環境学研究科教授 観光庁参与)、その他有識者、観光関連業界関係者、市民公募委員等よりなる全30名の委員で構成されている。

当計画の目標設定にあたっての考え方として、単に数値目標の達成ではなく、目標を目指して取組を進めることを通じて、質の高い「おもてなし」により感動を届け続ける、また京都市域全体に対して観光の効果を波及させ続けることがポイントであるとされている。



具体的には、以下のとおり数値化されて設定されている。

京都を再び訪れたいという「再来訪意向」、親しい友人に京都観光を勧めたいと思う「紹介意向」のアンケート結果数値について、毎年着実に評価を向上させ、より100%に近づける（現状、「再来訪意向」は日本人95.4%、外国人91.1%、「紹介意向」は日本人88.2%、外国人96.1%）。

とりわけ、最上位評価である「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも80%以上を目指す（現状、「再来訪意向」は日本人57.8%、外国人42.3%、「紹介意向」は日本人39.0%、外国人50.7%）。

「京都のおもてなし度」について、日本人以外にも新たに外国人にお聞きし、毎年着実に評価を向上させ、より100%に近づける（現状、日本人54.1%、外国人は未調査）。

とりわけ、最上位評価である「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも80%以上を目指す（現状、日本人12.2%、外国人は未調査）。

外国人宿泊客数年間300万人を目指す。（現状113万人）

観光に関連する京都の観光消費額年間1兆円を目指す（現状、7,002億円）。

また、計画実現のための4つの柱として、

人づくり、まちづくり

魅力の向上、誘致手法

魅力の発信、コミュニケーション

MICE戦略

が掲げられ、それぞれの柱に紐付けられた具体的な191事業（うち重点事業として47事業）が施策として列挙されている。

京都は市内全域が、数え切れないほどの文化観光資源で満ち溢れており、まさに京都市そのものが博物館・美術館であるとも言える。このような京都においての観光に対する取組は、古くは江戸時代まで遡ることができるが、行政が積極的に観光振興に関わり始めたのは明治以降であり、京都市が地方自治体として日本で最初に担当課として常設の観光課を設置したのは昭和5年である。このような歴史を持ち、都市として素晴らしい品格を持つ京都市の観光行政の策定した「京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」については、計画通り着実に遂行することにより、是非とも目標を達成してもらいたい。

また最後に、将来の京都にとって鉄道（リニア中央新幹線）のルート決定は大変大きな影響を与えるかも知れない。「リニアを、京都へ。」運動については、国益を前面に出して、決して最後まであきらめずに国に対して京都駅ルートの要望運動を継続するのが良いと感じている。

2 MICE戦略の取組について

京都市は平成25年に、日本をけん引するMICE都市の育成を図る国の「グローバルMICE戦略都市」に選定され、MICE戦略に対する強力な取組が求められているところである。

この取組の具体化のために「京都市MICE戦略2020」が平成26年10月に、「京都観光振興計画2020」と同時に、京都市観光振興審議会による審議を経て策定されており、今後の京都市が実行すべきMICE戦略全般の諸施策を総合的に要約された大変優れた計画書であるといえる。また、計画期間としては、平成26年(2014年)10月から平成32年度末(2020年度末)まで、とされている。

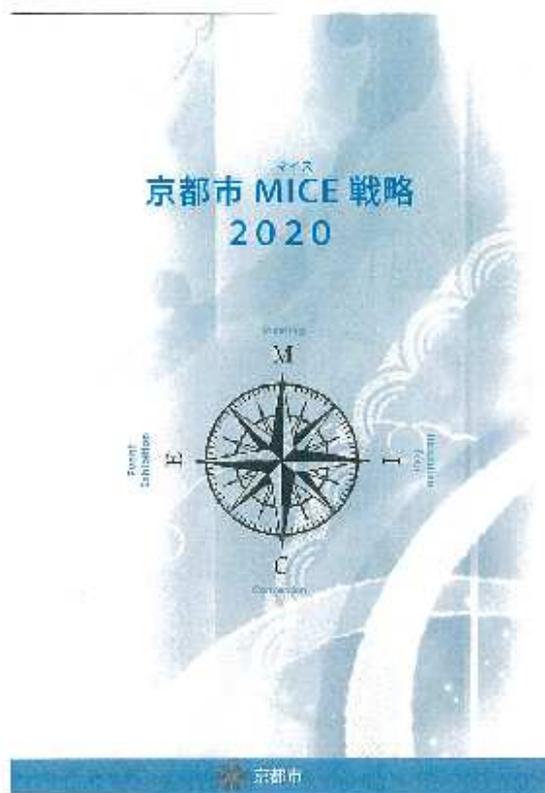
この計画書の前文に京都市長門川大作氏が述べられているとおり、京都は日本古来の精神性を体現した、世界でも類を見ない上質で奥深い文化が多様に息づくまちであり、観光はもちろん、合意や調和を目指す会議などの開催にも最もふさわしい場所である。

過去京都では、1997年(平成9年)に開催された第3回地球温暖化防止京都会議(COP3)、2003年(平成15年)に開催された第3回世界水フォーラム、1987年(昭和62年)に第1回が開催され、さらに平安建都1200年にあたる1994年(平成6年)にも第4回が開催された世界歴史都市会議など、国際的に知名度が高く、後の歴史にその名を残す重要な会議が開催されてきた輝かしい実績がある。

「京都市MICE戦略2020」は、目標として、2020年(平成32年)までに、「コンベンション開催件数の世界順位:35位を目指す。(平成25年現在では世界55位)」ことと「外国人参加者比率の国内順位:国内1位を堅持する。」ことが掲げられており、これらを達成するために次の4つの施策が挙げられている。

開催支援メニューの充実、産学公連携の強化、宿泊・飲食・会場施設等をコーディネートする組織やワンストップ窓口を開設するなど、主催者が京都を選択しやすい環境を整える。

京都にふさわしいMICE誘致の強化を図る。とりわけ、ミーティング・報奨旅行対策の強化などMICEによる経済効果を最大限にする。



環境・科学・文化・歴史など世界の平和や人類の未来に貢献する国際会議の誘致を図る。

MICEの開催を通じて都市の活力を向上させる。

また、これらの施策を実行するための具体的な事業がそれぞれの施策ごとに4～10事業リストアップされ順次実行されている。

当戦略の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用して進ちょく管理するとされており、現時点で包括外部監査として評価できるステップには至っていないが、是非とも最終目標に向かって力強く当計画を進めてもらいたい。

また、すでに（意見）として述べたところではあるが、当戦略のキーポイントは国立京都国際会館の拡充整備であり、国の平成26年度予算において新たに2,500人規模の多目的ホールの整備に向けたスタートが切られ、平成30年度には竣工する予定であるが、本格的な大規模国際会議を誘致するためには是非とも5,000人規模の多目的ホールが必要であり、そのためには、国に対して引き続き、5,000人が一堂に収容できる多目的ホールとなるよう、早期拡充整備を力強く要望し続ける必要がある。

3 京都市伝統産業活性化事業について

京都の伝統産業は、現在京都で最先端技術を駆使して世界市場で活躍する何社ものハイテク企業の技術的基盤となってきた経緯がある。そのような我が国のものづくり産業の原点である京都の伝統産業にかける期待は大きいものである。

京都市では平成 17 年に京都市伝統産業活性化推進条例を制定し、伝統産業の活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、伝統産業の活性化を総合的かつ計画的に推進してきた。

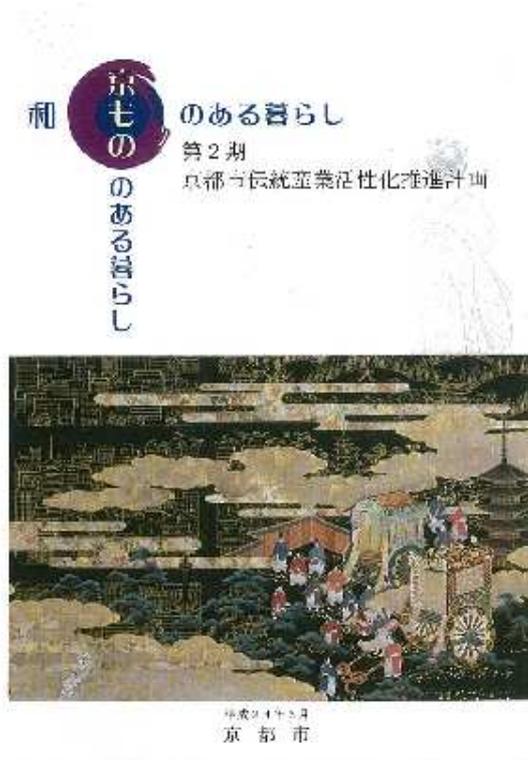
具体的には、平成 18 年 11 月に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定し、平成 23 年度までの計画として各種施策を展開してきた。それら取組の成果やその後の社会的変革等の状況を踏まえて、改めて平成 24 年 3 月に改訂版として「第 2 期 京都市伝統産業活性化推進計画」を策定し、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 箇年の計画としている。

この計画では、危機的な状況が続いているとも言える京都の伝統産業における問題点を分析するとともに、次の 4 つの基本理念を定めている。

- ・市場の開拓
- ・基盤の強化、円滑な流通の促進、技術の承継と革新
- ・価値や魅力の発信
- ・日本独自の伝統文化の継承と文化の創造

これら 4 つの基本理念は、京都市伝統産業活性化推進条例の第 9 条から第 14 条に定める 6 つの基本的施策とマトリックス状に連携して、具体的な各種取組（活性化推進のための具体的施策）に反映されている。

伝統産業を取り巻く状況は、需要の長期的低迷により出荷額が減少傾向にあるなかで、抱える問題点として需要の低迷以外に、後継者の確保難、道具・材料の確保難、複雑な流通経路など、問題は数多いが、平成 23 年に実施した市政総合アンケートによると「着用・使用する機会・場が少ない」・「値段相応の価値かどうか不明」という生活様式や消費者の嗜好の変化や消費者の多様なニーズに答えきれていないことや、現代の生活に合った活用方法や安心・納得して購入できるための情報が消費者に十分に



伝えられていないことが最大のポイントであるとされている。

伝統産業の活性化推進のための問題解決に向けて、伝統産業事業者自身が努力し解決すべき課題と京都市が行政として支援できる課題に切り分けて、京都市産業観光局は我が国の世界に誇れる素晴らしい日本文化の未来への承継のために、是非ともこの「第2期 京都市伝統産業活性化推進計画」を着実に実行していただきたい。

京都市は平成26年11月21日に、国の2015年度予算編成に向けて、安倍政権が掲げる「地方創生」の実現に関する提案など7項目を、各省庁に緊急要望した。このなかで地方創生について、「政令市を地方活性化の拠点」と位置づけるよう主張し、京都が誇る伝統産業など「こころの創生」の必要性を訴えた。

このような政府の総合戦略策定の時を捉えての、世界に誇れる京都の伝統産業の活性化推進のための要望は、時宜を得たものであると評価できる。

4 文化市民局による文化芸術施策について

京都市の文化芸術施策に関しては「京都文化芸術都市創生計画」にまとめられており、今後の京都市が目指すべき文化芸術政策全般の方向性を示した、大変優れた計画書であるといえる。

同計画は平成 19 年 3 月に京都文化芸術都市創生協議会によって策定され、京都市は「文化芸術によるまちづくり」を基本理念として各施策を進めてきたが、その後、平成 20 年 9 月に発生した「百年に一度の経済金融危機」と呼ばれるリーマンショックや平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、その他 ICT（情報通信技術）の発展にともなう地球規模での交流の活発化など、社会全体を揺るがす大きな事態や社会構造の変革も発生した。そこで、当初の計画の見直しが必要となったとの認識により、同協議会は平成 24 年 3 月に改定版を策定し、平成 29 年 3 月までの 5 年間をも含めた 10 年間の京都市の取り組むべき文化芸術にかかる重要施策を明らかにした。

京都文化芸術都市創生協議会の設立時のメンバーは、村井康彦氏（歴史学者、公益財団法人京都市芸術文化協議会理事長）を会長に、副会長として池坊由紀氏（華道家元池坊次期家元）及び千宗室氏（茶道裏千家十六代家元）その他有識者、芸術家、市民公募委員等よりなる 19 名の委員で構成されている。

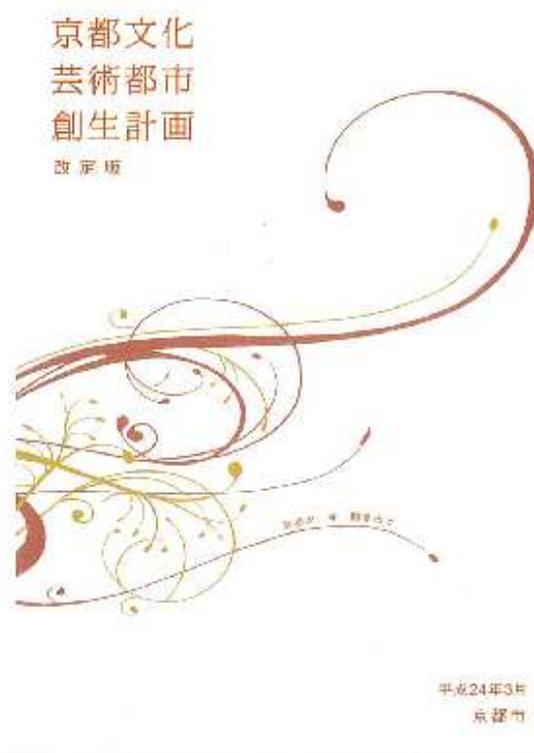
【京都における文化芸術の位置づけと世界平和への願い】

京都は日本の文化を育み、蓄積してきた歴史を持つが、その文化遺産の存在によって、先の大戦では米国軍による大規模空襲を免れたという事実がある。つまり文化は平和を守るための最大の武器ともなり得るのではないか。

海外でも、イタリア・フィレンツェのヴェッキオ橋がナチス・ドイツ軍の破壊行為から免れたのも同様の理由であるとされている。

文化は民族や宗教を超越して、人類共通の財産であり全人類の価値観に訴える強い力を持っている。この文化の持っている強い力を利用して、世界平和につなげることを、京都は日本を代表して発信すべきであるといえる。

長い歴史を経て、永遠に未来に伝わり、輝き続けるものは文化であるという認識に



立って、誇り高き日本文化の最大の具現者である京都市の果たす役割は大きいものであり、その意味において「京都文化芸術都市創生計画」の存在意義は大変重要である。

【京都市文化市民局への期待】

日本文化の多様性の要因として、日本人の宗教に対する接し方の多様性が大きく影響しているのではないか。

現代人は、お正月には神社に初詣に出かけ、お彼岸やお盆には菩提寺とお墓にお参りし、クリスマスには近所の教会でイブ礼拝に参加する、ということが何の疑問もなく日常的な生活の一部となっていることが多い。

このような自由の中で、日本の多様性に富んだ素晴らしい文化が熟成されてきたわけで、特に長い歴史を有する京都にその蓄積が顕著であると言える。日本文化の象徴である京都の文化を今後とも維持し、さらに世界にアピールし、世界平和につながる活動のためには、是非とも京都市文化市民局がリーダーシップをとって、「京都文化芸術都市創生計画」における各施策をすすめてもらいたいし、今まで着実に成果を出している実績から、十分に期待に応えてもらえるものであると考える。

【京都市の文化政策の歴史】

同計画にも要約されているとおり、京都市は昭和 16 年に文化課を設置して以来、戦後もいち早く現在に連なる多くの文化政策に着手し、昭和 25 年には国から特別法による国際文化観光都市として指定を受けている。昭和 53 年には「世界文化自由都市宣言」を行い、京都市は、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像とし、平成 18 年には「京都文化芸術都市創生条例」を施行している。

【「京都文化芸術都市創生計画」における重要施策と総合施策】

重要施策群として、次の 3 つの項目が掲げられ、それぞれの項目ごとに具体的な事業が挙げられている。

承継と創造に関する人材の育成等

創造環境の整備

文化芸術と社会の出会いの促進

また、文化芸術都市の創生に向けて、上記重要施策群に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目（第 9 条から第 21 条関連）に沿って、総合的に施策の推進を図るための取組が施策番号 1 ~ 74 にまとめられている。

京都市は市民と連携するとともに、他の行政機関や団体（NPO 等）など、関係機関とネットワークを築きながら、これらの施策を力強く推進していただきたい。

【琳派 400 年記念祭事業の成功に向けて】

平成 27 年（2015 年）は琳派の祖の一人、本阿弥光悦が徳川家康から京都洛北の鷹峯に所領を賜り、「光悦村」と呼ばれる芸術村を拓いてから 400 年を迎える。これを記念して文化芸術の祭典を京都市をはじめオール京都（京都府、京都市、京都商工会議所など）で企画し委員会を設立している。イベントとしてすでに平成 26 年秋から各種イベントや展覧会が実行・開催されている。

琳派とは、本阿弥光悦、俵屋宗達の二人が創出した豊かな流派であり、装飾性・デザイン性を特色とし、画面の背景に金銀箔を用いたり、大胆な構図で美を表現する系譜である。その後、琳派の「琳」の一字を採る源ともなった尾形光琳・乾山の兄弟がその精神や技を受け継ぎ発展

させ、さらに、姫路藩主酒井忠仰の次男で江戸で活躍した酒井抱一や鈴木其一がそのスタイルを定着させたと言われている。またその後も、明治・大正期の神坂雪佳へと流れは伝えられた。その意匠性や美意識は、現代の伝統工芸をはじめとする日本のものづくりへと連綿と受け継がれヨーロッパの印象派にも浮世絵とともにジャポニスムとして大きな影響を与えたと言われている。

この 400 年という節目を機に、京都の誇りである素晴らしい琳派の文化芸術の魅力を更に高め、日本中、さらに世界中に広く発信する取組に全力を尽くし、京都が「世界の文化首都」へと飛躍するために、京都市文化市民局は大きな力となって、是非ともこの事業を成功させてほしい。



【京都国際現代芸術祭 2015 (PARA SOPHIA : パラソフィア) の成功に向けて】

京都国際現代芸術祭 2015 は、平成 27 年 3 月 7 日から 5 月 10 日までの約 2 ヶ月間にわたり、京都市美術館の全館と京都府京都文化博物館を主会場に、複数の会場を有機的に連携させながら開催される、京都で初めての大規模な現代芸術の国際展であり、国際交流と文化の集積地・京都を舞台に世界の第一線で活躍する作家約 40 人が作品を発表することになっている。

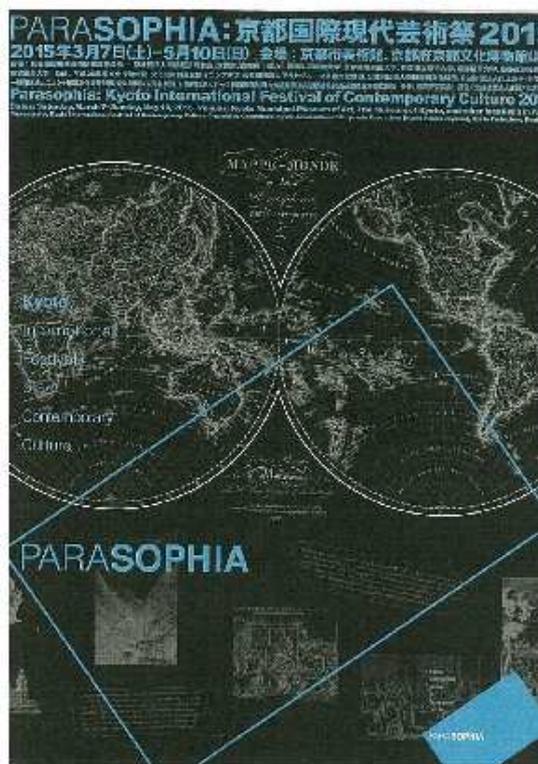
現在、京都市美術館においては、前庭に「空にかける階段 88 : 富樫実作」や「朱態 : 清水九兵衛作」の現代アートオブジェが展示されているが、積極的には現代ア-

トの展示はおこなっていないなかで、今回のこの京都国際現代芸術祭 2015 の開催は、現代アートを愛好する京都市民にとっては大変楽しみな芸術祭である。

PARASOPHIA という造語は、para :「別の、逆の、対抗的な」という意味の接頭辞と、叡智や学問体系を意味する sophia を接続したものであると説明されている。また para は化学でお馴染みのベンゼン環に通じ、そのベンゼン環は城壁(結界)のイメージに繋がり、そしてそれは長安に倣い794年(延暦13年)に矩形グリッドの形で造営された平安京が、応仁の乱を経て痩せ細り南北に細長いびつな六角形になった後も、京都は滅びることなく徐々に都市としての活力を回復し、19世紀後半からは東西に市街地を拡大させベンゼン環に似た六角形の形状を持つ現在の形に至ることにより、不死の都市・京都の象徴的な図像なのだ、と説明されている。

また京都は、近世から近代、そして現代も、その時々にも生まれる先駆的な芸術家や思想家たちの活動を寛容に支援し続けてきた都市であり、同時代の革新的な文化活動を、未知ゆえに恐れ排除するのではなく、それを穏やかに許容し支えてきた態度もまた、歴史都市京都が世界に誇り得る伝統の一つである。今回の PARASOPHIA: 京都国際現代芸術祭 2015 の意義、そして目指すものは10年後の文化資産の生産と蓄積に向けた知のワークショップであり、家族で楽しめる楽しく軽やかな外見と、国内外の専門家たちの知的共感も吸引する重層的で深い内容を持つ、持続する国際芸術祭の母体を生み出すことと、説明されている。

このような素晴らしい理念を持った芸術祭を、琳派400年記念祭と同様に、京都が「世界の文化首都」へと飛躍するためにも、京都市文化市民局は大きな力となって、是非ともこの事業を成功させてほしい。



以上